

第二百四回国 参議院 經濟産業委員会 會議録第六号

令和三年五月二十七日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

五月二十一日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

五月二十四日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

五月二十五日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

五月二十六日

高橋はるみ君

高橋はるみ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

- 有田 芳生君
青山 繁晴君
加田 裕之君
宮本 周司君
磯崎 哲史君
岩淵 友君
阿達 雅志君
青木 一彦君
江島 潔君
佐藤 啓君
高橋はるみ君

補欠選任

衛藤 晟一君

補欠選任

高橋はるみ君

補欠選任

安江 伸夫君

補欠選任

島村 大君

高瀬 弘美君

補欠選任

高橋はるみ君

国務大臣

経済産業大臣

副大臣

経済産業副大臣

大臣政務官

経済産業大臣政務官

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

外務省大臣官房審議官

財務省財務総合政策研究所副所長

国税庁長官官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房審議官

経済産業省大臣官房調査統計グループ長

松村 祥史君

宮沢 由佳君

森本 真治君

里見 隆治君

高瀬 弘美君

新妻 秀規君

石井 章君

浜野 喜史君

ながえ孝子君

安達 澄君

梶山 弘志君

江島 潔君

佐藤 啓君

山口 秀樹君

高杉 優弘君

小野 稔君

木村 秀美君

中原 裕彦君

矢作 友良君

小笠原陽一君

岩城 宏幸君

後藤 雄三君

経済産業省経済産業政策局長

新原 浩朗君

経済産業省商務情報政策局長

平井 裕秀君

資源エネルギー庁長官官房資源エネルギー政策統括調整官

小野 洋太君

資源エネルギー庁省エネルギー部

茂木 正君

資源エネルギー庁資源・燃料部長

南 亮君

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

松山 泰浩君

中小企業庁長官

前田 泰宏君

中小企業庁事業環境部長

飯田 健太君

中小企業庁経営支援部長

村上 敬亮君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(有田芳生君) ただいまから経済産業委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、外務省大臣官房審議官高杉優弘さん外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(有田芳生君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(有田芳生君) 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。政府から趣旨説明を聴取いたします。梶山経済産業大臣。

○国務大臣(梶山弘志君) 皆さん、おはようございます。

御説明に先立って、法案の条文案に四か所、条文案以外の参考資料に二十か所の誤りが判明したことについては、国会にて法案を提出し、御審議を仰ぐ立場の政府として誠に申し訳なく、改めて深くおわびを申し上げます。

今後、このようなことがないよう、しっかりと対応してまいります。

ただいま議題となりました産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済が戦後最大の落ち込みを記録する中、厳しい状況に置かれている事業者に対し、引き続きその事業継続や雇用の維持に必要な支援を行うことが必要となります。他方、世界各国で新たな日常への模索が続く中、我が国が旧態依然とした経済社会システムから本格的に脱却し、グローバルな構造変化へと一気に適応していくチャンスでもあります。

成長戦略としての二〇五〇年カーボンニュートラルの実現、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築など、山積する課題に対して必要な取組を進めることで、我が国産業の持続的な発展を図ることが重要です。さらに、人口が急速に減少する中、地域の経済や雇用を支える小規模

事業者の持続的発展を図りつつ、中小企業から中堅企業への成長を促すことで海外で競争できる企業を増やしていくことが必要です。こうした状況を踏まえ、本法律案を提出した次第です。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、産業競争力強化法の一部改正等です。第一に、グリーン社会への転換のための施策を講じます。カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を認定し、脱炭素化効果が高い製品の生産設備への投資や、生産工程等で脱炭素化を進める設備への投資に対する税額控除や計画の実施に必要な借入れに対する利子補給を措置します。

第二に、デジタル化への対応のための施策を講じます。デジタル技術を活用した全社レベルのデジタルトランスフォーメーションに関する事業者の計画を認定し、クラウド技術を活用したソフト、ハードのデジタル関連投資に対する税額控除などの措置を講じます。

第三に、新たな日常に向けた事業再構築のための施策を講じます。コロナ禍などで赤字を被った企業が、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、事業再構築等に取り組み場合に、事業者の計画を認定し、繰越欠損金の控除上限の引上げなどの措置を講じます。

このほか、コロナ禍を踏まえ、バーチャルのみで株主総会を開催することができる特例や、大型ベンチャー企業への債務保証制度、事業再編、事業再生の円滑化等に関する制度を措置します。

次に、中小企業等経営強化法、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律及び下請中小企業振興法の一部改正です。

第一に、中堅企業への成長促進のための施策を講じます。中小企業の積極的な事業や規模の拡大を促進する経営革新計画の承認制度等について、新たな支援対象類型を創設し、金融支援等を措置します。

第二に、中小企業の経営資源の集約化のための

施策を講じます。MアンドAに先立ち実施する調査に係る事項を記載した経営力向上計画を認定し、MアンドA後の簿外債務等のリスクに備えるために積み立てた準備金の金額の損算入や金融支援を措置します。あわせて、中小企業が所在不明株主の株式の買取り等を行うまでに必要な期間を五年から一年に短縮する特例を措置します。

第三に、中小企業等の経営基盤の強化のための施策を講じます。中小企業者と連携して事業継続力の強化に取り組む中堅企業に対して金融支援等を措置します。あわせて、フリーランスに見られる取引を始め、より広い取引を下請中小企業振興法の対象とする等の措置を講じます。

また、これらの措置に加えて、独立行政法人中小企業基盤整備機構法について必要な改正を行います。以上が本法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(有田芳生君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

○宮本周司君 おはようございます。

まず冒頭、今もなおコロナウイルスの影響、不安が各地域を包む、そしてその中で企業、事業所にも甚大な影響が及んでおります。大臣を筆頭に経済産業省におかれましては、企業の足下を支える、また中長期的にこれからのアフターコロナ社会の経済をつくっていくための支援を実践していただいていると思いますが、状況に応じて更なる拡充をお願いして、質問に入らせていただきます。

まず、その新型コロナウイルスの影響が長期化する中におきまして、例えば増益、減益など業績が二極化するいわゆるK字決算、またK字回復とも言われるような業況判断がございます。業績によって受けている影響が大きく異なっておりま

す。現状認識をしつかりと共有した上で法案の内容を含めた対策の議論を行うべきだと考えております。

まず、この法案審議を行う前提として足下の経済の状況をどのように認識をしているのか、そして、本法案が産業競争力の強化、またこれからの成長フェーズに向けてどのような対応策を盛り込んでいるのか、まずはその全体像、お聞かせください。

○国務大臣(梶山弘志君) 今回のコロナ禍は、過去の経済危機と異なり、全ての産業に一律に影響を与えているわけではなく、今委員が御指摘ありましたように、K字回復とも言われるように、悪影響を受けている企業がある一方で、利益を伸ばしている企業もあると承知しております。

具体的には、利益率が5%以上向上した上場企業は、日本で一四・二%、米国で一九・〇%、欧州においては二三・八%となっており、デジタル化や果ごもり需要等に対応した企業を中心に利益率が向上している企業があります。他方、利益率が5%以上悪化した上場企業は、日本で一〇・七%、米国一九・七%、欧州二四・八%となっており、飲食や宿泊を中心に悪影響が生じている現状であります。

こうした状況を踏まえて、本法案において、赤字でも努力を惜しまずに事業再構築等に向けた投資を行う企業に対して、繰越欠損金の控除上限を實際に行った投資額の範囲内で最大一〇〇%まで引き上げる措置を講じております。さらに、デジタルやグリーンといった成長の可能性のある分野に積極的な成長投資を進めるべく、本法案ではカーボンニュートラル投資促進税制やDX投資促進税制を措置しているところであります。

今回の法案だけではなく、予算、税制による措置を総動員することによって、グリーン社会への転換、デジタル化への対応、新たな日常に向けた事業再構築などへの集中投資を促すことにより、ポジションを後押しをする。そして、ウイズコロナ、ポストコロナ時代において我が国経済が再び

力強く成長できるように全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

菅総理が国会の施政方針演説でも述べられたとおり、次の成長の原動力はやはりグリーン、またデジタルだと私も強く認識をしております。今回の改正法案の大きな柱にも、今ほど大臣からの御答弁にもありましたようなグリーン社会への転換、またデジタル化への対応となっております。税制措置などを講じられておりますが、その利用には様々な要件が課されているとも理解をしております。

それぞれ具体的にどのような要件がどのような考え方で課されているのか、御説明をお願いいたします。

○政府参考人(新原浩朗君) お答え申し上げます。

まず、グリーンカーボンニュートラルの投資促進税制でございますが、分母にエネルギー起源のCO₂の排出量、それから分子に付加価値額を取る炭素生産性という指標を入れます。三年以内に7%以上これを改善する場合作って税額控除5%を適用しております。これ、二〇五〇年に8%削減という従来の長期目標に照らして設定をしたものでございます。さらに、三年以内にこれを10%以上改善する場合作って税額控除10%を適用することとしております。これは、今般の二〇五〇年カーボンニュートラルという更に高い目標に照らして設定をしたものでございます。

デジタルの方でございますが、DXの投資促進税制では、総資産に対する利益率でございますROAを五年以内に一・五%ポイント向上することなどを要件としております。これは、デジタル技術を用いて企業変革をしまして、欧米企業に遜色ない水準を目指すものでございまして、現在の我が国企業のROAは三・三%程度、これに対して欧米は四・八%程度でございますので、その差で一・五%の向上を目指して設定をさせていただいたものでございます。

○宮本周司君 ありがとうございます。
今御説明いただいたグリーン社会への転換、デジタル化への対応に係る支援策の要件、確かにしっかりとこれからの経済成長を見極めた中で設定であるとは理解をしますが、正直、中小企業や小規模事業者にとってはハードルが高いという印象も受けた、これも正直なところでございます。

この法案が結局大企業にしか使われない支援策なのではないかという懸念もある中で、しっかりとこの中小企業や小規模事業者にも動機付けをしていく、どのように中小・小規模企業に対してグリーンまたデジタルを進めていくのか、この点に關しても是非お考えをお聞かせください。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。

本法案で措置されているカーボンニュートラル投資促進税制やDX投資促進税制は、中小・小規模事業者も含めて御活用いただけるものとなっております。制度の利用を促進すべく、申請者の負担を極力減らすため、計画認定実務についても電子申請を最大限活用するなど、事業者にとつての利便性を高めていきます。加えて、説明会の開催については、中小企業を含む各業界団体単位できめ細かく対応してまいります。

一方、指摘のとおり、事業者には一定のハードルがあるものと承知をしていますが、カーボンニュートラルの実現、また全社レベルのデジタルトランスフォーメーションの推進といった税制の趣旨に照らせば、適切なものであると認識をしているところでございます。

中小企業、また小規模事業者の皆様に対しては、IT導入補助金、また、ものづくり補助金を含む総額七千六百億円の中小企業生産性革命推進事業、それから中小企業経営強化税制などによって、グリーン、デジタル等にも資する未来投資を後押ししているところでございます。

○宮本周司君 ありがとうございます。

いわゆる政策が様々多岐にわたる中で、総合的に支援の環境も拡充していただいているとは思いますが、まず分かりよさ、しっかりと伝えるというところに関して意識を向けて、この法案の上で様々な政策を実践をしていただけたらなと思っております。

カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、共に鍵を握るのは、私はデジタル人材だと思っております。
スイスのビジネススクール、IMD、昨日の本会議場での質問でも、磯崎委員また宮沢委員からも、このIMDによる国際競争力ランキングで日本の総合順位が少し落ち込んでいると、そういった言及もあつたかと思っております。

同じこのIMDの発表しておりますデジタル競争ランキング、これの二〇二〇年の結果におきましては、日本は全六十三か国・地域中、前年から四つランクダウンをした二十七位となっております。そして、この中で、特に人材のデジタル技術スキル、これが残念ながら全六十三か国・地域中六十二位というふうに低迷をしております。

これまで設計図に基づくITシステムをつくり上げる、そういった伝統的なシステムエンジニアではなく、会社の経営の方向性を踏まえつつ、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの提案、実装、これをリードできるような、まさに先端的なデジタル人材の育成が不可欠だと思っております。アーキテクト、データサイエンティスト、エンジニア、オペレーター、またサイバーセキュリティスペシャリスト、こういったデジタル技術でビジネスをデザインできる人材、またその人材を支えるための人材、ここが必要だと思っております。

国内のIT人材は二〇三〇年までに四十五万人不足するのではないかと試算もございまして、経産省の中でも、リカレント教育であったり、またエドテックというものをこれまでも推進してきました。そういった取組を含めて、今後、この先端デジタル人材の育成を早期にどのように実践、実現していくのか、ここに対するお考えをお聞かせください。

○政府参考人(平井裕秀君) お答え申し上げます。
カーボンニュートラルの実現、そして企業のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXを推進していくに当たりまして、先端技術を抱いたデジタルインフラを支えるデジタル人材、これを育成、確保していくことの重要性及び急務という認識については、委員の御指摘のとおりだと思っております。

このため、経済産業省におきましては、AI、それからIoTといったような先端分野に対応した若手人材を育成します未踏事業ですとか、先端分野の民間講座を認定することで社会人のリカレント教育を促す第四次産業革命スキル習得講座認定制度といったようなものを通じて、高度IT人材の育成政策を進めてきているところでございます。

さらに、将来を担う人材という観点で考えますと、小中そして高の学校の教育において、一人一台端末ですとかエドテックの活用といったような学校におけるデジタル整備を通じて、子供の学習環境の抜本的改善を推進する未来の教室実証事業を、これを進めているところでございます。それとともに、その成果を普及するために、エドテック導入補助金事業も実施しているところでございます。

これらの施策を通じまして、先端技術を担うデジタル人材の育成に努めてまいりる所存でございます。
○宮本周司君 当然、民間のレベルにおいても様々な努力、挑戦が繰り返されていると思いが、政治、行政の側からもしっかりとした環境を整えていく、このことは強くお願いをしたいと思います。

では、これから、特にカーボンニュートラルの実現に向けたエネルギー関連で質問をさせていただきます。カーボンニュートラルの実現に向けては再エネの導入拡大が不可欠である、これは論をまたない

と思えます。他方で、例えば太陽光発電一つ取ってみても、実質的な発電時間は二十四時間のうちの一部、また、当然のことながら天候にも大きく左右をされます。再エネのみで全てのエネルギーを将来賄っていく、これには限界があるのではないかと思いますが、どのように捉えていらっしゃると思いますでしょうか。

○政府参考人(茂木正君) 再エネは二〇五〇年のカーボンニュートラルの実現に向けて鍵でありまして、最大限導入していくという方針でございますが、今御指摘ございましたとおり、例えば、太陽光発電は天候によりまして発電量が変動いたしますので、この変動に対応するための調整力というのが必要になります。現状、こうした調整力は主に火力発電で担保されているということになります。再エネが今度導入拡大していきますと、こうした調整力を適切に確保していくということが重要になってまいりますし、さらに、今後、調整力の脱炭素化という観点からは、揚水発電の活用ですとか蓄電池の更なる導入拡大、それから水素の活用といった取組を進めていく必要があります。

また、再エネを進めていきますと、これ国民負担の抑制ですとか、それから平地に限られている日本において大規模な土地の確保といった、そういった制約にも対応していく必要があります。この辺りは、入札制の活用ですとかあるいは中長期目標の設定によってコストを引き続き下げていくとともに、洋上風力の開発ですとか、それから既存の太陽電池が設置できないような場所に設置できる次世代型の太陽電池の開発、こういったものをスピード感を持って取り組んでいきたいというふうに考えています。

二〇五〇年に向けた再エネのコスト低減や投資喚起、技術開発、こうしたものはしっかりと進めてまいります。不確実な部分もあります。原子力、水素、CCSなど、あらゆる選択肢を追求していくことが重要だというふうに考えています。

○宮本周司君 今ある実現手段をしっかりと活用

する、その上で未来に向けた技術を、それを着実に成長させ、確立させていく、このことは肝要だと思えます。

ただ、今の答弁の内容にもあるように、電力の安定供給のために再エネ出力が低下する時間帯のバックアップ電源、これはやはり必要なわけがございますし、それを確保するというところは重要であります。その意味におきまして、世界的にも今議論の一つとなっておりますが、石炭火力、これも我が国にとっては現状では重要な選択肢だと思っております。

一方で、石炭火力は、設計時の発電方式によりまして効率が異なります。これを現行のエネルギー基本計画では、発電方式で高効率か非効率か、このように区分されているわけがございますが、一方で、設備更新などの事業者の努力によって高効率化している石炭火力というものは多く確認できていますし、国内でもこれらはしっかりと活用するべきだと思っております。

火力もフル稼働しながらバックアップ電源の務めを果たす。ただ、その中で停止をし、点検もしなければいけない。そういったことも鑑みまして、今後この高効率の石炭火力をいかに整理をして、そして今後制度として措置をしていくか、このことが今経産省の中でも準備されていると思えますが、今後どのように制度措置を講じていくのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○政府参考人(松山泰浩君) お答え申し上げます。

石炭火力を含みます火力発電につきましては、これから脱炭素化を進めていく上では、安定供給を大前提でございますけれども、その比率をできる限り引き下げていくということが基本となるわけでございます。しかし、現状において考えますと、電力の安定供給ということを担うための供給力として、また再エネの変動性を補うための調整力として重要な役割を果たしているという現実があるのも事実でございます。このため、足下では高効率な石炭火力やガス火力を活用しつつ、非効

率な石炭火力についてフェードアウトを進めていくという方針で考えてございます。

その際、委員御指摘ございましたように、設備の区分において、SC、超臨界という区分でございまして、御指摘のような設備更新のような事業者の高効率化の取組によりまして、例えばUSC、超超臨界といったより高いレベルの区分の発電効率となることもあるということも承知してございます。このため、非効率かどうかということにつきましては、発電方式ではなく発電効率で考えることと整理しているところでございます。

こうした方針の下で、非効率石炭火力につきましては省エネ法の規制強化を行う方針でございますけれども、最新鋭のUSC水準の発電効率の目標を設定することにより、非効率な発電所については原則休廃止を求めていくとしつつ、柔軟的な措置としまして、設備の更新やアンモニア混焼等の導入により、発電効率を最新鋭のUSCの水準にする取組もこれを認めていくという方針として、現実的かつ柔軟な形でフェードアウトを進めていきたいと考えております。

また、中長期的には、水素、アンモニア発電やCCUS、カーボンリサイクルを活用した脱炭素型の火力発電に置き換えていくための技術開発等もしっかりと進めて考えていきたいと思っております。

○宮本周司君 また、未来に向けてエネ基の議論等も重ねられていくと思えます。ただ一方で、この地域電力をしつかりと責任を持って守ってきた事業者の存在もあります。その努力もしっかりと受け止める部分は受け止めて、適宜適切な形でこのエネルギー行政を運営していただけたらと思えます。

続いて、下請関係の質問をさせていただきます。私が所属する自民党では、今から五年前の一月に初めて下請取引のための委員会をつくりました。実は私、その事務局長をずっと務めておりまして、二年前、梶山大臣の御指導の下、経産政

務官としても、取引適正化推進会議等、積極的に関わらせていただきました。この取引の適正化の、かねてからの重要課題の一つでございます型取引の適正化、これに関して伺います。

一昨年、経済産業省が設置いたしました型取引の適正化推進協議会におきまして、受発注の業界を巻き込み、型取引について適正なルールや契約のひな形について議論し、コンセンサスを得た、これは大きな価値だったと思えます。中小企業の方々からは、これまで動かなかった型取引が動き始めたという声も寄せられておりました。型代の負担が受注者、発注者どちらにあるんだと、いつまで保管をするんだと、保管の間の費用はどうするんだ、こういったことに対しては、正直、過去は優位的な立場からの責めもあり、いわゆる受注する側、下請業者側が負担を強いられる、こういった場面が多かったと理解をしております。

長年進まなかった型取引の適正化の問題について、現在どのような成果が出てきているのか、また取組の中で見えてきた課題に対して今後どのように進めていくのか、この点をお聞かせください。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。型取引の適正化については、受発注を行う双方の代表者が参加した型取引の適正化推進協議会において議論を進め、二〇一九年十二月に適正な取引ルールや契約書のひな形を示した報告書を取りまとめたところでございます。これを踏まえまして、産業界に対してこの成果の自主行動計画への反映を促すとともに、アンケート調査やヒアリングを通じて親事業者による実態把握を行ってきたところでございます。こうした取組によりまして、先生御指摘のとおり、この不要な型の廃棄など、改善に向けた動きが進んでいるものと承知をしております。

一方で、受発注者間の廃棄基準が共通化されていないということ、また発注者側からの廃棄指示の不徹底があるといったこと、また適正な保管料

負担のルール、この不徹底があると、こういった課題が残っております。こうした課題の改善に向けて引き続き協議会におけるフォローアップを行ってまいります。

さらに、業界団体が策定した自主行動計画のフォローアップ、また取引環境の整備を企業の代表者名で宣言するパートナーシップ構築宣言、こういったものも活用しながら、大企業と中小企業との適正な取引を促してまいります。

○宮本周司君 ありがとうございます。現在、経済市場、またこの下請取引の環境の中で、本当にもう四年前、五年前までは、型代負担してください、いつまで保管すればいいんですか、保管料を負担してください、受注者側が発注者側に要望した場合に、多かつたのは、そんなことを言うのはおたくぐらいたというような冷たい扱いだったという、そういった声もありました。でも、たったこの数年で、経済産業省、中小企業庁中心に、また公正取引委員会も連携して進めることによって、大きくこの業界におけるルール、また環境が変わってきたと思えます。逆に、そのような対応をする発注業者の方が少なくなってきたと理解をしております。ですから、そういった部分もしっかりと捉えて、機能はしっかりと発揮していると思っておりますので、この取組を積極的に強力に進めていただければと思います。

そして、もう一つの重要課題であります約束手形というものがございまして。こちらに関しましては、平成二十八年に五十年ぶりの手形通達の改正を行っていただきました。約束手形の現金払込です。このことに関しましては、大手自動車メーカーを筆頭にしまして、下請企業に対する支払を全て現金払化するという事例も出てきています。他方で、現在も約束手形を用いている取引にしましては、支払サイトが長い、また、本来支払を待ってもらう発注者側が負担をすべき割引料を受注者側が負担をしている、こういった取引慣行の課題が今もなお存在しております。この支払サイトも、九十日、百二十日というものに対し

て、今、六十日というまた指針が示されました。でも、様々なこういつたまだ取引慣行の中で残る課題を払拭して改善をしていくためには、更にもう一歩踏み込んで、産業界、金融界に対して約束手形の利用そのものを廃止していくことを求めていくべきだと私は考えています。

御見解を伺いたいと思います。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。

下請中小企業の取引適正化を推進するため、今先生からお話あった約束手形を始めとする支払条件の改善に向け、昨年七月に有識者検討会を設置して対策の検討を行い、本年二月に報告書を取りまとめております。本検討会を通じて、約束手形による支払は、まさに御指摘あった長い支払サイクル、それから高い手数料等の受取側の資金繰り負担、それから紙を取り扱うということですので、紛失等のリスク及びコスト、こういった課題がありまして、受取側の九割、また振出側も七割がやりたいと、そういった意向を示していることが明らかになったところでございます。

一方で、代替手段となります電子記録債権を受取側が利用していないといったことであつたり、また業界の商慣習を背景にやめられないといった振出側の声も根強くありまして、受取側も振出側が希望するのでやめられないというこの悪循環が生じているところであります。

約束手形の利用の廃止の実現に向けましては、やはり業種ごとの取引慣行などを踏まえつつ、約束手形を受け取る下請中小企業の資金繰りにしわ寄せが生じないように、発注者側の大企業から順にサブライチチェーン全体へ広げていくといったことが大事だと思っております。また、決済手段を提供する金融機関にもこの取組を促してまいりたいと思っております。具体的には、五年後、二〇二六年の利用廃止を目指しまして、この夏をめどに各産業界、金融業界それぞれによる自主行動計画の策定、改定を求めているところであります。その進捗をフォローアップして、三年後に中間評価の上必要な見直しを行いたいと考えております。

これらを通じて、下請中小企業の取引適正化を一層進めてまいります。

○宮本周司君 ありがとうございます。

いまだなおコロナ影響が各産業界にも及んでいる、ただ、この状況の中で、この下請関係こそはやはり健全な状態を担保をする、日本の物づくりの技術、またその強みが再び世界に発揮されるためには、末端の下請事業者にもしっかりと利益が分配、また届けられるような、この取引慣行の現状を実現していく必要がございますので、しっかりとした対応を強くお願いをしたいと思います。

そして、これからは、特にまた中小企業・小規模事業者に寄り添って質問をさせていただきたいと思っておりますが、この中小企業関係の立法におきまして、計画認定スキームを創設することが多くございます。これに関しましては昨日の御質問でも触れられる委員がございましたが、この計画の作成に関しましては、短期的発想に陥りがちな中小企業であつたり小規模事業者にとつて、中長期的経営の在り方を検討する契機となる一方で、計画制度が乱立すると使い勝手が悪くなってしまふ、また、計画制度の中には、経営力向上計画のように、もう十万件を超えるような多くの中小企業・小規模事業者が利用しているものもあれば、一方で利用が低調な計画も多いと理解をしております。

中小企業関係の計画制度について、どのように整理統合を進めてきたのか、また、利用件数の少ない計画について今回の法案でどのように改善を図るのか、お示しをいただきたいと思っております。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。

中小企業政策は、その時々の経済社会情勢に応じて柔軟に整備していくことが必要であります。計画認定制度についても、必要に応じて見直しを行い、改廃の措置を講じてきております。例えば、昨年の中小企業成長促進法において、計画認定スキームを成長段階に応じた体系に整理統合し、三計画を廃止しております。加えて、今回の法案では、計画認定スキームの改善として、中小企業が中堅企業等と連携して策定する連携事業継

続強化計画、それから下請事業者で構成している事業協同組合等が親事業者の協力を得て策定する振興事業計画、この二つがあるんですけれども、この改正を盛り込んでおります。

まず、最初の事業継続力の方ですが、中小企業が単独で策定する事業継続力計画は、本年三月末までに約二万六千件の認定を行っているんですが、一方で、この連携事業継続力強化計画は百四十五件の認定にとどまっているということでもあります。このため、今回の法案では、従来の計画認定では措置されていなかった中堅企業への支援を新たに盛り込んで、中堅企業が牽引する形で事業継続力強化の取組を促すということにしております。

また、振興事業計画の方ですが、こちらも制度開始以降十二件の利用にとどまっているということでありまして、下請事業者について、これ申請主体が事業協同組合等の一定の要件を満たす団体に限定されていたということが課題の一つでありますので、今回の法案では、団体というこのまわりならず、下請事業者単独であつても親事業者と共同で計画を申請できることとしております。加えて、支援策として資金ニーズに対応できる信用保証も措置しております。

引き続き、先生がおっしゃるように、中小企業にとつて分かりやすく、また利便性の高い支援体系、計画の体系、こういったものを目指して不断に見直しを進めてまいります。

○宮本周司君 ありがとうございます。

今回の法案を根拠といたしまして、今、全国の中堅、また中小・小規模企業から期待を寄せられ、また申請が多く寄せられております。例えば事業再構築補助金等もございまして。中小企業から健全な成長を果たして中堅企業となり、各地域の旗振り役、牽引役となつていただくと、また一方で、地域で、限られた数かもしれませんが、雇用を守り、地域に必要な仕事を守ってきた中小企業・小規模事業者の持続的な発展も実現をしていく、この両方の軸がこの法案にはあると思つてい

ます。決して中堅企業寄りの政策だけじゃなくて、しっかりと中小企業を応援する、そして小規模企業、中小企業、中堅企業、そして大企業、それぞれがそれぞれの役割を持ってこの日本の経済、また各地域の産業を支えていく、このように私は受け止めているところでございます。

この地域経済を支えている小規模企業の持続的発展、また、中小企業を幅広く支援することもこの法案では目的としておりますが、実際、全国の中小・小規模事業者に対してまして、この法案の狙いを分かりやすく、先ほどもありましたが、分かりやすく説明をいただきたいと思っております。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。

本法案は、中堅企業に成長する企業に対する支援ももちろんありますが、事業継続力強化や、また取引適正化といった中小・小規模事業者の事業活動に不可欠な基盤を整備するための幅広い支援策を規定しているものでございます。

まず、事業継続力強化については、中小・小規模事業者が災害発生リスクを正確に理解することといったことが必要でありますので、本法案では、地方自治体がハザードマップ等を活用して行う中小企業に対する災害リスクの周知を促進することとしております。さらに、大規模な災害への対応という観点からは、やはりサブライチチェーンの核となる中堅企業が中小・小規模事業者と連携して事業継続力強化に取り組むことが重要でありますので、これを促進するため、先ほどの答弁でも申し上げました、中小・小規模事業者と連携して事業継続力強化に取り組む中堅企業に対する災害発生時の金融支援についても盛り込んでおります。

また、取引適正化でございますが、フリーランスに見られる取引を始め、より広い取引を下請振興法の対象としまして、望ましい取引の在り方を示した振興基準に定める事項として発注書面の交付の明記、こういったことをしております。下請取引の一層の適正化を図ることとしております。加えて、国が下請取引の実態について調査を行うことができる規定を盛り込んでおります。こ

れにより、全国百二十名の下請Gメンによる取引実態の把握を強化しまして、振興基準に照らして問題となる事例については、業所管大臣による指導、助言につなげてまいります。

本法案や予算措置を通じて、引き続き地域の経済や雇用を支える中小・小規模事業者の持続的発展を支援してまいります。

○宮本周司君 ありがとうございます。

その中小・小規模企業に対して、今非常に活用も進んでいる一方で、いろいろな影響も出ていることで、事業承継、M&Aの案件がございませう。事業承継税制、法人版、個人版、それぞれ実践をさせていただいておりますが、それぞれ十年特例ではあるんですが、前半の五年間のうちに特例承認計画を策定して、それを確認申請を行うという必要があると思います。この新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、特にこの半年、一年、計画をしていた事業承継に対してちゅうちょをする、判断を後ろに遅らせる、そういったような状況が出ておられると思っております。

中小企業が、今は事業をしっかりと継続することとで精いっぱいありますので、この事業承継税制を考えられる状況に今後なっていくときに、この五年間期限が空白の一年なり一年半があつてはいけないと思います。是非この延長を考えていただきたいと思います。

○政府参考人(飯田健太郎) 答えいたします。

まず制度でございますが、御指摘のとおり、事業承継税制の適用に当たっては、法人版の事業承継税制につきましては令和五年三月末までに特例承認計画を、個人版の事業承継税制につきましては令和六年の三月末までに個人事業承継計画をそれぞれ都道府県に提出していただく必要があります。

その上ででございますけれども、御指摘のとおり、足下では新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化もございまして、承継時期を後ろ倒しにする中小企業も少なくないと思っております。実際、法人版の事業承継税制でございます

けれども、特例承認計画の提出件数は、二〇一九年、約三千八百件でございましたけれども、二〇二〇年は約二千九百件にとどまっているところがございます。

他方で、十年間の特例措置である事業承継税制ということでございますと、中小企業における円滑な事業承継を集中的に促進するという観点で、その前半五年のうちに計画を提出いただくということで、早期に事業承継を進めていただくという狙いも元々あつたわけでございます。

こうしたことを総合的に勘案いたしまして、足下の中小企業の厳しい状況、それが中小企業の実業承継に与える影響もしっかりと注視してまいりたいと思っております。その上で、今後の対応については総合的に適切に検討してまいりたいと考えております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

また別の課題で、個人事業者版の事業承継特例の活用にも多かつたです、今後、M&Aでも多分課題として残ってくると思っておりますが、旧主体が取得していた許認可等を新主体が当然に承継されない、そういった許認可等の非承継という課題が残っております。このことに関しましても、しっかりと状況を把握していると思っておりますので、関係省庁と連携をして、早期にこの辺りの簡素化を進めていくことをお願いをさせていただければと思っております。

そして最後に、大臣、中小企業・小規模事業者政策に関して是非お気持ちを聞かせたいと思っておりますが、この新型コロナウイルス感染症が拡大する以前、去年の一月ぐらいまでは、我々のこの経済政策として一番重く捉えていたのは、やはり少子化であったり高齢化、また人口減少に伴う生産年齢人口の減少だと思っております。こういったことの課題を乗り越えて持続可能性を高めていくということで働き方改革は実践をされたと私は理解をしております。ただ一方で、あの制度は、労働時間、残業時間を適正化する、過度な労働を抑制する、そういった

たところに観点が置かれたということで、私は、本来、今十人でやっている仕事を、将来、省力化や効率化を図って、生産性向上を図って七人、八人でできるようにする、これからの人口減少、生産年齢人口の減少に備えて企業としての機動力を高めていくことが肝要だと思っておりますが、ちよつとその労働時間に焦点が当たつてしまつたことによりまして、多少その現場に違う形でメツセージが伝わっているんじゃないかなと思っております。

この中小企業や小規模事業者がしっかりと効率化であったり生産性向上を努めていく、ただ一方で、感染症の拡大によって、密の回避であったり、リモートワークであったり、ワーケーションであったり、こういった地方への魅力の認識というものが強まってきた中におきまして、仮に多くの人が地方の魅力に基に移住が進んだとしても、そこに働く場所であったり、買物をするお店がなければ、やはり生活としては成り立たないと思

地方を支える中小また小規模事業者が持続的に発展できる環境をつくっていく、このことこそが地方創生を現実のものにする一番の実行力だと思っております。日本経済、産業全体の競争力を高める、中堅企業への着実な成長など、地域経済を牽引する企業を一つでも多く生み出す、これは必要であります。そして同時に、このコロナ社会の変容、地域への関心の高まりも含めて、中小企業・小規模事業者の持続的発展を後押しをしていく、このことに対して、最後に梶山大臣の思いをお聞かせください。

○国務大臣(梶山弘志君) いつも申し上げている

ことなんですけれども、中小・小規模事業者は多種多様であるということで、それぞれの業種や地域ごとに役割も在り方も違うために、ポストコロナを見据えて、それぞれの役割に応じた支援を行っていくことが重要であると思っております。中小企業、また小規模事業者が元気になることによつて、それぞれの地域の活力というものもそれ

に伴っていくと私自身いつも思っているところでありませう。

そういった中で、今回の法案ということですが、海外での競争を目指す中小企業の中堅企業への成長を後押しするために、資本金によらず、中小企業の実績よりも従業員基準を引き上げた新たな支援類型を創設することとしております。中小企業は、中堅企業へ、そしていざ大企業へという思いを持っていただいている企業には頑張つていただきたいと思いますし、それぞれの役割をそのままで果たしているところもあると、そういったところにも最大限の支援をしてまいりたいと思っております。

また、新型コロナウイルスが拡大、感染症が拡大する中で、地方の魅力、地方に行つて仕事ができる、地方でテレワークができる、また、その地方でまた自分の生活というものも楽しむというような価値観もより広がつてきたと思っております。そういったことも含めて、この法律に限らずに、通信環境を良くすることも重要なことであり、また、ほかの省庁の政策と連携をしていくこと、大変重要であると思っております。

そういったことも含めて最大限の努力をしたいと思いますと思っておりますけれども、私、議員になつてからずっと中小企業政策やつてまいりました。ここにおいてになる松村委員と一緒に事業承継の一番最初の取つかかりをやらせていただいたので、まず風穴を空けたという思いがございませう。そして、数次にわたつて、累次にわたつて改正を重ねてきたということで、中小企業は、とにかくやりたいと思つた人がずっと続けられるような環境、そして今阻害するものがあればその阻害するものをいかに除いていくか、そしてそういったものも含めて政策というものをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○宮本周司君 ありがとうございます。

引き続き、地域の原動力が中小・小規模企業であるということに共通の思いを寄せながら、しっかりと我々も応援をしていきたいと思ひます。

引き続きのリーダーシップの発揮を心からお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○宮沢由佳君 立憲民主・社民の宮沢由佳です。本日はどうぞよろしく願いいたします。

早速質問に入ります。

昨日二十六日の参議院本会議における私の代表質問に関する政府答弁について、少し曖昧な部分や関連して疑問点等がございますので、再度重点が確認、質問をさせていただきます。

まず、法律案の誤りに関して伺った際に、過度に法案を束ねることの弊害について御見解をお願いしました。弊害があるとお考えなのか、再度確認させていただきます。

○国務大臣(梶山弘志君) 束ね法案につきましては、全てを同じような言い方はできませんけど、それぞれの法律がどういった関連で束ねているかということだと思っております。一般的には、各政策が統一的で、法案の趣旨、目的が一つであり、法案の条項が相互に結び付いていると認められているときは一つの改正法案として提案できると考えられております。

趣旨、目的の一体性について、産業競争力強化法につきましては新たな日常に向けた事業再構築等を支援するもの、中小企業関連法律については新分野進出やMアンドAによる事業再構築を通じて規模拡大とその基盤となる取引適正化を支援するものということであり、これらの法律の改正は、事業再構築を目指すという趣旨、目的の一体性が担保されていると思っております。それに関連して廃止をする法律も含めた束ねであったと思っております。これにつきましては適正だと思っております。

○宮沢由佳君 では、次に石炭火力発電について伺います。

まず、国内の石炭火力発電所について伺います。

昨日の御答弁ではつきりとしませんでしたので確認したいのですが、大臣は、二〇五〇年になっ

ても国内の石炭火力発電所は稼働していてもよいとお考えでしょうか。また、できる限り縮小するとはどのような意味でしょうか。何基、いつまでに減らすのか、その時々で対応、できる限りでしょうか。意味も併せて教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) エネルギーの状況というのはその国によって千差万別であります。日本に限って言えば、資源のない国であるということ、そういった中で、エネルギーミックス、ベストミックスというものを目指しながら様々な電源を使っているということでありまして。

今、二酸化炭素を多量に排出するというところで石炭火力がやり玉に上がっているというか話題の中心になっているわけでありましてけれども、CO₂、地球温暖化ガスを排出するという点で考えれば、それらを回収して大気中に排出しないという技術開発もあるわけでありまして。そういったことも含めて今技術開発をしているということ、CO₂の分離回収、そして混焼ということ、一緒に燃焼させるということ、アンモニアの混焼というものも技術も開発をしているところでありまして。そういった中で、日本の置かれている状況を考えながらその対応をしていく、そして、技術開発状況によってそれらをどう減らしていくかという計画もその時々で変わっていくということになります。

今、各国で議論をしております。この前もG7の各国とお話をさせていただきました。日本の置かれている状況もお話をさせていただきました。そして、G7だけが石炭を全廃したとしても、逆に今度は途上国、アジアの国々であるとかアフリカの国々、特にアジアの国々はこれから経済成長が大きく進んでいくということもあって、電力の需要が大きくなる中でどうしていくのか。その対策も議論せずに、ただただ海外も含めて石炭は全廃という話では、やはり地球全体では減らないのではないかという思いを持っております。

○宮沢由佳君 でも、目標を設定する必要性というのには私はあると思えます。目標を設定して達成

していくというのはとても大事なことでないかなというところで質問させていただいています。予算委員会でも質問させていただきましたが、目標を定めても農水省の食料自給率のようになかなか達成できないということもありますけれども、農水省の食料自給率、食料備蓄への危機感の薄さ

と違って、経済産業省はエネルギー資源備蓄に関して大変な危機感を持たれているな、あのときに私は大変感動いたしました。

同様に、気候危機対応にしても、経済産業らしく目標と緻密な計画性を持つてしっかりと対応していただきたいと、そんな思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 今ある非効率石炭火力発電所につきましては、三〇年、二〇三〇年にフェードアウトをさせていくという目標で行っております。ただ、安定供給ができるという前提でその話をしているということでありまして。これに代わるもの、LNGとかありますけれども、これは備蓄ができないんですね。マイナスイ百五十、六十度というもので持つてきて、そして気化を

しているということで、蒸発損失というのがあります。これらも含めて日本のエネルギーセキュリティというものを考えながら計画を立てていくということ、現時点での計画は当然ござい

○宮沢由佳君 先ほど宮本委員の御質問にもありましたが、調整力を確保、電池、また洋上風力などあらゆる選択をというお話も、御答弁もございました。

大臣は、もう一度聞きますけれども、石炭火力発電は安定した再生エネルギー源があれば全廃すべきとお考えかどうか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) 先ほど申しましたように、その国の置かれている状況なんですね。例えば、イギリスは全廃というお話をしている、それでもイギリスには北海でLNGが資源としてある、そして北海には強い風と遠浅の海というものがある、そういったことも含めて洋上風力も可能

だということ。我々は全部ほとんど輸入だと、そして再生可能エネルギーと原子力以外は輸入ということになるわけですから、そういったバランスも考えていくということになるかと思えます。

そして、先ほど申しましたように、温暖化ガスを大気中に排出しないということができたとする、これがLNGと比べて、またほかの再生可能エネルギーと比べてどういう形になる、どう比較をするのか。

一つの方法だけでその世界を縛るといっても、いろんな方法があるべきだと思いますし、私どもは、技術開発というものをしながらそういったものに対応したいということで、今ほかの国々と話し合いをしているところであります。

○宮沢由佳君 大臣の熱意がひしひしと伝わってまいります。

お配りした資料を御覧ください。

高効率の石炭火力発電の二酸化炭素排出量は、天然ガス発電より二酸化炭素排出量が多いのですけれども、平成二十七年の資源エネルギー庁の資料によると、二倍には行かないまでも、かなり多いことが分かります。

脱炭素の仕組みを取り入れた場合に、現在の技術でどのくらいの脱炭素が実現できるのでしょうか。おおよそで結構ですが、その脱炭素技術を導入すると、石炭火力発電所は、どの発電設備と同程度になるのでしょうか。天然ガス発電並みになるのかどうか、お答えください。

○国務大臣(梶山弘志君) 最先端のIGCC、石炭ガス化複合発電技術は、従来のUSC、超超臨界圧の石炭火力発電に比べCO₂排出量を約二割削減をすることが可能であります。他方、最先端のIGCCであっても、一般的なガス火力発電よりも約七割CO₂排出量が多いということであり

ます。そのために、将来的には、石炭火力発電を活用するためには、CO₂の分離回収技術の実装が鍵となります。既に技術的には、CO₂分離回収技術を活用することにより更にCO₂排出量を約九

割、現時点では九割削減することが可能だと。これにより、ガス火力発電の五分の程度のCO₂排出量水準を達成することができるといような技術の関連性ということでもあります。

○宮沢由佳君 その上で、石炭火力発電所の輸出について伺います。

小泉環境大臣は、原則支援をやめたことは価値があるとおっしゃっていました。それは良いとして、例外的に支援する場合もあるようにおっしゃっていました。そこが問題だと思えます。高効率の石炭火力発電を例外的支援として今後も輸出支援を行うのでしょうか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) 日本のインフラ輸出で、例えば新幹線であるとかほかのインフラであるとかということで、外貨を稼ぐため、また相手の国のためにということでもやるものと少し違うのは、これは環境問題というものをしっかりと考えていきたいと思います。この四要件というのを限定をいたしました。この四要件に合致しなければ支援をしないということになります。それと、相手の国の温暖化ガス削減に向けての取組というものにもコミットすることしております。

そうしたことも含めて、地球全体の温暖化対策というものも日本がコミットするという、その国にコミットするというのも含めて対応していくということでもありますけれども、先ほど申しましたように、アジアの国々、これから電力が大変大きい需要がでてくるわけでありまして、日本の昭和四十年代ぐらいの成長をしていると思っております。そういった中で、どうしても電力が必要だと、しかも安価で安定的な供給が必要だということも多いと思っております。そういった中で、最新式、最高効率の石炭火発というものを条件を付けた上で発動をして、これを応援するということに関して御理解をいただきたいということと先般のG7の担当大臣会合でもお話をさせていただいたということでもあります。

○宮沢由佳君 それでは、今続けるという御回答かと思えますけれども、もう一度、もう一枚の資

料を御覧ください。

先進国では、期限を切って国内のものを全廃する動きが加速しています。先ほどから大臣からも何度も説明もございましたけれども、国内、輸出も含め、世界の流れに取り残されないようにすべきと私は考えております。是非その辺もしっかりと考えていただきたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 先ほど申しましたように、その国によって資源の状況というのは違うんです。だから、LNGでやってくれとか再生可能で全てやれというような方法を指定するというのはなかなかやっぱり、その国にとつて経済の発展を放棄するような形になってしまう可能性もあるということでもあります。

それも含めて、技術でどうカバーしていくかということも含めて、アジアの国々、例えば二〇三〇年代にはどうする、二〇四〇年代にはどうするということ、移行時期に応じてその方法を考えるということ、トランジションという考え方も含めて対応していかねばならない。一足飛びの世界がそれで合意するかという、なかなかやっぱり難しい。アメリカにおいてもやはりいろんな議論が出てきているということだと思っております。それからルール決めということだと思っております。しっかりと私も、技術の裏付けの下にそういうルール決めに参加をしてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 是非よろしくお願いしたいと思っております。

次に、バーチャルオンライン株主総会について伺います。大臣はコロナ対策として認めたようにおっしゃっていましたが、産業界からそれ以前から要望があったのではないのでしょうか。また、その要望の趣旨について把握されているのであれば教えてください。また、コロナ対策でなければ認めなかったのか、その辺のことをしっかりとお聞かせください。

○国務大臣(梶山弘志君) 新型コロナウィルス感染拡大も踏まえて、株主等が物理的に一切集まらずに株主総会が開けるように、本法案において場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設し、上場会社によるバーチャルオンラインの株主総会の実施を可能とすることしております。

昨年はハイブリッド型ということで、会場に集まる人と、あとバーチャルでやられる方、一緒にできるということでも対応させていただいたわけですが、具体的には、新型コロナウィルス対応として、法施行後二年間は定款変更の株主総会決議を経ることなくバーチャルオンラインの株主総会を開催できることとするともに、バーチャルオンライン株主総会は、株主総会の活性化、効率化にも資するものであることから、その後も定款変更を行えば開催できるものとしているところであります。

バーチャルオンラインの株主総会に関する経済団体からの要望につきましては、昨年十月に日本経済団体連合会、経団連から、新型コロナウィルス感染症に対応しつつ、株主との建設的な対話やデジタルトランスフォーメーションを促進する観点から提言がされるとともに、昨年四月に新経済連盟、新経連から、新型コロナウィルス感染症への対策の一つとして、バーチャルオンライン株主総会の実施についての声明が発表されたと承知をしております。有識者の間等では提案等がありましたけれども、経済団体からの提案というのはこの二つということでもあります。

○宮沢由佳君 もう一度聞きますけれども、では、コロナがなければこれまで認められなかった可能性はあるということでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) コロナ禍も踏まえて、二年間は定款の変更なくできるという、その形にしてあります。まあ、あとは株主次第ということになると思いますので、バーチャルでやることになるといいますので、どういう形で総会を開くか、株主さんがどう言うのか、どういう形で総会を開いたらいいのかということ、やはり定款の変更ということになると、それぞれの会社によって事

情が少しずつ違ってくると思っております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

次に、電子提供による債権譲渡通知等の第三者對抗要件の特例について伺います。大臣は、悪用事例があれば関係省庁と連携し、対処するような趣旨を述べられたかと思えます。事例が発生してからは遅いのではないかと。それから防犯対策というものはあります。その上で、何かあったら関係省庁と、特に警察等と連携をしながらしっかりと対応するという趣旨で申し上げたということでもあります。

○国務大臣(梶山弘志君) 当然、未然の策と、未然に防ぐ策というものはあります。その上で、何かあったら関係省庁と、特に警察等と連携をしながらしっかりと対応するという趣旨で申し上げたということでもあります。

○宮沢由佳君 昨日の本会議において、多様な意見を反映し、日本の今の閉塞感を打ち破るために、パブリックコメントの更なる活用について提案させていただきました。大臣からは、関係する事業者の意見を聞くことと評価いただいたものと思えますけれども、私は、事業者に限らず、一般の若者や女性なども意見を述べることでできる仕組みや、多様な意見を集める仕組みには、どうかと思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) ちょっと誤解があったかと思うんですけども、私の言葉足らずだったかと思いますが、パブリックコメントはパブリックコメントとしてしっかりと対応します。そして、法律を改正したり、様々な制度の改正ということに関しては、様々な業界の意見を聞いていかないと、実態というものを聞いていかないとできないということでもあります。それらに関する当事者の意見を聞くということでもあります。その上で、こういったものは、今度は消費者であるとか国民一人一人に対してどういう影響があるのかということ、パブリックコメントという制度があると思っております。

○宮沢由佳君 是非よろしくお願いいたします。関連して、同様の趣旨で四月六日のこの委員会から大臣に、私から、女性管理職の割合や、それから女性起業家を、起業家を増やすことを提案させていただきます。

少し会議録を紹介させていただきますと、私からこのように述べました。持続的な経済成長の実現のための最重要課題である潜在成長率を引き上げるためにも、女性が活躍するために積極的に予算も付けて提供していただきたいと思えます、よく女性の活躍という、それは男女雇用均等の、男女共同参画の担当大臣の話じゃないかと言われますけれども、女性と男性の賃金格差、それから管理職登用、これをしっかりと経済産業省がやっていたらいいというふうな私から申し上げたところ、大臣からこのように御答弁いただきました。それぞれの企業で取り組んでもらえるように、また経済産業省と産業界との、経済界との話合いもしておりますし、ただ、一足飛びにはいかないと、一朝一夕にはいかなないことであるから、そういつたことを常に心掛けるが実現できるようにしてまいりたいと思えますし、先ほど言いましたように、これは言葉じゃないというんであれば、やっぱりしっかりと受け取ることでできる相談窓口というものを考えてまいりたいと思っておりますと御答弁いただきました。

その後、経済界との話合いは進みましたでしょうか。また、相談窓口についてはいつ頃できますでしょうか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) 経済界の方々、それぞれの企業の話し合う機会があるたびに、私、おたくの管理職、また役員の女性の比率はということをおっしゃいますし、経済産業省でも、採用の比率であるとか、やはり管理職の比率であるとかというのは常に気にしているところであります。一朝一夕にはいかなないというのは、やっぱり採用から始まらないとなかなかそういう人材が育ってこない、比率もやっぱり増えないということですから、常にやっぱりそういうことを心掛

けていかなければならないと思っております。女性管理職の登用については、私からそれぞれの企業に取り組んでもらえるように経済産業省と経済界の話合いもしているとお答えをしたということであります。経済産業省では、先日御説明したとおり、企業の幹部候補女性をメンバーとする女性リーダー育成プログラム、WILLを運営しているところでありますが、先日の国会での質疑以来、このプログラムに参加いただいている企業の御担当と担当部局との間で更なる女性管理職の登用の在り方についての意見交換を行わせていただいております。

また、女性起業家、創業するという意味で、相談窓口における対応については、先日御指摘を受けて、女性相談員の割合を改めて調べるように担当部局に指示をいたしました。結果としては、女性相談員の、約五割は女性が占めているということでありまして、必ずしも男性ばかりではないということでもあります。

ただ、それに対する女性への対応ということも含めて常に気を付けていかなければならないと思えますけれども、女性起業家の悩みを十分に理解できているかどうかについては、また今言ったような別の問題であり、引き続き相談窓口の対応の満足度についてフォローをしてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 相談窓口の設置についてはいかがでしょうか。相談窓口というのを考えていきたいという御答弁だったんですけども。

○国務大臣(梶山弘志君) 女性起業家の相談窓口というのはもうあります。各県で展開をしているということでもあります。

そういったものに関して、その比率を、女性の相談員の比率ということで、約、計二百六十名いる中で、男性が百十八名、女性が百二十九名ということ、まだちょっと不明な部分がありますけれども、これは非常動とかそういう形だと思えますけれども、それらも含めて今人数の上での確認もしておりますので、しっかりとまた対応をして

まいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。力強い答弁いただきました。

是非、この相談窓口がアクセシブルしやすいものであつて、そして、皆様認知が高まるように広報していただければというふうに思います。

それでは、本会議の御答弁に関する質問はこれくらいにさせていただきます。

次に、企業のDX推進について、労働者側の視点に立って伺いたいと思えます。

労働関連の課題は、本来、厚生省も管轄だと思えますが、労働実態を含め企業の実態、課題を全般的に把握していただければ企業に関する政策も打ち出すことはできないと思えます。その視点で、経済産業省が日頃より関係省庁とも連携していることを前提に、以下お聞きしたいと思えます。

まず、企業がDXを進めると労働者にとつてどのようなメリットがあるのでしょうか、教えてください。

○政府参考人(小笠原陽一君) お答え申し上げます。

企業のDXは、競争力強化を通じて業績向上に資することで、それを支える人材の処遇改善、新たな雇用の創出にもつながることが期待されます。

また、DX実現に当たり、労働者がデジタルスキルを習得する必要性が高まれば、労働者は学び直しを通じてスキルアップを図ることになり、多様なキャリアパスの選択肢が広がる可能性がございます。

さらに、企業がDXを進める中で、テレワークやオンライン会議が普及するというところで、労働者に求められる時間や場所といった制約要因の改善も期待され、労働者一人一人の状況に応じた柔軟な働き方の実現ということにもつながっていくと思えます。

経済産業省といたしましても、労働者にとつてもメリットのある企業のDXが促進されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

では、労働者にとつてデメリットは何でしょうか、教えてください。また、急速なデジタル化によつて取り残される労働者への配慮や取り残されないようにするための研修の実施など、経営者と連携していかなければならない課題もありませんか、経営者との連携はどうなっているのでしょうか、まとめてお答えください。

○政府参考人(小笠原陽一君) お答え申し上げます。

デメリットについてのお尋ねでございますが、企業のDXを通じたAIあるいはIoTの利活用は、生産性向上あるいは競争力強化につながる反面、例えばバックオフィスにおける業務が減少するなど、一部の業種や職種においては影響が生じる可能性がございます。一方で、DXはデジタル人材の雇用ニーズを新たに生み出すことを見込まれているため、このような就業構造の転換に対応するための人材育成や労働移動が重要というふうに考えております。

このため、経済産業省におきましては、デジタル人材の能力を可視化する情報処理技術者試験の実施、あるいはAI、データなどのことを含めまして、デジタルに関わる分野の高度な能力を習得できる講座の認定といったことを通じ、学び直し支援といったことに取り組んでおります。

これらの取組を通じまして、DXの進展に伴う就業構造の転換に対して労働者がしっかりと対応いただけるよう支援してまいりたいというふうに考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

経済産業省で、企業のリモート、テレワークに関する経営者、労働者双方へのアンケート調査などは行われているでしょうか、教えてください。

○政府参考人(小笠原陽一君) お答えいたします。現時点におきましては、経済産業省において行っているものはありません。

○宮沢由佳君 なぜ行わないのでしょうか。企業のDX推進の前に課題を明確するのが当然だと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(小笠原陽一君) お答え申し上げます。

テレワークにつきましても、働き方の改革のみならず、企業価値の向上あるいはBCPの強化など多種多様な政策効果をもたらすことから、関係府省が一丸となってテレワークの推進に当たっているところでございます。

例えば、就業者に関するテレワークの実態につきましては、国土交通省のテレワーク人口実態調査におきまして毎年調査が実施されております。調査の実施に当たりましては、制度設計時から経済産業省も含めまして関係府省が参加し、就業者の課題等についてここで把握しているところでございます。さらに、その調査結果を踏まえまして、関係府省連絡会議を通じて政策を検討し、政府のテレワークの政策目標あるいは経済産業省を含めた各府省の政策への反映を行っているところでございます。

こうした事情がありますことから、現時点におきまして新たな調査を実施する予定はございませんが、このような調査結果を最大限活用し、テレワークの推進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○宮沢由佳君 私の手元にはある総合研究所の調査の結果があるんですけども、このテレワーク、リモートワークのそれぞれの課題は、随分ペテランと若手で違いがあるようですね。ペテランの方は生産性の低下が問題だということで、若手の方は心身等の代替が大変課題だということ、なかなか自宅にいると仕事とプライベートの代替が難しく、また先輩からいろいろなことを教えてもらうこともできない、また自己負担する通信費や光熱費がかさむといった悩みもあるようで、ペテランの方は、やはり今までの管理者としてのマネジメントや複数のメンバーとの連携が必要な業務が多いためテレワークに向かない。

様々な、年代によっても違いがあるなどというところが分かるわけですけども、リモートやテレワークによる仕事の限界についてどう思われるのでしょうか。なかなかお答えは難しいかと思いますが、大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 今委員御指摘のように、民間の年代別アンケートでは委員がおっしゃったようなお話が出ている。特に、若い人では、仕事とプライベートの代替の課題の問題、あとは経費の負担の問題ということで、経費の負担につきましては、ガイドラインとして政府としてしっかりとこういう形にしてほしいということ、ものを出してきているところでありまして、それでもなかなか、やっぱり在宅で仕事をするとというのはある意味難しさもあるということを感じております。

このような課題乗り越えてテレワークの更なる活用を図るためには、デジタル技術を使いこなすためのスキル向上、テレワークの対象業務や対象者、人事評価の方法など、労使の十分な話し合いを行った上で就業規則等で定めることが重要であると認識しております。今までもずっとテレワークやってきたところであればそういう積み重ねもあると思うんですけども、緊急避難的に今回のコロナ禍の中でやっているところについては、そういった取決めというものが今後必要になるのではないかなと思っております。

テレワークの普及が生産性向上や働き方改革につながるように、環境整備、この機会下でしっかりと根付くような形で環境整備を行ってまいりたいと考えています。

○宮沢由佳君 丁寧な御答弁ありがとうございます。私の手元にもう一つ、テレワークに関して行政に求める支援策というものがあるんですけども、一番多かったのが、七〇％近くあるのがテレワーク導入のための費用の助成、次がテレワークの導入に関するマニュアル、ガイドラインの提供、次がテレワークの導入に関する好事例の

情報提供、あと普及啓発や相談、人材、お話しはありましたけれども。

そのようないろいろな資料を読みますと、やっぱり事業によって全くこのテレワークが有効なところと有効でないところと、そしてその事業者によって必要なものが違う。例えば、こちらの事業で好事例であっても、自分の会社にはそれは合わないというような、かなり細部にわたった悩みがあるなということを考えたときに、経産省独自のやっぱり調査を行って、そして、それに対してしっかりと求められている支援策に対応していく必要があるのではないかなというふうに思います。

そもそも、中小企業、この中小企業を調べたところ、テレワーク、リモートワークをやれているところ、テレワーク、リモートワークをやれているところ、中小企業にはテレワークを行う設備のないところも大変多く、企業、特に中小企業に、このような支援要望についてどのようにお応えしていくつもりか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) そもそもからいえば、やっぱり人材の育成というのは非常に重要なことだと思っておりますけれども、ハードの面の導入ということでIT導入補助金というものもありまして、その際の人材の派遣というものもありまして、そういった形でそれらを使っていくかということも含めてやっていくことだと思っております。

企業によって、業種によって、テレワークができる業種とそうでない業種もあろうと思っております。ただ、これからどうしてもそのデジタル化が進んでいくと、デジタルをベースにしたビジネスの在り方というものやはりみんな考えていくと、国もそういう形でデジタルアーキテクチャセンターというものをつくったりしているわけでありまして、日本の場合、IT人材と言われる方、まあ程度の問題、スキルの問題あると思っておりますけれども、

七割がIT企業に集中しているということなんです。欧米の場合は四割ということで、一般企業に皆さん、やっぱりそういう人材がいるということも含めてこれからの日本の課題であると思っておりますので、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 是非よろしくお願いいたします。次に、企業と消費者の面からデジタル化について議論したいと思います。

携帯電話会社のカードを作ったが、一度も使用していないにもかかわらず、カードのクレジット決済によって誰かに商品を買われ、多額の預金が引き落とされた方がいらつしやいます。これ、私の友人なんですけれども、作ったばかりのクレジットカードで高級紳士服を三十万円分買われてしまったという事例なんですけれども。

あと、もう一人の、それで、ネットワークのグループでそういう被害について伺ったところ、結構皆さん未然には防がれて、引き落とし前に口座を空にして未然に防いだという例もあるんですけども、ある方は、海外から日本のテーマパークのチケットを大量購入したいという要望がありまして、本当ですかという問合せが来て、私はそういうことしていませんということで、これも未然に防いだわけなんですけれども。

このような事例で国や企業が適切に対応しないとデジタル化への消費者の信頼が揺らいでしまうという一面もあると思っております。そこで伺いたいんですが、このようにカードを勝手に使われた場合の対応について企業への指導を行っているのでしょうか。行っているとしたらどのような指導をしているのか、教えてください。

○政府参考人(岩城幸君) お答え申し上げます。委員御指摘のようなカードの不正利用があった場合には、カード会員は、カード会社との契約に基づきまして、所定の手続を経まして、カード会社からの支払請求の拒否やカード会社からの補償を受けられるのが一般的と承知しております。

企業と消費者の個々の取引につきましては当事者間で解決されるべきものでございます。また、不正利用等を含めましてカード会員からの問合せあるいは苦情に対しまして適切に処理する体制整備を行うよう、割賦販売法に基づきましてカード会社に義務を課しております。体制整備が行われていないおそれがある企業に対しましては、報告徴収でありますとか立入検査等を通じて指導しております。必要に応じて行政処分も行っております。でございます。

○宮沢由佳君 カード会社に関しては経産省の管轄だということに伺いましたので、是非、これからのデジタル社会に向けて、この辺りをしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

このような事案は、デジタル化の進展と、今後ますます増加すると思います。国としてどう対応していくのか。また、消費者にもっと寄り添うような指導をすべきだと思いますけれども、二点教えてください。

○政府参考人(岩城宏幸君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、デジタル化の進展に伴いましてキャッシュレスが社会に浸透しつつある中、御指摘のとおり、クレジットカードの不正利用が増加傾向にございます。また、不正利用の手法は日々刻々と変化しておりますので、国とクレジットカードカード会社が連携しまして、セキュリティ対策に不断に取り組んでいくところでございます。

具体的に申し上げますと、割賦販売法に基づきまして、セキュリティ対策の指針となりますクレジットカード・セキュリティガイドラインを毎年改訂しております。今年三月の改訂では、二〇二〇年九月のキャッシュレス決済による銀行口座の不正引き落とし事案を踏まえまして、クレジットカードとQRコード決済とのひも付け時の本人確認強化を盛り込んだところでございます。

その上で、消費者に寄り添った対応も極めて重要であると考えております。このため、利用者か

らの苦情に対しましては、先ほど申し上げましたけれども、体制整備が不十分な事業者に対しましては割賦販売法に基づき指導をしっかりと行うことで、安全、安心なキャッシュレス社会の実現に取り組みでまいりたいというふうに考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。是非よろしくお願いたします。

次に、事業再生ADR、私的整理から簡易再生手続、法的整理への移行への円滑化について伺います。

今回の改正により、裁判所が再生計画に対する債権者の多数の賛成を考慮することができるようになると伺いました。そうであれば、少し乱暴な言い方をすれば、法的整理へと進んでもADRにおける多数の意見が尊重されるのであれば、法的整理へ進むことをためらう債権者も多くなり、ADRによる事業再生に拍車がかかることも期待できます。

そこで、今回の移行の円滑化によって、企業で働く従業員への影響について、現状と改正法でどのような変化があると考えているのか、教えてください。

○政府参考人(新原浩朗君) お答えいたします。結論から先に申し上げますと、従業員にとってもメリットがあると考えております。

今委員御説明されましたように、事業再生ADR、これ私的整理の一類型であるわけでありますが、債務を負っている事業者が債権者の協力を得ながら事業の再生を図るための手続でございます。

今回の改正法案では、事業再生ADRが不調に終わりました法的整理である簡易再生手続に移行する場合でも、裁判所が事業再生ADRの途上で確認された事実を考慮するとの規定を設けておりまして、結果的に、委員御指摘されましたように、私的整理である事業再生ADRでの解決が図られることを期待しているものでございます。

ということ、事業者の私的整理という形で事

業再生が早期に進むということを期待しているわけ、企業価値が毀損される前の段階での再生、事業再生が可能となります。結果として、その企業で働く従業員、あるいは中小企業の取引先の方も含めて、ステークホルダー全体にとってのメリットがあると考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。では次に、下請中小企業取引機会創出事業者の認定について伺います。

認定事業者はどのような仕事をするのでしょうか。一次下請とどう違うのでしょうか、教えてください。

○政府参考人(飯田健太君) お答えいたします。認定下請中小企業取引機会創出事業者でございますが、これは新しいビジネスでございます。少し御説明をさせていただきます。

一般に、下請中小企業でございますけれども、一つの工程に特化して技術力を高めたりするところでございますので、受注先も限定的、固定的で、なかなか新しい取引先を拡大できないという実態にあると思っております。親事業者との関係でも比較的弱い立場に置かれておりまして、なかなか価格を含めた契約条件をめぐって対等に交渉ができないというようなことがあるわけでございます。

こうした中で、新しいビジネスでございますけれども、近年、親事業者と下請中小企業群との間に、下請中小企業の弱い部分を補って、本来のこれらの下請中小企業の持つている強みをより一層生かせる新しいビジネスということでございます。具体的には、たくさんの中小企業と提携をいたしまして、その強みをデジタル技術なども活用しまして分析、把握をしますと、どれぐらいの納期で、どれぐらいの価格で、どれぐらいできるのかという、そういうことを把握いたしました。自ら大企業等の発注者から受注をして、それをまとめて一括して委託を受けて、提携する中小企業の中からその行為に適切な、最適な企業群を選定してまとめて再委託をしますと、こういうこと

でございます。従来、取引関係に依存しない、中小企業者の技術力などを生かした新しい取引機会の創出や適正な価格形成などの取引の透明化などを実現すると、こういうビジネスが出てきております。

具体的な認定要件についてお話し申し上げます。この本認定制度では、今のような実態を踏まえまして、自らが親事業者から一括して委託を受けて、これを最適な下請中小企業に再委託をする、再委託をした行為について工程管理や品質管理を行う、それから提携する下請中小企業に対して情報提供を行うという、下請中小企業の取引機会の創出を行う事業を行っている者に対して省令で定める基準を満たしている場合に認定するということでございます。

省令の中身でございますが、一つは、具体的には、今のような事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものであるということを確認するために、例えばその取引対価の決定に当たって十分に協議を行うなどといった基準を考えております。それからもう一つは、事業を実施するために必要な体制をちゃんと整えているということも確認することを予定してございます。

○宮沢由佳君 丁寧ありがとうございます。認定されて下請中小企業取引機会創出事業者になると、どんなメリットがあるのでしょうか。

第二十条では、認定を受けた下請中小企業取引機会創出事業の実施に関する資金面における支援措置として、下請中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に対し、中小企業信用保険法の特例、つまり普通保証等の別枠設定等を適用することを定めています。

また、第二十一条では、認定事業者に対し、通常の投資対象、つまり資本金三億円以下の株式会社ですが、これに加えて、資本金が三億円を超える中小企業者も中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることを可能とする特例を設けることが規定されております。

要は、下請中小企業取引機会創出事業者になれ

ば、資金面等の優遇されることになると思えます。もしそうであるならば、もしこの認定事業者が資金面の優遇を受けただけを受けて実際にやっていることは下請いじめであれば、悪徳事業者を創出する制度にもなりかねません。どのように防止していくのでしょうか。また、認定事業者が下請受注企業のために働く担保はどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。昨日の本会議で大臣より、二年度度に事業者を見直す、厳正に対処するとの御答弁をいただきましたが、厳正に対処とはいかなる対処でしょうか、併せてお答えください。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。まず、メリットの方でございませけれども、認定事業者、これビジネスの性質上、親事業者から受注をして、それを下請中小企業に出すということとでございませので、どうしても受発注に伴う代金受領と支払との間にタイムラグが生じてまいります。事業成長の過程で、豊富でかつ緊急の資金需要が発生するということが多くて、実際にそのビジネスの側からも公的な金融支援を希望する声が多数寄せられておりました。

これらを踏まえまして、今委員御指摘のとおり、認定事業者は、独立行政法人中小企業基盤整備機構による認定事業者に対する情報提供といった協力を受けられることに加えまして、認定を受けた事業者のうち中小企業者に該当する場合には中小企業信用保険法の特例、あるいは中小企業投資育成株式会社法の特例といった金融支援を措置することを予定してございます。

その上で、下請いじめみたいな話があるかというところでございますけれども、こういう政策的な支援措置が講じられるというところでございますので、認定事業者はこの下請中小企業の振興という政策目的、これにちゃんと資する取組を行っているかどうかが必要かと思っております。

したがって、認定の際に先ほど申し上げました認定基準をしっかり満たしていただくという

ことを確認するわけでございますけれども、認定後もなおこの認定基準を満たしていることを担保するために、報告徴収でございませとか、たまたまお話ございました二年間の更新制でございませとか、それから検査を行って、調査を行って改善をお願いするとか、そういったことも行っているつもりでございます。

さらに、その上で、認定事業者による行為が、代金の減額などの独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、こういったものに違反すると認められる場合には、公正取引委員会と連携して、私たちとしても厳正に対処してまいりたいというふうに考えております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。是非お願いいたします。

もう一点だけ伺いたいですけれども、認定事業者への手数料等支払の仕組みについて教えてください。手数料はどのぐらいを想定しているのでしょうか、教えてください。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。下請中小企業の持つ強みをより一層生かせる新たなビジネスを行っている、先ほど申し上げました新しいビジネスでございませけれども、実際にやっている事業者からは、今はその発注者から受領した代金と下請中小企業に支払う代金とのこの差額によって自らの事業に必要なその経費を賄うということとでございませますが、通常、手数料というのは、その取引を行うために紹介してもらうとか仲介してもらうとか、そういったところで対価として取ることが一般的だと思っておりますけれども、今申し上げた新しいビジネスモデルでは、下請中小企業は認定事業者が発注への紹介とか仲介を依頼するわけではなくて、直接その認定事業者と取引をするという形になりますので、現在はその手数料支払になじまない実態にあるというふう

に考えてございます。その上で、今後、認定事業者が何らか手数料を取るようなビジネスが出てきた場合でございます

けれども、その場合であつても、当該手数料が下請中小企業の振興を図るというこの本法の目的に照らして不適切な場合には、その事業の認定は当然行うべきでないと考えております。先ほど申し上げました更新なども使いまして、しっかりとやってまいりたいと思えます。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。しっかりとお願いいたします。

では最後に、取引調査員による調査について伺いたいと思えます。

国による健全な下請中小企業の振興を推進するため、取引調査員の調査に法的位置付けを与えることとしております。その前提としてまず現状について伺いたいです。いわゆる下請いじめに関して、公正取引委員会において令和二年度に書面審査を行い、被疑事件五千三百九十五件のうち五千二百七十二件の処理件数となっております。しかし、下請事業者から、下請いじめに遭つていませなど積極的な申告がこれ以上のとは思えません。

下請いじめの件数がこれ以上のくらくらいかと推定されるでしょうか、教えてください。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。下請いじめの件数でございませけれども、取引というのは日々あらゆるところで行われておりますので、なかなか全てを把握することは困難でございませので、私どもとしては様々な方法で情報収集に努めております。

まず一つ目でございますけれども、公正取引委員会と連携いたしまして、毎年度約十一万社の親事業者及び約六十万社の下請事業者に対してアンケート、調査を行っております。それから、下請Gメンによりまして、年間約四万件ヒアリングを行っております。三番目に、下請中小企業が抱える取引上の様々な悩み相談の窓口として、全国四十八か所に下請かけこみ寺を設置してございませ。令和二年度の相談件数は九千七百二十七件ぐらいでございます。

このようにして収集した端緒情報のうち、下請

代金法違反のおそれの高い事案につきましては、中小企業庁と公正取引委員会が連携して執行を行っております。令和元年度に指導や勧告などを行った件数は合計八千七百七十七件でございます。

このほかにも、まだまだ相談することのできていない下請中小企業も今委員御指摘のとおり存在していると思っておりますので、様々な対応によりまして、一層の実態把握に努めてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳君 一層の実態把握に努めてまいりますと心強い御答弁いただきました。是非よろしくお願いたします。

調査員は大変重要な仕事を担われています。取引調査員の調査の実態、方法について伺います。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。今、下請調査員、下請Gメンと申しておりますけれども、平成二十九年一月から中小企業庁に配置をいたしまして、ヒアリングを行っております。発足当時八十名であった体制でございませけれども、現在百二十名体制で取り組んでおります。ヒアリングは年間四千件程度、令和二年度末時点で累計二万三千件程度のヒアリングを実施してきております。

少し声を御紹介させていただきますと、具体的には、海外企業の価格を引き合いに出して半額近い値下げを口頭で要求をされたでございませとか、親事業者が立会いをいって工場を見学して見せたところ、自社のノウハウを持っていかれて内製化されてしまったでございませとか、そういったような問題事例もございませ。一方で、業界団体などによる指導がなされているおかげか、一年以上動いていない金型をリストアップするように依頼があつて、廃棄又は保管料が支払われる方向であり助かったなど、取引が改善した優良事例も何つております。

ヒアリングで把握した情報のうち、下請代金法

違反のおそれがある事案については、代金法執行の端緒情報として活用しております。また、代金法違反に当たらない事案でありまして、下請中小企業振興法、こちらに基づく振興基準に照らし、不適切な取引であると考えられる事案につきましては、業所管省庁への情報提供を行いまし、指導、助言による取引の適正化を促しているというところでございます。

こうした個別事案への対応のほか、振興基準の改正あるいは手形サイトの短縮を示した手形通達の改正など、取引適正化に向けた政策立案の方にも活用させていただいております。

○宮沢由佳君 ありがとうございます。

それでもなかなか下請いじめがなくなるという状況、この原因は何だと思っておりますしやるでしょうか。人員不足でしょうか、調査の制度設計でしょうか、下請事業者からは申告がしにくい状況でしょうか。何だと思われませんか、教えていただきたい。

○政府参考人(飯田健太郎) お答え申し上げます。

下請いじめと、いじめという言葉が示すように、親事業者が取引上優位な地位を利用して不利な取引条件を下請事業者に内々に押し付けて、その下請事業者は取引の減少や停止を恐れて声を上げることができず表に出にくいという、こういう特徴があるんだと思います。ある対策を打てば直ちに下請いじめがなくなるという性質の問題ではなかなかないんじゃないかなと思っております。実態をしっかりと把握した上で、様々な対策を根気強く着実に講じていくという必要があると考えております。

実態把握の強化につきましては、先ほど申し上げましたけれども、下請Gメンの現在の取組に加えまして、今回の法律案におきましても、国が調査を行うことができる規定を新たに設けて下請Gメンの行う調査に法的な位置付けを与える、こういったことも考えてまいりたいと思っております。

その上で、公正取引委員会と連携した下請代金の執行を始め、下請振興法に基づく振興基準を踏まえた指導、助言、先ほど申し上げましたけれども、さらには、経営者を巻き込むという自主行動計画、これを策定して見直しをする、あるいはパートナーシップ構築宣言を作った推進していくと、こういった様々な取組を活用して、親企業側、大企業側と中小企業との適正な取引を促してまいりたいと思っております。

こうした実態把握、法執行、産業界への働きかけ、総合的に進めまして、下請いじめに悩む下請事業者ができる限り少なくなるよう、私どもとしても取引の適正化に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長(有田芳生君) 宮沢さん、おまとめください。

○宮沢由佳君 はい。

質問を終わります。ありがとうございます。

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。

質問の機会をいただきました、ありがとうございます。本日もよろしくお願いたします。

今回の法案の背景及び概要としまして、経産省の資料によりまして、このように書いてあります。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録し、危機に直面しているが、同時に、古い経済社会システムから脱却し、新たな日常への構造変化を図るチャンスであり、本法案は新たな日常に向けた取組を先取りし、長期視点に立った変革を後押しするための措置を講じるものであるとございます。

ここで確認をさせていただきたいんですが、新たな日常への構造変化というものはどのようなものでありますでしょうか。新たな日常、ニューノーマルという言葉、大変よく耳にいたしますが、この定義が同じでないといけませんので、具体的なイメージがしっかりと湧くように最初に明確にさせていただきたいと思っております。

その上で、今回の産業競争力強化法の改正案は様々な支援策が盛り込まれておりますが、パッチ

ワーク的に見えなくもありません。日本全体の産業競争力を強化するためには、一体的、体系的な支援が必要と考えますが、今回の法改正はどのような考えに基づいて行われたものでありますでしょうか。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。

コロナ禍において、デジタル化、オンライン化の加速やテレワークなど新しい働き方の進展などにより、不可逆的な産業構造の変化を伴う新たな日常へ移行する中、ウイズコロナ、ポストコロナにおいて我が国経済が再び力強く成長するためには、こうした新たな日常への構造変化を図る必要があると認識しております。具体的には、飲食や宿泊など、コロナ禍で悪影響が出ている分野については、ポストコロナに向けた新たな取組や業態転換といった事業再構築を支援する、同時に、コロナ禍でも経済を牽引しているデジタルやグリーンといった成長の可能性のある分野について、将来に向けた成長投資を進めていくといった対応が必要でございます。

こうした認識の下、本法案には、ウイズコロナ、ポストコロナにおいて日本の産業競争力を強化するために必要となるグリーン社会への転換、デジタル化への対応、また新たな日常に向けた事業再構築を支援するための措置を盛り込んでおります。今回の法案だけではなく、予算、税制等による措置を総動員することによってグリーン、デジタルなどへの集中投資を促し、イノベーションを後押ししてまいります。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

今、デジタル化、オンライン化、テレワーク等の働き方、そして、今落ち込んでる業界については再構築をしていき、またデジタルやグリーンといったものは成長投資を促していくというお話がございました。

こうしたもの前提としまして、大臣にお伺いさせていただきたいんですけれども、日本の産業をどのよう今考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

五十年後、百年後の日本というのはどういう姿になっているのでしょうか。少子高齢化が進み、いびつな形の人口分布が進む中で、それを所与とするのであれば、どういう産業が生き残っていくのか。現在のように、自動車産業を始めとする製造業が牽引をして、中小企業が国内中心に活躍をする日本であるのか、それとも、IT化、デジタル化の中で、製造業ではなくて、どちらかというとサービス業の方にシフトをしていき、それが特化していくのか。

こうしたことに関する明確なビジョンなくしては正しい政策を打っていくことはできないと思っておりますので、大臣の目指しておられる社会像を改めてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) 御指摘のとおり、世界の時価総額上位十社を見ると、アップル、アマゾン、マイクロソフト、グーグル、フェイスブックといった企業が並んでおります。日本のGDPの内訳を見ても、高度経済成長期の一九六五年には、第二次産業は四二％、第三次産業が五二％を占めていたのに対して、二〇一九年には、第二次産業は二六％、第三次産業が七二％に構成が大きく変化をしております。他方、産業別に見てみますと、物づくりとサービス業の垣根が曖昧になってきております。我が国の主力産業である自動車産業の場合でも、データを活用したモビリティサービスなど、新たなビジネス領域が拡大をしております。このような物づくりとサービスの融合領域で事業展開をしている企業が多いと認識をしております。

従来の産業構造を考える場合に、従来のように縦割りに業を捉えるのではなくて、グリーンやデジタルといった世界的に進展しつつある大変革の中で、日本企業の国際競争力向上を実現するために、いかに時代のニーズに合ったソリューションを提供していくかといった視点が重要であると思っております。デジタル化、グリーン化というのは、やはり産業基盤をどうしていくかというこ

とだと思っております。その上にまたいるんな事業の融合というものが出てくるのだと思っております。

このような観点から、経済産業省としては、今後とも、研究開発投資、ベンチャー投資、M&Aなど、前向き投資を促進することでイノベーションを加速させ、日本企業の国際競争力の向上を実現してまいりたいと考えております。

○高瀬弘美君 大変詳しく御説明いただきまして、ありがとうございます。物づくりとサービスが融合していくというお話で、非常にイメージが湧いてまいりました。

今大臣のお話の中でもございましたように、世界の産業を見ますと、時価総額ランキング上位企業、米国企業が大変多いわけがございますけれども、いずれの企業も創立をして三十年未満の会社が非常に多くなっていること、これはもうよく指摘をされることであります。こうした企業というのは、ベンチャーから始まって、破壊的イノベーションの中で台頭してきている企業であります。日本においては、ベンチャーが育たない、またユニコーンが出てこないということ、よく指摘をされておりますけれども、経産省としてこの点どのような取組をされていきますでしょうか。

○大臣政務官(佐藤啓君) お答えいたします。ベンチャー企業は、我が国経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在であります。特に、ウイズコロナ、ポストコロナの世界においてグリーンやデジタルといった成長戦略を進めるためにも大変不可欠な存在であります。

一方、我が国では、ベンチャー企業数は近年増加しているものの、企業年齢がゼロから二年の企業が企業全体に占める割合は一三・九%にとどまっております。米国の二〇・五%、英国の二二・四%などに比べて低い状況です。また、御指摘がありました日本の上場企業は、ソニーやホンダなど、終戦直後の十年間に設立された企業が百十九社と最多でありますけれども、一方で、米国

の上場企業は、アマゾンやフェイスブックなど、一九九五年から二〇〇四年に設立された企業が百二十四社で最多となっております。

実際、我が国ではベンチャー企業が少なく、御指摘あったこのユニコーンの数も、米国の調査会社によると、三月一日時点で、日本は四社、米国は二百七十四社、中国は百二十三社、欧州六十七社ということで大幅に少ない状況です。

そのため、政府としてはこれまでも、産業革新投資機構によるベンチャー投資、またオープンイノベーション促進税制により大企業からベンチャー企業への資金提供を加速させるなどの措置を講じております。

今回の法改正、改正法案でも、ベンチャー企業の大規模な資金調達を支援すべく、民間金融機関からの融資に対する債務保証制度の創設、またオープンイノベーションのグローバル展開を促進するために、国内ファンドにおける海外投資拡大に向けた特例措置の創設などを盛り込んでおります。

また、この夏まとめます成長戦略では、ベンチャー企業を生み出し、かつ、その規模を拡大する環境の整備を重要課題として検討する必要がありますと考えておりますので、経産省としてもしっかりと対応していきたいと考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。ベンチャー企業に対しては資金提供を中心にしっかりとお支えいただいているということがよく分かりました。

その一方で、今お話しさせていただきましたような破壊的イノベーションを起こしてきたベンチャー企業というのは、他国の例、中国や米国等を見ましても、国からの支援を当てにしているような企業というのは大変数が少なくなっております。厳しい環境の中で本当に闘いながら勝ち残ってきた、そういう企業が非常に多いのではないかなと思います。私自身も、ベンチャーの経営者の方々とお話しさせていただきましたと、国に対して補助金をつかってほしいとか、そういう御要望というのはほ

とんどなくて、それよりも、ベンチャーが思い切り自由に新しいことに挑戦する環境を整えてほしいと、そういうイノベーションを起こせる環境こそが必要なんだという御意見、度々いただいております。

この点につきまして、ベンチャーをしっかり資金面で支えるとともに、イノベーションを起こせる環境整備、非常に大事だと思いますが、大臣の考えをお聞かせください。

○国務大臣(梶山弘志君) 私も高瀬委員と同感であります。ベンチャー企業は、我が国経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在と認識しております。イノベーションの創出のためには、ベンチャー企業を始めとした民間の様々な主体が独創的なアイデアを次々と生み出し、挑戦できる環境を整備をしていくことが必要であります。

本改正法案に規定する規制のサンドボックス制度を活用し、規制改革を着実に推進していくことも必要です。先取りをしながらか規制改革というものもやってきております。そして、さらにまた、スマートシティーやスーパースイティといったような制度もございまして。新たな技術をやはり試す場というものもつと自由にできればというお話も私ももちたいたいということでありまして、あわせて、ベンチャー企業については、資金調達面の規制・制度改革が重要であると考えております。

この夏の成長戦略において、ベンチャー企業を生み出し、かつ、その規模を拡大する環境整備を大きな柱として位置付けております。包括的に施策を打ち出していけるように経産省としてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○高瀬弘美君 大臣、ありがとうございます。夏の成長戦略楽しみに、私自身もしっかりと議論に参加をさせていただきたいと思っております。今大臣からお話ありました規制のサンドボックスにつきましては、後ほど質問させていただきます

いと思っております。法案の中身に移らせていただきます。今回、柱が五つあるようなので、一つ一つについてお伺いをしたいと思います。

まず、グリーン社会への転換の部分になります。

カーボンニュートラルの事業者の取組の計画を主務大臣である経産大臣が認定をし、設備投資促進税制の措置ですとか、成果連動型の利子補給を措置するというものが今回の法改正の中に含まれております。成果連動型の利子補給につきましては、あらかじめ計画をしたKPIを達成したかどうかを見極めて利子補給がされますので、計画が達成されたかどうかの確認というものができまが、設備投資促進税制の方は、計画によって実際に脱炭素化が行われたかどうか、実際の結果までは見ずに計画だけで税額控除になる、そのような理解でよろしかったか、確認させていただきたいと思っております。

○政府参考人(矢作友良君) お答えいたします。今委員から御指摘のございましたカーボンニュートラル投資促進税制の利用に当たりましては、今回の改正法に基づき事業適応計画の認定を受けることが必要でございます。

この事業適応計画の認定に当たりましては、脱炭素効果が高い製品の生産設備の投資を行うものであるかとか、あるいは炭素生産性が向上する設備投資であるか、こうしたことを確認することになってございます。その事業適応計画の認定を受けた後、設備投資を行えば、設備を取得した年度の税務申告において税額控除などの措置を受けることができるというものでございます。

そして、その認定の後でございますけれども、企業その脱炭素化に向けた取組が着実に進んでいくよう、今回の改正法に基づき、認定後におきまして、目標の達成に向けて計画に記載された具体的な取組が実行されたかどうか、こういった進捗を事業者が報告いただきまして、定期的に国が確認していくと、このような仕組みになっ

でございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

投資促進税制の適用を想定しておりますが脱炭素効果が高い製品の設備投資についてはあらかじめ分野が決まっているというふう聞いておりますけれども、その具体的な中身と、また、これらの分野の決定に至る過程を教えてください。

○政府参考人(矢作友良君) お答えいたします。

今御指摘のございましたカーボンニュートラル投資促進税制では、脱炭素効果の高い製品の生産設備投資に対して税額控除一〇％等を措置することとしてございまして、対象製品として、省電力性能に優れたパワー半導体、あるいは電気自動車等向けのリチウムイオン蓄電池、あるいは燃料電池、それから洋上風力の発電設備の主要専用部品、こういった製品を想定しているところでございます。

これらの製品につきましては、温室効果ガスの削減量が大変大きい、そして日本が技術力を持つ、こうしたテーマの中にあつて、我が国の二酸化炭素排出量の四割以上を占めるエネルギー転換部門の製品であつて、足下の投資ニーズはあるけれども、民間企業の自立的な取組のみでは初期の導入拡大が難しいと、そのように見込まれると、こういったものを抽出したという、そういった考え方で想定しているものでございまして、これは、プロセスといましては、昨年の税制改正プロセス、ここにおける検討、議論を経て年末に閣議決定されました税制大綱、その税制改正大綱ですね、このプロセスを通じて策定されたものでございます。

○高瀬弘美君 今、脱炭素効果が高い製品の生産設備について、具体的に半導体、リチウム電池や風力発電というお話がございました。

もう一つの税制優遇の対象であります生産工程の脱炭素化を進める設備については、こちらは産業分野を問わずあらゆる企業が使え、そのような理解でよろしいでしょうか、確認させていただきます。

い。

○政府参考人(矢作友良君) お答えいたします。

今委員から御指摘のございました生産工程の脱炭素化を進める設備の導入、これにつきまして、事務所等の生産性向上と二酸化炭素の排出削減を図る、その炭素生産性、この指標が三年以内に二〇％以上向上する場合、これはその税額控除は一〇％、三年以内に七％以上向上する場合、こうしたものはその税額控除五％等と、今そういった措置になってございます。

御指摘のいただきました点でございまして、御指摘のいたただきました点でございまして、この要件を満たすものでございすれば、産業分野、これを問わずにこの税制の対象となるというものでござい

○高瀬弘美君 ありがとうございます。こちらは非常に幅広い企業が扱えることができる税制であり非常で、もう一つの方の税制と違って分野の幅が非常に広がっておりますので、その点も含めてしっかりと周知もしていただきたいというふうに思います。

今回、デジタル化への対応としましてデジタルトランスフォーメーション投資促進税制を措置することになります、大臣が認定をすることになる計画というのは年間何件くらいを想定しているのでしょうか。また、デジタルトランスフォーメーションには様々な形が考えられますが、今回、クラウド技術を活用したデジタル関連投資に限定となっているこの理由をお聞かせください。

○政府参考人(新原浩明君) お答えいたします。

まず、DX投資促進税制の支援対象の投資でございませぬけれども、これ民間の投資でございまして、実際に実行されるか、これ様々な要因に左右されるということ、それから、特にコロナ禍でございませぬので、かなり事業面への影響の見通しが不透明になっております。ということで、認定件数について具体的な数値を目標として設定はしておりませぬ。

ただし、私どもとしては、できるだけ多くの事業者がこの税制を活用していただいでDXを進めていただきたいというふうな思っていますので、業界団体単位で細かく説明会を実施するか、その周知徹底に努力してまいりたいと思っております。

二つ目の御指摘のクラウド技術についてでございます。私どもの法律の中では、これはインターネットなどを介してオープンにデータの処理、保管などを行うことができる技術というふうな考えております。

その要件にさせていただいた理由なんですけれども、これは我々の反省点でもあるんですが、これまでの日本の企業のIT化というのは、非常に部門ごとに、何かソフトウェアを入れるとか、パソコンを、コンピュータを入れるとかいうのがすごく多くて、社内でもつながっていないというのが結構あつたわけがあります。

今回のデジタルトランスフォーメーションの意義というのは、やっぱり単に部門ごと、縦割りでITシステムの導入ではなくて、部門とか会社間をまたいでデータ連携を進めることで、新商品の開発とか新サービスの提供とか、そういう経営改革自体を実現していくことであると思っております。

そういう意味で、このクラウド技術を活用することで、将来の展開も含めて、社内外とのデータ連携、共有が広く容易になると思っております、そのデータ活用を後押しするという意味で、こういう要件を入れさせていただいているところでございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。このデジタルトランスフォーメーションにつきましては、ある程度体力のある中堅企業、中小企業であればできるのでしょうか、中小企業がデジタルトランスフォーメーションを行うに当たっては、ほかの委員からの質問でも御指摘ありましたけれども、デジタル人材の不足という問題

に直面をいたします。ここについては経産省はどのように支援をされていかれるのでしょうか。

○政府参考人(平井裕秀君) お答え申し上げます。

企業のデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDXの実現に当たりましては、事業とデジタル技術の双方を理解する人材が必要でございませぬ。このため、中小企業のDXを促進するという観点に立ちますと、デジタル人材の育成、確保と、これを促すのみならず、事業内容に精通した社内人材、こちらがデジタル技術を学ぶことができる環境整備も進めていくことが重要だと考えております。

当省におきましては、中小企業の方々も含めまして、これまでデジタルスキルを学ぶ機会がなかった方々に初めてデジタル技術を学ぶ際の参考となりませぬよう、昨年十二月に、無料でオンラインで気軽にデジタル技術を学べる民間講座というのを御紹介申し上げる、果ごもりDXステップ講座情報ナビというのを立ち上げさせていただきまして、数多くの方々を御覧いただいでいることになってございませぬ。

さらに、社会人が学び直しを通じて、AI、IoT等の先端分野に身に付けることを支援するために、民間講座を認定する第四次産業革命スキル習得講座認定制度というのも実施しているところでございます。認定講座は、厚生労働省の人材開発支援助成金の対象とも位置付けられておりまして、中小企業を含め、事業者が認定講座を活用して労働者の職業訓練を行う際には訓練経費や訓練期間中の賃金の一部が助成されることになっております。

これらの施策を通じまして、中小企業のDXに取り組みデジタル人材の育成を支援してまいりたいと考えておるところでございませぬ。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。今、コロナ禍で従業員の方の人数を減らしたりシフトを減らしたりされている会社もありますけれども、是非今お話あつたような制度を使っていたら、

この機会にデジタル人材を増やしていただくという取組を進めていただくことも非常に企業にとって有益ではないかと思えますので、これも広く広報していただけたらなというふうに思います。

今、クラウドの話が出ましたので、関連して、我が国のクラウド産業についてお伺いしたいと思います。

デジタル化の流れの中で、我が国のクラウド産業の在り方についての議論が続いております。カーボンニュートラルを目指す中におきましても、クラウド産業に欠かせないデータセンターというのは電力多消費型でありますことから、グリーンイノベーション基金における対象十四分野のうちの一つにもなっております、このデータセンターの省エネ化というのはもう喫緊の課題となっております。

まず、我が国のクラウド産業の現状及び今後どのような進展を見せていくと想定されているのか、経産省のお考えをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(平井裕秀君) お答え申し上げます。

あらゆる産業においてデータの重要性というのが高まっております中で、デジタル社会を支えるクラウド産業などのデジタル産業、そしてデータセンターなどのデジタルインフラというのは、もはや国家の大黒柱と呼べるような存在になってきていると思えます。我が国が抱える課題を解決し、持続的に成長していくためには、このデジタル産業、そしてデジタルインフラというものの強化が必要だと認識しております。特にクラウドにつきましましては、今後、社会的に影響の大きい政府、産業、重要インフラ等でも活用が進み、社会経済の基盤となっていくことが期待されているところでございます。

他方で、急速に成長する世界のクラウド市場につきましましては、海外クラウド企業の上位八社が八割を占める、そうした寡占的な状況になっており、日本企業のシェアは二%程度にとどまっておりますと推計されております。これまで以上にクラウド

が社会経済を支えていく基盤となる中で、日本において信頼できるクラウド事業者が育ち、根付いていくということをご期待しているわけでございます。

また、AIやビッグデータ活用、ITサービス

の拡大が進むにつれ、データの保存、処理を行うデータセンターの重要性も高まっております。先生御指摘のとおり、エネルギー消費を抑えつつデジタル化を推進する観点から、省エネ性能の高いデータセンターの国内立地を進めていくということが不可欠だと考えております。

足下では、国内のデータセンターの八割以上が東京、大阪に立地している状況であるという点もございします。災害に強いデジタルインフラの構築、そして日本全体のデジタル化の推進のためにも、東京、大阪以外も含めたデータセンターの計画的な立地というのを、政府、民間が協力して着実に進めていくことが必要であるというふうにご考えているところでございます。

○高瀬弘美君 先般、LINEのデータ流出の問題がございました。LINEのデータが中国や韓国に保管されていたということで、様々なところからの指摘を受けてこれらのデータは日本国内に移管されたものと理解をしておりますけれども、このデータというものはもう重要な財産でございますし、安全保障上も看過できないからこそ、先日のLINE社の問題というのは政府も重く捉えているのだと思えます。そうであるならば、今、日本の企業のシェア二%というお話もございましたけれども、外国の企業も含めて、日本国内にデータを置くインセンティブが十分あるのかどうか、しっかりと検証をしていく必要があると思えます。

私自身がある情報関連企業の方から伺ったお話では、データセンターというのは、物理的に機械を置きますので大変広い土地も必要となりますし、先ほど来お話しさせていただいているように電気代が物すごく掛かります。この辺りの障壁を取り除かなければ日本国内でのデータセンターの

発展は見込めないというのがその企業の方のお話でありました。

近隣諸国を見ても、例えば、韓国やタイ、中国等では、このデータセンターの土地の購入に関してはかなり大きい税制優遇もございしますし、また電気代の減免など、企業がデータセンターを置きたいと思うような施策が様々なと実施をされております。

日本としましても、もうこの世界の中でのデータセンター競争にどのように対応していくのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(梶山弘志君) データセンターはデジタル社会の基盤となるインフラであると考えております。世界的にデータ量が急増する中、エネルギー消費を抑えつつデジタル化を推進する観点から、省エネ性能の高いデータセンターの国内立地を進めていくことは不可欠であります。

先ほど政府参考人から話がありましたけれども、国内のデータセンターの八割以上が東京、大阪に立地をしているということでありまして、災害に強いデジタルインフラの構築や日本全体のデジタル化推進のためには、東京、大阪以外も含めてデータセンターの立地を進めなければならぬと考えています。

こうした観点も踏まえて、データセンターの国内立地などの議論を行うために、今年の三月に新たな検討会議を立ち上げ、大学教授や通信事業者、ITベンダーなどデジタル関係の有識者に集まっていただき、議論を進めているところであります。データセンターに関して、例えば、データセンターの新規立地に複数系統の電力、通信回線が必要であり、これらの早期整備を支援すべきとの意見や、データセンターの省エネにつながる技術開発を積極的に支援すべきという意見があるところであります。

こうした検討会議での議論も踏まえて、今月末を以てデータセンターの国内誘致や国内での最適配置に向けた今後の政策の方向性を取りまとめ、早急に実行に移していきたいと思っております。

すけど、思い切った対応、手段を取らなければならないと考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。大変心強い答弁、感謝申し上げます。

法案に戻らせていただきまして、新たな日常に向けた事業再構築、今回の法案の中で、繰越欠損金の控除上限の引上げということで応援をしていただくことになっております。

新型コロナウイルス関連の経済産業省の支援策の中に事業再構築促進事業というのがございしますが、経済産業省が作成をしましたチラシを見ますと、活用のイメージというのが裏面に載っていて、いろんな例が載っているわけでありまして、確かにこのコロナ感染拡大の中で生き残りのために事業転換をする事業者にとっては必要な補助金であると思えますが、一方で、この活用イメージを見ましても、これ幾つか例があるんですけど、例えば、居酒屋経営をされている方がオンライン専用の注文サービスの需要に対応するような事業再構築であったり、あるいは、高齢者向けサービスを提供している会社が事業を切り替えて病院向けの給食ですとか事務等の受託サービスを新規に開始をするですとか、あるいは、和菓子製造していただくお店がその和菓子の製造、販売をやる等、様々な例が載っているんですけども、やっぱりこの例を見ましても、元々優良な企業が想定されているのではないかなという印象を受けます。このような補助金を使えるような企業というのは、コロナがあるうろがなかるうろが、常に時代の変化に対応しようとする意欲や能力がある、そういう会社ではないのかなという印象を受けました。

仮にこの補助金を使って、この例にあるような、例えば町の飲食店がオンライン専用の注文サービスをつくったとしても、一時期、このコロナの間はテイクアウトの需要があるのかもしれないんですが、コロナが終息をした後にそういうオンラインサービスを余り使わなくなったとか元の生活に戻ってしまったということになってしまします

と、せっかくこの事業再構築補助金で行った投資が無駄になってしまうのではないかとという危惧も少ししております。

この事業再構築をするノウハウですとか、人材のいない企業さんをどのように支援をされるおつもりでしょうか。

○政府参考人(村上敬亮君) お答え申し上げます。

この事業再構築補助制度は、補助すること自体はもろろんなんですけれども、この補助金をチャレンジすることを通じてその企業の未来につながるような方向性を見付けていただく大切な機会にしたいなという意味では、まさに申請書を作っていたらプロセスから含めて極めて重要であると考えてございます。そういう意味で、事例として御紹介するのはやや模範的なもの、やや難しいもの、できるだけやはり難しい方向性にチャレンジしていただきたいという気持ちがあるものから、どうしてもそういうふうになつていっている面が否めない面はあると思います。

引き続き事例やガイドはそういった形になろうかと思いますが、一回目の申請も終わりましたので、一部につきましては、匿名等の形を取りますが、事例を紹介させていただこうと思っております。そういったものの中には、企業さんによってやや身近に感じるようなものもその欄に分散をさせた形で御紹介するように努めてまいりたいと思っております。事例等の御紹介につきましては、是非お気付きの点があれば引き続き御指導いただければと。

それから、後段にいただきました支える人材の方の件でございますけれども、全体で二・二万件いただきましたが、制度がそうなっているから当然でございますけれども、二・二万件全案件、認定支援機関のサポートが付いてございます。銀行さんであったり、税理士さんであったり、会計士であったり、商工会であったり、商工会議所であったり、そこは様々でございますが、まずは、二万件について全て支援者とのカップリングが今

回生まれていると。これは今回申請する全ての方にそれをお願いしていただいておりますので、これ自身が一つのサポーターを見付ける機会になる。

加えて、お願いベースではございますが、申請までおしまいでなくて、できるだけ最後まで、事業が終わるまで伴走してほしいということもお願いベースではお願いをし、補助費用の一部には、申請採択された後でございますけれども、コンサル費用も事業費用の対象として認めさせていただきますということになってございます。

一組でも多くのいい組合せと最後まで伴走していただく、いわゆる支援機関の方々の育成、チャレンジの機会にもなるように引き続き制度の運用を努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○高瀬弘美君 大変誠実な御答弁をありがとうございます。非常によく事業の中身が分かりましたし、多くの事業者の皆様には是非使っていただきたいなというふうに思います。

次に、柱の一つであります中小企業の足腰強化についてお伺いいたします。

様々今回措置を講じるわけですが、その中の一つに、中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進するというものがございます。これによりまして、BCPと言われる、企業が自然災害ですとか大火災などの緊急事態に遭遇した場合に、損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画を、このBCPを中堅企業と中小企業が共に策定をすることができるようになり、そのような取組を行う中堅企業に対して金融支援が行われるものであります。

この制度と趣旨を同じくしまして、中小企業防災・減災投資促進税制というのがございまして、これは既に活用されているものでございますが、こちらは特別償却が二〇パーというふうな制度に

なっております。

私の地元であります福岡県の県南、県の南の方は大雨とか洪水の被害が大変多い地域でございまして、このBCPにしっかりと取り組まれている企業の方もたくさんいらっしゃいます。そのBCPに取り組みされている企業の方がおっしゃっていただくことの一つになりますけれども、この税制上の優遇措置である特別償却の二〇パー、これがインセンティブとしてはどうも小さいというふうな御意見もいただいております。また、この税制の対象となつております排水ポンプの購入ですとか自家発電機の購入というものの、この対象機材の範囲も非常に小さいという御意見をいただいております。

国としては、このBCP、しっかりとやっていくという思いの下でこういう税制もあるというふうな認識をしておりますけれども、今後、このBCP、どのように進めていかれるのでしょうか。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。

まず最初の、BCPの税制の関係についてお話ししたいと思います。

今御指摘ありました税制でございますけれども、この税制の目的は防災・減災のための投資を促すということでございます。機械、装置、器具、備品、建物附属設備を対象としております。この税制につきましては、令和三年度の税制改正におきましても与党税調の御審議もいただいた上で一部拡充を行っております。具体的には、近年水害が多発しておりますので、対象設備をかさ上げするための架台でございますとか、あるいは感染症対策のためのサーモグラフィ装置などを追加したところがございます。

ただいま建物についての御指摘がございましたが、建物自体は防災・減災のためにあるというよりはいろいろな多様な用途のためにございまして、建物そのものへの投資を本税制の対象とすることは難しいのではないかと思いますけれども、一方で、その建物自体の防災・減災機能を高める

ための例えば免震装置といった機械、装置でございますとか、あるいは排水ポンプといった附属設備への投資、これは減税措置の対象となるわけでございます。

こうした投資を促すことによつて建物全体の機能を強化してまいりたいと思っておりますけれども、今御指摘ありましたように、どのような設備を税制支援の対象とするかという、そうするとインセンティブになるのかということにつきましては、引き続き中小企業ともしっかりコミュニケーションを取っていくとともに、災害の実態でございますとかあるいはその技術進歩の状況、こういったものを見ながら適時適切に対応してまいりたいというふうな考えてございます。

いずれにいたしましても、近年頻発している自然災害の状況を踏まえて、中小企業の事業継続力の強化をより一層強力に進めるために様々な取組を行ってまいりたいと考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

四つ目の柱、新たな日常に向けた事業環境の整備についてお伺いいたします。

その中の一つとしてまして、バーチャルオーナー株主総会が実現することになります。このバーチャルオーナー株主総会を開催する前提として、経済産業省令、法務省令で定める要件に該当するかどうかの確認を受けるとなっておりますけれども、この要件が厳しいものとなりますと、バーチャルオーナー株主総会の定着を阻害することにもなりかねません。どのような要件を課すことを想定されていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(新原浩明君) お答え申し上げます。

本案において、場所の定めのない株主総会に関する会社法の特例を創設しているわけでございますが、御指摘のとおり、上場会社が経済産業大臣と法務大臣の確認を受けた場合にバーチャルオーナーの株主総会の実施を可能としております。それで、その確認の要件を定める省令でござい

ますけれども、第一に、株主総会で用いる通信に関する責任者を置くこと、第二に、通信障害への対応に関する方針を定めているということ、第三に、情報リテラシーに格差のある株主への配慮に関する方針を定めていること、こういうことを要件として定めることを想定しております。

対応については各社それぞれやり方があると思えますので、今申し上げたように方針を定めるといふ形にしております。具体的にこういう設備を入れてこういうふうにしてくれというふうには定めないうようにしようと思っております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。是非、多くの会社の皆様にこのバーチャルオンリー株主総会、検討していただければなというふうにも思いますが、

サンドボックス制度についてお伺いをしようと思っておりますが、ちよつと時間になりましたのでまたの機会にさせていただきますと思っておりますが、今日、大変詳しくお答えいただきまして法案の中身よく分かりましたので、感謝を申し上げます。以上で私の質問を終わらせていただきます。

○委員長(有田芳生君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。午後零時十六分休憩

午後一時開会

○委員長(有田芳生君) ただいまから経済産業委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井章君 日本維新の会、石井章でございます。まず、質問に入る前に、私は、これまで、コロナ対応の実質無利息、無利子無担保の融資につい

て、特に、民間の金融機関で出しておりますセーフティネット四号、五号を利用した、いわゆる借り手も借りやすい、貸し手も即座にすぐ貸せるという内容の融資の件で何度か大臣に、三月末で打ち切られたものを何とかもう一度戻せないものかと、この委員会あるいは予算委員会等で質問しまして、そのたびに大臣には心のこもった答弁をいただいで、金融庁ともしっかり交渉して元に戻したいという旨で承っております。前回の経産委員会の際にそういった内容の答弁いただいた翌日、本来であれば当面今年前半までということだったものを今年年末まで継続を決定したというような発表がありまして、本当に梶山大臣の中小企業に寄り添った温かくすばらしい御英断に対し心から感謝を申し上げます。質問に入ります。ですから、こういう質問から入ったので、厳しい質問全くできない状況で、よろしく、優しい答弁でお願いします。

まず、本法案の本会議質疑では、産業競争力強化法は我が国産業の競争力強化に具体的にどのよう貢献したのかという評価及び見解をお伺いいたしました。引き続き、政策の評価について質問いたします。

二〇一三年に制定されました当初の産業競争力強化法は、実行計画を作成しまして、その進捗状況や効果を評価することが規定されておりました。

その条文は、二〇一八年に生産性向上特別措置法が新たに制定された際に産業競争力強化法からは削除されて、三年間で生産性向上に関する施策を集中的に行うこととした生産性向上特別措置法に同様の実行計画の策定と評価に関する条文が設けられました。その条文は、今回の改正案では生産性向上特別措置法が廃止されることにより、なくなりました。

そこで、御質問したいんですけども、三年間の時限立法であります生産性向上特別措置法は今回廃止をされますが、同法に基づく実行計画を実施した結果、生産性向上にどのような効果があったのか、経済産業大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(梶山弘志君) 生産性向上特別措置法は、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現するために三年間集中的に措置を講ずるものであります。革新的な技術又は手法を用いることによる急速かつ非連続的な生産性の向上を実現するため、実行計画を策定をし、迅速かつ確実な施策の実施を図ることとしました。

実行計画では、例えば、生産性向上特別措置法で措置した規制のサンドボックス制度、革新的データ産業活用計画の認定制度などに関する施策が盛り込まれております。規制のサンドボックス制度は、これまで二十件の認定が行われ、約百四十の事業者が実証に参加をしております。実証の結果、実際に規制改革に結び付くなど、革新的な技術やビジネスモデルを活用した事業活動を促進をしたと考えております。

革新的データ産業活用計画の認定制度は、これまでに約二百社の企業に活用をされております。例えば、この計画の認定を受けた住宅設備大手のリクルールでは、製造現場のデータを収集、分析し、製造設備の稼働の最適化を実現するなど、IoTなどの革新的技術、手法を用いたデータ連携、利活用を促進したと考えております。

このように、実行計画の実施により一定の成果を上げ、我が国の生産性向上に寄与したものと考えております。

○石井章君 ありがとうございます。改めて、実行計画の策定と評価に関する規定を改めて産業競争力強化法に設けなかったと、その理由についてお伺いいたします。

○国務大臣(梶山弘志君) 生産性向上特別措置法は、生産性革命・集中投資期間、二〇一七年十二月から三年間において、革新的事業活動の促進に関する施策を集中的かつ一体的に促進するものであります。法律上、実行計画の作成と進捗状況に関する規定を設け、法律上の措置のある施策に限らず、我が国の生産性向上のための必要な主要施策について、目標、内容、実施期間等を記載した実行計画を作成し、毎年度進捗状況を取りま

とめることとしておりました。今般、生産性革命・集中投資期間が終了し、生産性向上特別措置法は一定の成果を上げたことを踏まえて、実行計画の作成や進捗状況に関する規定を含め、本法律を廃止するものとしたものであります。

今回の産業競争力強化法では、御指摘の実行計画の策定と評価に関する規定は設けていませんけれども、我が国の生産性向上のために必要な主要施策については、成長戦略会議において、有識者の意見を踏まえつつ議論を行い、成長戦略実行計画として取りまとめ閣議決定を行うこととしております。さらに、成長戦略実行計画に盛り込まれた施策につきましては、成長戦略会議等の場で進捗状況の評価、確認を行っているところであります。引き続き、成長戦略実行計画の枠組みの下で施策の進捗状況の評価、確認を進めてまいりたいと考えております。

○石井章君 続きまして、データブテックベンチャーについて何点かお伺いいたします。

今回の法律案では、大規模研究開発型のベンチャー企業、いわゆるデータブテックベンチャーを対象に、経済産業大臣が事業計画を認定した上で、民間金融機関からの融資に対し中小の機構が債務保証を行うという制度で新設をされたわけですが、そこで三点ほどお伺いします。

今般の措置は具体的にどのような政策効果を狙っているのか。二番目。また、今般の措置を含むベンチャー企業の成長支援を推進するに当たりまして、政府は、企業価値又は時価総額十億ドル以上となる未上場ベンチャー企業、いわゆるユニコーン企業又は上場のベンチャー企業を二〇二五年までに五十社創出するとの成果目標を掲げておりますけれども、今般の措置はこの成果目標達成に向けてどの程度寄与すると考えているのか。もう一つ。さらに、二五年までに五十社創出という目標を達成するために、このほかに多面的な施策を講じていく必要があると考えますけれども、具体的にどのような施策を講じていくのかをお伺いいたします。

○副大臣(江島潔君) まず、ディーブテックベンチャーに関する御質問でございます。

一般的に、ベンチャー企業というのは、事業の見通しが不透明でありますので、その資金調達には株式発行を行うということが一般的でございます。一方で、自ら研究開発あるいは生産を行う大型のベンチャー企業、これをいわゆるディーブテックベンチャーと呼んでおりますけれども、こういう企業の特徴として、まず事業化までの期間が長いこと、あるいは必要となる資金が大規模である、こういう背景がありますので、株式発行による資金調達に加えまして融資による資金調達のニーズというものが存在しております。

一方、この融資を行う側の金融機関にとつては、このベンチャー企業への融資というのは、事業の見通しが不透明である、あるいは担保となる資産も少ない、ベンチャーでありますので、このような背景がありますので、これまで、一部の事例を除き、一般的にはなかなか行われていなかったということでもあります。

したがって、このような状況を鑑みて、この本法案で新たに処置をいたします債務保証制度、これによりまして、国が一定のリスクを負担をするということを通じて金融機関によるベンチャー企業への融資が促進をされまして、ベンチャー企業の資金調達の多様化、大型化の促進、あるいは一方で、金融機関にとつてもベンチャー企業に対する融資の在り方についてのノウハウの蓄積、こういうような政策効果が生まれるということを期待をしたものでございます。

それから、ユニコーン企業に関しての御質問を頂戴しております。

これは、今般のこの改正法案におきまして措置をしていまして債務保証制度、これは、大型の資金需要を有する有望ベンチャー企業による活用というものを見込んでおります。委員が御指摘いただいたようなユニコーン企業の創出というものにつながることを期待をしているところであります。

一方、政府のベンチャー企業についての成果目標でありますけれども、これは決して今回のこの法案のみで五十社創出をするということではなくて、その他の税制あるいは規制改革、それから予算措置等を集中的に実施することによって達成をしようと考えておりますので、今回のこの制度だけを取り上げて、これがどれぐらい、この五十社という目標のうちの何社ぐらい寄与できるかということ定量的にお示しをするということとはなかなか困難ではないかというふうに考えております。

それから、ユニコーン企業五十社という目標でありますけれども、これを達成するためにどのような政策を講じていくかという御質問に関しましては、まず、このベンチャー企業であります我が国の経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在であるというふうに理解をしております。特に、未開拓の分野に進出をして成長の担い手となつてもらえようようなベンチャー企業をつくり出していくということは本当に重要な課題であります。

委員が御指摘をいただきましたように、成長戦略に規定するこのKPIを達成をする、そのためには政策を総動員をしていかなければいけません。現在、政府としては、これまでも産業革新投資機構によるベンチャー投資あるいはオープンイノベーション促進税制によりまして、大企業からベンチャー企業への資金提供を加速させるなどの処置を講じてきたところであります。今回、それに加えまして、今回のこの改正法案でも、ベンチャー企業の大規模資金調達を支援するべく、民間金融機関からの融資に対する債務保証制度の創設、これが今回の一つのネタでございます。それから、オープンイノベーションのグローバル展開を促進するために、国内ファンドにおける海外投資拡大に向けた特例措置の創設、これも新しく設けたところでございます。

引き続き、経産省としても、このKPIの達成

というものには全力で取り組んでまいりたいと思っております。

○石井章君 江島副大臣、ありがとうございます。ちよつと先ほど高瀬委員さんの方の質問でもあつたんですけれども、今回の融資の枠は通常の融資枠と別建てで考えているというようなことで

す。これ、当然ながら、国の方が保証を、ある程度のリスクをしようというのは、これ国の方が、金融機関からすれば、例えばコロナの融資のように一〇〇%国が保険を入れてくれれば、これはもうどんどん民間の金融機関も貸しやすくなりますけれども、中には、JCRといて、いわゆる企業の格付とかもあつて、例えば、利子補給も十分に受けられない企業がこういったものに手挙げた場合にはどうしてもその融資が厳しくなつて、厳しいというのは、いわゆる金融機関もリスクをしようの嫌ですから、ですからただ政府の方がしっかりと下支えをしますと、いわゆる保険をちゃんと政府が入れますよと、入りますよというふうな内容だと利用しやすい。

しかし、三割とか二割とか銀行の負担が出てくると、どうしてもそこをふるいに掛かつてしまうことがあるんですけれども、その辺の割合というのは、いわゆる保証割合というのが出てくるのか、お伺いします。

○副大臣(江島潔君) 債務保証の保証率についての御質問だと思いますが、これは、目的としてのベンチャー企業への資金調達の円滑化、それから民間金融の補完のバランスを図るという観点から、今数字的なお示しをすることができないんです。検討してまいりたいと思っております。

○石井章君 梶山大臣のここに懸かつてくるので、しっかりとやっていただきたいと思つています。続きまして、ベンチャー企業の支援策なんです

が、梶山大臣は、衆議院の経産委員会、今夏の成長戦略では、ベンチャー企業を生み出し、かつその規模を拡大する環境の整備を重要課題として

検討する必要があると考えているという御答弁をされておりますけれども、ベンチャー企業の支援策に関する経産産業大臣の展望というか、あればお伺いします。

○国務大臣(梶山弘志君) ベンチャー企業は、我が国経済におけるイノベーションを生み出す主体として極めて重要な存在と認識をしております。このため、今委員からも御指摘ありましたけど、この夏の成長戦略において、ベンチャー企業を生み出し、かつその規模を拡大する環境の整備を大きな柱として位置付けて、具体的な施策を打ち出していきたくと考えております。

具体的には、第一に、ベンチャー企業の資金調達の円滑化。例えば、日本は諸外国と比較して新規株式公開、IPOにおける一件当たりの調達額が少なくといった課題を踏まえて、こういったことについても、なぜそうなるのかということも含めた検討をしようとするところであります。新規株式公開の価格決定プロセスの在り方について、関係省庁と連携しながら実態を把握した上で見直しに取り組んでいこうとしてもあります。さらに、スタートアップと大企業との取引適正化や、人材面を含めたスタートアップへの包括的支援策の立案などを進めてまいりたいと考えております。

○石井章君 続きまして、開業率についてお伺いします。中小企業白書の掲載によります雇用事業所数による開業率の推移によれば、開業率は、二〇一三年で四・八%から、二〇一六年は五・六%、二〇一七年も五・六%と、僅かながら上昇の兆しが見えたものの、その後、二〇一八年は四・四%、二〇一九年は四・二%と、また再下降してしまつております。

そこで、お伺いしますが、政府として、近年、開業率が下降している要因についてはどのように分析しているのか。もう一点、また、政府は、かつて米英並みに開業率一〇〇%を目指すような目標を掲げていたと記憶しておりますけれども、

この目標は現在も堅持しているのかどうか。それから、同じ開業率に関して、さらに、今回の法律案でも創業者向けの保証限度額の引上げなどの措置を講じるとされておりませんが、ほかにどのような創業者支援の施策を講じ、開業率をぐっと引き上げていくのかどうか、お伺いします。

○副大臣(江島潔君) 開業率でございます。政府として閣議決定した成長戦略の中におきましては、この開業率が米国、英国レベルである一〇％台になることを目指すというものを掲げております。最近の開業率に関しては、委員御指摘のとおりでございます。

直近でこの開業率が低下している要因としては、特に全体に占める割合が大きい、日本の場合、建設業におきまして、震災復興あるいはオリンピックに関連する事業者の数の増加が落ち着いたということが背景にありまして、新規開業者の数が減少したという影響が大きいものというふうを考えております。

経産省としては、引き続き、創業者向けのあらゆる政策を講じることを通じて開業率一〇％台の目標に向けて取り組んでいきたいと思っております。また、昨年七月、成長戦略フォローアップを閣議決定してございまして、開業率一〇％台を指すということもKPIの一つとして掲げておりますので、今でもこの方針には変わりはありません、変更はございません。

また、創業者向けのこの保証制度額の引上げに関する御質問でありますけれども、この開業率に関しては更なる創業者向けの支援が必要だということも考えております。平成二十五年度には産業競争力強化法を制定しまして、全国の市区町村で創業支援のための計画を策定するスキームを導入いたしました。現在、これに基づいて、千四百六十の市区町村におきまして創業を希望する方向けのワンストップ支援窓口を整備をして、開業時の手続、事業計画策定等のサポートは行っております。それ以外にも、日本政策金融公庫による創業者向けの低利融資、あるいは会社設立時の登録免

許税の軽減、ベンチャー企業への個人投資の優遇、いわゆるエンジェル税制等も行っていきます。さらに、日本の場合には、起業への関心の低さというものが開業率が欧米に比べて低水準にある要因の一つではないかと認識をしておりますので、教育機関における起業家教育の普及、これを目指しまして、全国の教育機関におけるモデル事業の実施、起業家の講師派遣、標準的な起業家教育の力キユラムの改善、普及等にも取り組みまして、もってこの開業率の更なる向上を目指したいと考えています。

○委員長(有田芳生君) 石井さん、おまとめください。
○石井章君 丁寧な御答弁ありがとうございます。これで終わりにします。
○浜野喜史君 国民民主党の浜野喜史でございます。御質問をさせていただきます。

今回の法改正の狙いは、グリーン社会への転換、デジタル化への対応、中小企業の足腰の強化であると理解をいたしております。その中で、グリーン社会への転換、表現を変えれば地球温暖化対策についてお伺いをいたします。
地球温暖化対策につきましては、発展途上国を含め全ての国を巻き込んだ取組とすること、経済、産業の安定成長と両立をさせること、国内産業が海外に転出をし、炭素リーケージを起こすようなことがあつてはならないことが大切であると認識をいたしております。地球温暖化対策は当然必要でありますけれども、展開を誤りますと、経済や産業に甚大な悪影響をもたらしかねないとも考えております。

以下、その問題意識に基づきまして質問をさせていただきます。
まず、四月二十二日から二十三日にかけて、アメリカ主導によりオンライン方式で開催されました気候変動サミットについて、政府はどのように評価をされているのか、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(高杉優弘君) お答え申し上げます。

委員御指摘の気候サミットの方でございますけれども、菅総理の方から、我が国が二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的で野心的な目標として、二〇三〇年度に温室効果ガスを二〇一三年度から四六％削減することを目指すこと、これはこれまでの目標を七割以上引き上げるものであり、さらに、五〇％の高みに向け挑戦を続けること、さらに、今後その目標の達成に向けた施策を具体化すべく検討を加速することなどを表明いたしました。この菅総理の表明に対しては、グ

テレース国連事務総長、それから米国を始めとする各国から歓迎の意が表明されております。日本が気候変動分野において国際社会をリードしていく姿勢が評価されたものと認識しております。
日本としては、今後、来月開催予定のG7サミット、それから十一月に開催予定のCOP26、さらにはその先に向けまして、各国や国際機関と協力しながら、パリ協定の目標でございます脱炭素社会実現のため、先端技術の開発や技術協力を含めて取組を加速していくと考えてござい

ます。
○浜野喜史君 政府としても評価をしているというお答えでありましたけれども、この気候変動サミットに際しまして、アメリカは参加した四十か国に目標の引上げを事前に要請したとされております。我が国よりも排出量の多い中国、インド、ロシアなどが深掘りには応えず、結果として日米欧が一方的に甚大な経済負担を負うことになったという見方があります。とりわけ、中国の現行の計画では、削減どころか、今後五年で排出は一割増加するとも見られております。
今回のサミットで、日米欧が経済的負担を負うことになった一方で、中国は相変わらずCO₂の排出削減に束縛されないことになり、この結果に中国は高笑いをしていっていったような見方もありますけれども、政府としての見解をお伺いいた

します。
○政府参考人(高杉優弘君) お答え申し上げます。

御指摘のとおり、気候変動問題は世界にとつて重要な課題でございますので、中国、インド、ロシアといった、そういった国々を含めた国際社会全体の取組が必要でございます。特に中国につきましては、世界最大の温室効果ガス排出国でございますので、その中国による取組というものは不可欠だというふうに考えております。その意味において、各国が連携しながら、中国に更なる取組を求めていくことが重要でございます。

我が国としましては、脱炭素社会の実現に向けた更なる取組を含め、関係国と連携しながら中国が自らの責任を果たしていくよう、引き続き働きかけていきたいと考えております。

○浜野喜史君 中国への働きかけは極めて大切であるという認識が示されました。

さらに、関連してお伺いいたしますけれども、四月十六日、菅総理はバイデン大統領と日米首脳会談を行い、共同声明を発売されましたけれども、その共同声明に加えまして、日米気候パートナーシップというものが交わされました。このパートナーシップの狙い、概要について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(高杉優弘君) お答え申し上げます。
御指摘のとおり、日米首脳会談におきまして、正式名称は野心、脱炭素化及びクリーンエネルギーに関する日米気候パートナーシップというふうにいいますけれども、これを立ち上げまして、日米で気候変動分野で協力、連携を強化することを確認いたしました。
このパートナーシップは三つの柱の下で取組を進めていくこととしてございまして、一つは気候野心和パリ協定の実施に関する協力と対話、それから二番目に気候・エネルギーの技術及びイノベーション、第三に、第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化に関する協

力、この三つの柱の下で取組を進めていくということにしております。

今後、日米で、このパートナーシップの下、来月のG7サミット、COP26、更にその先に向けまして、気候変動分野の取組を加速し、国際社会をリードしていきたいと考えております。

○浜野喜史君 さらに、関連してお伺いいたしましけれども、パートナーシップ文書の締めくくりは次の一文となっております。日米両国は、全ての主要なステークホルダーが、それぞれ立場に見合う形で国内の排出量削減のための取組に関与し、気候資金への貢献を含む国際的な義務と責任を果たすことを確保するため、他の主要エコノミーを関与させることに共に取り組むとなっております。

この一文につきましてはとりわけ中国を念頭に置いたものであるかというふうに理解をいたしましけれども、見解をお伺いいたします。

○政府参考人(高杉優弘君) お答え申し上げます。

この委員御指摘の日米気候パートナーシップにつきましては、特定の第三国を念頭に置いたものではないかと。文章にもございませぬ。

その上で、文章にもございませぬとあり、日米両国は、全ての主要なステークホルダーが、それぞれ立場に見合う形で排出量削減に取り組み、気候資金への貢献も含め国際的な義務と責任を果たすことを確保するよう、他の主要エコノミーを関与させるための議論を行うということとしております。

その上で申し上げますと、気候変動関連への対応におきまして、世界最大の温室効果ガス排出国である中国による取組は不可欠と考えております。我が国といたしましては、米国とも緊密に協力しながら、世界の脱炭素社会実現に向けた更なる取組について、中国が大国としての責任を果たしていくよう働きかけてまいります。

○浜野喜史君 日米気候パートナーシップの關係、これで最後にいたしますけれども、そのパー

トナーシップの中で、二、気候・グリーンエネルギーの技術及びイノベーション、三、第三国、特にインド太平洋諸国における脱炭素社会への移行の加速化の対象に火力発電とCCUSは含まれているというふうな理解をいたしますけれども、いかがでしょうか。

加えまして、二、気候・グリーンエネルギーの技術及びイノベーションの部分では、日米両国は、以下少し略しますが、日米両国は、革新原子力等の分野を含むイノベーションに関する協力の強化により、グリーン成長の実現に向けて協働することにコミットするとの記載があります。この革新原子力とはどのような内容か、御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(小野洋太君) お答え申し上げます。

本年四月に米国と合意いたしました日米気候パートナーシップにおきましては、委員御指摘の二ボツで、両国はグリーンエネルギーに関するイノベーション協力を強化するという事になっております。その分野をいたしましては、再生可能エネルギーを始めとしたしまして、スマートグリッド、それから火力発電そのものは入ってございませぬけれども、火力発電の脱炭素化に向けての技術ということで水素とともにCCUS、それから御指摘の革新原子力分野が挙げられているところでございます。

さらに、括弧三の第三国協力といたしまして、日米グリーンエネルギーパートナーシップ、これJUCEPと呼んでおりますけれども、JUCEPの取組を通じて、インド太平洋地域における多様で野心的かつ現実的な移行の道筋を加速させていくこととしてお伺いいたします。

御質問の具体的な内容でございますけれども、これにつきましては、今後、米政府と協議を深めていくこととなりますけれども、日本政府といたしましては、インド太平洋地域では、CCUS、カーボンリサイクルを始め原子力、水素、アンモニアなどあらゆるエネルギー源、あらゆる技

術をバランスよく活用した多様かつ現実的なエネルギーソリューションが不可欠だと考えているところでございます。

それから、特に革新原子力につきましては、これまで米国との間で、まず軽水炉につきましては、二〇二二年に設置されました日米民生原子力研究開発ワーキンググループの下、事故時に水素を発生させにくい燃料被覆管を始め様々な革新的な安全性向上技術の共同開発をしているところでございます。さらに、高速炉につきましては、二〇一九年に署名した覚書に基づきまして、米国内で開発が進められている多目的試験炉に関する協力を実施してきてお伺いいたします。

また、民間企業間の連携といたしまして、日揮ホールディングス株式会社及び株式会社IHIがニュースケール社による米国内の小型モジュール炉建設プロジェクトへの出資参画を発表するなど動きが出てきてお伺いいたします。こうした取組を踏まえて、今後、この気候パートナーシップの具体的な協力内容につきましては米政府と協議を深めていく予定でございます。

○浜野喜史君 地球温暖化対策を通じて我が国の経済、産業が安定、発展するよう、また他国にいいこと取りをされることのないよう、したたかに国際交渉を展開されるよう求めておきたいと思っております。

次に、大臣にお伺いいたします。気候変動サミットに先立ち、四月二十二日、政府の地球温暖化対策本部におきまして、日本の二〇三〇年度における温室効果ガス削減目標につきまして、二〇一三年度比で四六％削減すると決定がなされました。

この四六％という数値について、二〇五〇年カーボンニュートラルと整合的かつ野心的な目標を気候サミットという国際発信上効果的な機会を打ち出し、世界の脱炭素化を牽引する観点から総理が判断されたものという説明がなされております。もっともらしいんですけども、よく分からないというのが正直なところでございます。

私の理解するところ、結局のところ、日米連携の重要性ということを強く意識して導き出された数字と理解をいたしますけれども、大臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(梶山弘志君) 二〇三〇年に向けては、これまでも、エネルギー基本計画の見直しに向けた総合資源エネルギー調査会や、地球温暖化対策計画の見直しに向けた中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合等において、二〇五〇年のカーボンニュートラル目標を踏まえた議論が進んでお伺いいたします。

総合資源エネルギー調査会においては、例えば二〇三〇年の省エネの量の見直しについて見直しを行い、従来の五千三百万キロワットから五千八百万キロワット、そしてさらには六千二百万キロワット程度に深掘りを行ったところであり、これは、二〇一三年度のエネルギー消費量の約二割を占める百貨店、スーパーなどの小売、オフィス、事務所等の業務部門のエネルギーを全て削減することに相当する数量であります。

また、再エネ拡大に向けて、環境アセスの要件緩和などの政策強化の結果、二千九百億キロワットアワー程度を示し、更なる政策対応によりどの程度の導入拡大が見込めるか。原子力については、国民の信頼回復に努め、安全最優先の再稼働を進めること、石炭火力などについては、安定供給確保を大前提に、できる限り電源構成での比率を下げていくことといった論点や条件について検討を重ねてお伺いいたします。

また、環境省と共同で開催している中央環境審議会、産業構造審議会の合同会合では、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた今後の気候変動対策や、農林水産分野や廃棄物分野における地球温暖化対策の取組、代替フロン等四ガスの、四つのガスの削減対策といった論点についても検討を重ねてお伺いいたします。

四六という数字は、現実性の高い対策を緻密に積み上げたわけではありませぬけれども、これま

での総合資源エネルギー調査会での議論の積み重ね、数値の積み重ねを踏まえて、また二〇五〇年のカーボンニュートラルに整合させるように、野心的な目標として四月二十二日の地球温暖化対策推進本部において総理より表明されたものと考えております。

今後、十一月のCOP26などの一連の国際会議が予定されておりまして、各分野における具体的な施策の検討を加速し、削減目標の内訳を示してまいりますと考えております。

○浜野喜史君 政府は、この従来の方針、二〇三〇年に二〇一三年度比で二六％ということについてもそんなに簡単な目標ではないという説明をされておられました。それに二〇％増しということでありまして、相当難しい目標ではないかと私は理解をいたしております。

検討の状況、そして方策の取りまとめの目途を御説明をいただければと思います。

○政府参考人(矢作友良君) お答え申し上げます。

二〇三〇年に向けては、今大臣からも御答弁いただきましたとおり、地球温暖化対策計画の見直しに向けて、地球環境審議会それから産業構造審議会の合同会議、これに向けてその議論が進んでございます。また、エネルギー基本計画、これにつきましては総合資源エネルギー調査会、ここにおいてその議論が進んでいるところでございます。

そして、どういう議論をしているかという点につきましても、今大臣から御答弁いただいたとおりでございますけれども、例えば、中央環境審議会、産業構造審議会、この二つの合同会合では、例えば、農林水産分野に関して、間伐等の適切な森林管理、あるいは海洋生態系による炭素貯留の追求、こういったことに取り組むといった議論、あるいは、廃棄物の分野に関しましては、プラスチック製容器包装の分別収集、リサイクルの推進、それから一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入、あるいはバイオプラスチック類の普

及といった取組の議論、それから、代替フロン等四ガス、これにつきましては、製造、輸入の規制、あるいはその適切な回収、破壊の義務付け、こういった削減対策、様々な論点ございますけれども、これを関係省庁からヒアリングを行うなど検討を重ねているところでございます。

また、総合資源エネルギー調査会におきましては、エネルギー基本計画の見直しに向けまして、エネルギーの安定供給を大前提といたしまして、省エネの更なる深掘り、非化石エネルギーの拡大、こういったものを深めていく議論をしているところでございます。省エネにつきましてはコスト負担の低減等を通じた高効率設備の更なる普及、あるいは、再エネについては立地制約の克服やコスト低減、こういった議論を今進めているところでございます。また、いつこの議論が出るかという点につきましては、ただいま鋭意議論を進めているといった状況でございます。

また、こうした審議会の議論以外でも、今の目標の実現へ向けまして、例えば、民間の資本がこういった取組に向けていくよう、ファイナンス面での取組ということで、例えば、TCFDの開示の促進、あるいはトランジションファイナンスを進めていくための基本指針の策定といった金融面での取組といったことも検討しているところでございます。

○浜野喜史君 様々な分野で検討を進めていただいているということでありませうけれども、産業界として国民生活に結果的に負担を押し付けたというところにならないように、しっかりと御検討をいただきたいと思っております。

次に、グリーン成長戦略についてのその経済効果についてお伺いいたします。グリーン成長戦略につきまして、機械的な試算によると、この戦略により、二〇三〇年で年額九十兆円、二〇五〇年で年額百九十兆円程度の経済効果が見込まれるとされておりますけれども、試算の内容について御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(矢作友良君) お答え申し上げます。

委員から御指摘がございましたように、このグリーン成長戦略におきましては、このカーボンニュートラルに伴って成長が期待される分野の経済効果といたしまして、二〇五〇年百九十兆円、二〇三〇年九十兆円と、こういった試算をしているところでございます。

このグリーン成長戦略では、産業政策の観点から、二〇五〇年度カーボンニュートラルを実現する上で、今後の成長が期待される分野、産業、こういったものを導き出してございます。そして、この分野ごとに、産業界からのヒアリングなどを基にいたしまして、一定の仮定を置いた上で、投資額とかあるいはその売上額、こういった見通しを可能な範囲で積み上げて機械的に試算をしたという位置付けでございます。

こうした経済効果を達成するために、グリーン成長戦略に基づきまして、二兆円の基金でありま

すとか、税、金融、様々な政策を総動員して、経済と環境の好循環を実現していきたいと考えてございます。

○浜野喜史君 この関連で少しお伺いしたいんですけども、経済効果という表現をされているんですけども、経済効果ということになりますと、売上増であるとか付加価値が伸びるというようになるとなると思うんですけども、この百九十兆円はどういう数字なのでしょう、御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人(矢作友良君) お答え申し上げます。今御説明させていただきましたように、先ほど、グリーン成長戦略で導き出した分野ごとに産業界からのヒアリングなどを行いまして、投資額あるいはその売上額、こういったものを可能な範囲で積み上げて、言わば将来の市場の可能性というものを表したという形になってございます。

○浜野喜史君 私、この表現は、失礼ながら、少し言い過ぎかも知れませんが、虚偽表

示ではないかという気がいたします。

やはり、経済効果ということであるならば、売上げが伸びるとか付加価値が増えるとかいう部分を表すべきであって、今の御説明であれば、市場規模がどうなるとか、その売上額自体がどうなるという表現をすべきなんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(矢作友良君) お答えいたします。今御説明したとおり、この数字につきましては、投資額あるいはその売上額、こういったものを機械的に試算をしたという位置付けでございます。そういう意味では、産業界のマクロモデルとか、そういった分析をしたとか、そういう数字ではないということではございます。

他方で、その投資額あるいは売上額、こういったものを集計することで将来の市場の可能性というのを表現するという、そういった趣旨、目的でさせていただきますものでございます。

○浜野喜史君 これ、一月十八日の総理の施政方針演説の中にも明確に、百九十兆円の経済効果があるというふうにと盛り込まれているんですね。これはやはりちよつと表現としては不適切というふうには言わざるを得ないということも申し上げておきたいと思っております。

この関係、もう一問だけ。百九十兆円、機械的に一応積み上げたんだという御説明でしたけれども、それ以上の説明はできるんでしょうか。こういう数字の積み上げで百九十兆円になったという説明ですね、今の御説明以上に詳しく説明ができるのかどうか、お伺いいたします。

○政府参考人(矢作友良君) お答えいたします。今御説明したとおりのその説明のやや繰り返しになってしまっているんですけども、基本的には先ほど申し上げたとおりの、分野ごとに産業界からヒアリングをして、投資額、売上額、こういった見通し、これを積み上げたというものでございます。

○浜野喜史君 この関係、これで終わりますけれども、繰り返しますけれども、一月十八日の総理

に七十一・四兆円まで拡大してきたと。さらに、政権交代後の二〇一二年からコロナ禍前の二〇一九年にかけて就業者は四百四十四万人拡大をし、労働参加率も四九・二％から五三・二％に上昇するとともに、働く方の報酬総額である雇用者報酬も二十一兆円増加をしたと。

このようなコロナ禍までの経済の好循環が回り始めていたと考えておりますけれども、産業の構造的な転換というものがこれから大変重要になるということであつたと思っております。

やはり、このコロナ禍で明確になつた日本の脆弱な点というものをいかに改善をしていくかという事ですし、世界から遅れている点も含めた形で対応していかなければならないと考えております。

○岩淵友君 今、コロナ禍の前までは好循環だつたという話あつたわけですが、じゃ、この二十年の間に企業の経営と日本経済どうなつてきたのかということを見ていきたいというふうに思ふんですね。

法人企業統計調査というものありますけれども、資本金十億円以上の大企業について、この産活法が制定された一九九九年と、直近は二〇一九年度ですが、この一九九九年と二〇一九年度の売上高、配当金、利益剰余金、従業員給与、賞与、それぞれお答えください。

○政府参考人(小野稔君) お答え申し上げます。法人企業統計調査におきます資本金十億円以上の企業につきましては、まず売上高ですけれども、一九九九年度五百七兆円、二〇一九年度五百六十四兆円。配当金支払額、九九年度三兆円、一九九九年度八兆八兆円、利益剰余金でございますが、九九年度八十五兆円、一九九九年度二百三十七兆円。従業員給与、賞与、合計額ですけれども、九九年度四十一兆円、一九九九年度四十四兆円。

○岩淵友君 資料の一を御覧ください。今答弁いただいたとおりなんですけれども、例えば売上高は一・一倍、一九九九年度から二〇一

九年度まで一・一倍ということでも余り増えていないんですね。対して、配当金は六倍になっていまして。内部留保の中心である利益剰余金も三倍近くに増えているんですね。その一方で、従業員給与、賞与というのは一・〇六倍ということなので、ほとんど横ばいになっているんですね。

これ、日本の賃金水準は諸外国と比べて低いというふうにも言われているんですけども、OECDのデータではどうなっているかということを確認したいんです。一九九九年の一人当たりの実質賃金の水準を一〇〇とした場合に、諸外国と比べてどうなっているでしょうか。

○政府参考人(新原浩朗君) お答えいたします。OECDによりますと、我が国は、一九九九年の一人当たり実質賃金の水準を一〇〇とした場合、二〇一九年の水準は一〇二で、微増でございます。諸外国について申し上げますと、ドイツが一一九、フランスが一二二、米国は一二五等となっております。

○岩淵友君 このOECDの中身によれば、日本は微増だということ、それ以外の国々については伸びていることなんですね。OECDによれば、この二十年間で、主な先進国で時間賃金がマイナスないし横ばいなのは日本だけだと、そういう話もあります。

こうした数字を見ていくと、結局、日本経済が良くなるどころか格差が拡大してきたということになるのではないのでしょうか、大臣。

○国務大臣(梶山弘志君) 政府としては、労働生産性を引き上げ、経済全体のパイを拡大をし、それを賃金の形で分配する、成長と分配の好循環を実現することが必要と考えております。二〇一二年の安倍内閣成立以降コロナ禍までを見ますと、二〇一二年から一九年にかけて就業者は四百四十万人拡大、労働参加率も四九・二から五三・二％に上昇、働く方の報酬総額である雇用報酬も二〇一二年から一九年にかけて二十一兆円増加をした実績もあります。

ど政府参考人から答弁したとおり、微増であることも事実であります。また、ジニ係数の動向を見てもみますと、再配分後の世帯ごとの所得格差は平成十一年以来おおむね横ばいということで推移しており、格差が拡大したとの指摘は当たらないものと認識をしております。

ただし、委員御指摘のとおり、一人当たりの実質賃金を引き上げていくことは我が国の成長戦略の大きな課題であり、そのためには、成長戦略によって企業が付加価値の高い新製品や新サービスを生み出し、労働生産性を引き上げていくことが必要であります。

また、企業収益が上がつても賃金が引き上げられなければ成長と分配の好循環は実現できないということでありまして、このため、総理から産業界に対して毎年賃上げを繰り返す要請をしてきたところでもあります。直近も、昨年十二月に菅総理から、デフレへの後戻りを何としても避けるために、これまで続けてきた賃上げの流れを継続していただきたいと要請をしたところであります。

さらに、政府の政策としても、正規雇用者と非正規雇用者の同一労働同一賃金制の導入や、コロナ禍までの三年間は年率三％程度の最低賃金の引上げも行ってきたことでもあります。

今後、成長と分配を両にらみで実施していくことで、賃金が引き上げられる環境を整備してまいりたいと考えております。

○岩淵友君 今答弁にもあつたように、一人当たりの実質賃金はなかなか伸びていないということも事実だと。先ほどの資料一でも見ていただいたように、資本金十億円以上の大企業の中でもなかなか横ばいだという状況でもあります。

結局は、やっぱり格差が広がってきているということですね。これを支援してきたのが産活法であつたり、産活法を始めとして、先ほども議論をしたROE経営であるという認識が大臣にはあるでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 産活法再生特別措置法は、我が国が経済がパブルの後の後遺症に悩んでいる中で、後遺症にある中で、我が国企業の実績、生産性が伸び悩んでおり、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図ることが必要とされていたことを背景に、平成十一年に、九九年に制定をされたものであります。

産活法で企業を支援するに当たり、ROEが生産性向上の指標の一つとして用いられたことは事実でありますけれども、あくまで一つの選択肢ということでありまして、ほかにも、企業の有する設備の効率性を判断する有形固定資産回転率や労働生産性を測る従業員一人当たりの付加価値も指標として選択できることとしております。このように、産活法再生特別措置法や産活法競争力強化法が特に株主だけを優先する経営を進めてきたという事実はございません。

いずれにしても、経済産業省としては、企業の労働生産性を引き上げ、賃金を引き上げられる環境を整備し、成長と分配の好循環を実現していくことに全力を挙げてまいりたいと思っております。賃金の引上げというのはやはり経済全体のGDPを増やすことにもなるわけでありまして、全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○岩淵友君 産活法の対象となつた自動車、電気、ITを始めとする大企業は、生産拠点を海外に移転、これを進めてきているわけなんです。そのことで、より巨大な多国籍企業に発展をさせています。

我が国企業の海外事業活動基本調査というものがありませんけれども、ここで海外進出企業ベースの海外生産比率と海外従業員数について、九九年と直近の二〇一八年度でそれぞれどうなつてい

るか、お答えください。
○政府参考人(後藤雄三君) お答え申し上げます。

経済産業省調査統計グループで実施しております海外事業活動基本調査によりまず、国内全法人ベースで見た製造業現地法人の海外生産比率は、一九九〇年はおよそ二・四％、二〇一八年は二五・一％となっております。また、海外現地法人の従業者数は、一九九九年は約三百六十六万人、二〇一八年は約六百五十万人となっております。

○岩渕友君 済みません、九九年年度だったんですけど。もう大丈夫です。

それで、今お答えいただいたのは、海外生産比率でいうと、国内全法人ベースの方なんです。海外進出企業ベースで見ると、九九年度は二・三％、二〇一八年度は三・八・二％なんです。海外従業者数でいうと、二百五十八万から今お答えいただいた六百五十万人ということで、いずれも拡大しているわけですね。従業者数でいえば二倍以上にも増えているということになります。雇用の空洞化も指摘されるような状況となっておりますね。

国連貿易開発会議の世界投資報告を見ると、リーマン・ショックの後、直近四年間の毎年の海外直接投資額の平均を見ると、日本が米中を抜いて世界一の海外投資国になっているんですね。企業が競争力を付けて強くなれば一國の経済競争力も強化されるのかということだと思っております。

一九九二年の通商白書では、当時のアメリカの多国籍企業とアメリカ経済の関係を分析している、国際資本の強化、展開と一國の経済利益には乖離があるというふうに指摘をしました。これ、一九九二年というと、バブル崩壊の直後のことで、その反省を基に白書でもこのような分析が行われたということになっています。これ、アメリカのことではあるんですけども、一般化されているんですね。ここで指摘をされているように、多国籍企業が強くなることは、一國の経済利益に

乖離がある、これ、まさに今、日本経済で起きていることではないかというふうに思うんですね。

そこで、大臣にお聞きするんですが、多国籍企業の利益と国民の利益が一致をしない、矛盾する事態と今なっているのではないのでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 御指摘の一九九二年の通商白書において、多国籍企業の利益拡大がその国民の利益と一致する度合いが減少しつつあると分析しております。多国籍企業の利益と一國の利益が一致しないケースは、多国籍企業の性格からして当然出てくるものと認識しております。一九九二年というのは、バブルのまだ崩壊になっていない、前後だと思えますし、東西社会が一つになった直後ということでもあるんですね。ですから、ポーターレシ化が企業活動の当然の形となってきたと。

そして、国際競争が激化している中で我が国企業の事業活動を国内のみにとどめておくことは、国富の源泉となる付加価値の創出機会を低減することになり、我が国経済の停滞を招くだけであるということであります。むしろ、我が国企業がグローバル市場での競争力を高めつつ、同時に、我が国の事業環境についても、企業が活動しやすい国を目指すことで、労働者の方が賃金が引き上げられる環境を整備することこそが目指すべき方向だと認識しております。

大きな市場というのは先進国であったわけですが、途上国もだんだんだんだんやっぱり成長をきてきている、アジアの成長をどう取り込むかということも含めて工場配置などもやっぱり考えていく必要がある。全体での原材料の調達ということも含めて、逆に企業にもメリットがあることでありまして、逆には企業にもメリットがある。それぞれの国の税制であるとか法律に従ってやっていくということになるかと思っております。日本一國で集中はやはりできないという中でこういう流れになっているんだと思っております。

○岩渕友君 先ほども述べたように、日本が今世界最大の海外投資国となっているわけなんです。大企業の海外直接投資が急増する一方で国内の設備投資がどうなっているかということで、資料の一に戻っていただきたいんですけども、この資料の一見ていただくと、設備投資額もほとんど横ばいなんです。リーマン・ショックの後、海外直接投資の配当収益を国内に還流させるといふことで、二〇〇九年度から海外投資配当益金不算入制度というものがつくられて、これ非課税措置となっております。

会社標準調査というものがありませんけれども、これでは、外国子会社から受ける配当について、その合計が二〇一〇年度と直近の二〇一八年度でそれぞれ幾らになっているでしょうか。

○政府参考人(木村秀美君) お答え申し上げます。

国税庁が公表している会社標準調査結果によりまして、外国子会社から受ける配当等の益金不算入額は、二〇一〇年度分で約三兆九千四百十七億円、二〇一八年度分で約七兆七百十七億円となっております。

○岩渕友君 巨額な配当益金となっているわけなんですけど、大部分が非課税なわけなんです。資料の二にあるように、国内の還流も増えているんですけども、それ以上に海外再投資、海外内部留保が増えているんです。しかも、会社標準調査で見ると、それを利用しては資本金百億円以上の巨大企業が圧倒的な大部分であるということが分かるんですね。これが株主配当金、そして利益剰余金、内部留保の原資になって、さらに大企業の減税政策ということになります。

このままでいいのか検証する必要があるということも述べて、今日は質問を終わりたいと思っております。

○ながえ孝子君 碧水会のながえ孝子です。法案の具体的な質問に入る前に、梶山大臣にお伺いしたいことがあります。

以前から申し上げておりますように、私自身、小さな商売をやっている家に生まれ育ちまして、夫は中小企業主であります。そういう背景もありませんので、首相が、中小企業の生産性が低いのが全体として日本の生産性の伸びを阻害している、だから中小企業の統合再編を進めるといふ方針を出したときから大変心配をしております。

といいますのが、この首相の発言のベースになっているのが、経済顧問であるアトキンソン氏の、日本は規模の小さい中小企業が多過ぎる、生産性の悪い企業には退出してもらおうなど、再編を進めて事業規模を拡大させれば、中小企業、ひいては日本企業全体の生産性が上がるという持論があります。

私は非常に違和感を感じましたのは、このアトキンソン氏の提言に沿った首相の発信でございますので、その指摘をされている、事業規模が小さい、つまり生産性の低い事業が一番多いところ、飲食サービス業、ここが今コロナで一番打撃を被っている、苦しんでいるときにこの発信がされたということ、非常に違和感を感じております。

地方では、中小企業が地域経済を支えて、地域の雇用の確保にも貢献をしております。もうからない業態から成長分野へ経営資本である労働力を移動させるというのは完全雇用のときには進めるべき政策かとも思うんですけども、三月の数字ですが、完全失業率が十四か月連続で増えていますが、失業者は前年同月に比べて十二万人増加して百八十八万人です。そんな状況ですから、仕事を探している働き手は多い。だから、ゾンビ企業がこの労働力の移動を妨げているわけでもないと思っております。

それよりも、コロナ禍で企業淘汰が進みますと、地域の多くの雇用が失われてしまう心配が大きいです。そうすると、地域経済は更に悪化をして、結果、景気が落ち込んで、肝腎の成長分野の新興企業だつて成長は難しくなります。ですから、コロナ禍に、たとえ赤字企業であれ、退出を

促して再編を図るといのは地域を疲弊させるリスクがとて高いと思います。

今は中小企業を守る、雇用を守るべきときと思いますが、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 私も総理も同じ考えの下で中小企業政策していると思っております。生産性を上げなくちゃならないということはそのとおりだと思えますけれども、生産性の低い中小企業の数が多過ぎるために合併や淘汰を進めるべきだということは総理は考えていないと私も確認をしております。中小企業の生産性を向上させて足腰を強くさせていく、そして、望むのであれば、中小企業から中堅企業になり、そして大企業になつていく、そういう企業を増やしていきたいというのが総理の考え方、真意であると思っております。

ただ、成長戦略の中の委員の一人の持論とよく重ね合わせられてしまう部分があるんですけども、一部だけマスコミ等で取られて、総理も同じ考えだとかそういうふうにされてしまうんですけども、私も就任のときに総理には確認してありますし、また、折に触れて総理にもこういう考え方を私自身も申し上げておりますので、しっかりと中小企業はそれぞれの地域や業界で役割があるということなんです。そういった中で、しっかりと雇用の受皿として、その地域の活力の源として、守るべきものはしっかりと守っていくという方針であります。

○ながえ孝子君 安心をいたしました。

本来、コロナがなければ黒字で経営がうまくいっていたんだけど、コロナの影響で非常に厳しい状況に落ち込んだ企業はたくさんあります。それから、生産性が高いとは言えないんですけども、地域になくてはならない企業というのもたくさんあります。ですから、まず、不況の今は、政府に中小企業の支援により一層力を入れていただくようお願いをしたいと思います。

じゃ、その支援策についてちょっと伺いたいんですが、一時支援金の申請件数が少ないということ

とは指摘をされております。続く来月から申請の受付が始まりますが月次支援金ですね、これをより多くの事業者が届くように、スキームは同じだとは思っているんですが、どういふふうなお考えをお持ちでしょうか。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。

まず、一時支援金について少しお話し申し上げます。

三月八日から申請受付を開始いたしましたので、五月二十六日水曜日、昨日までに約四十二万件的申請を受け付けて、約二十四万件的の給付を行ったところでございます。まだまだ申請に必要な書類の準備に時間を要していらつしやるという方々の声が一定程度あるということも踏まえまして、先週十八日水曜日に、三十一日までに申請IDの発行及びマイページ上から書類提出期限の延長申込みを実施された方に対しては一時支援金の書類の提出期限を二週間程度延長することを発表したところでございます。お声掛けして、より多くの方々に御申請いただけるようにまずしていきたいと思っております。

その上で、月次支援金の御質問でございます。申請に当たりましては、申請者の負担を減らすために可能な限り簡略化を図りたいと思っております。具体的には、既に一時支援金あるいはこれから始まる月次支援金を一度受給したことがあるという方々は、登録確認機関による事前確認そのものを省略したいと思っております。また、一時支援金の申請時に御提出いただいた例えば確定申告書あるいは本人確認などの書類は、二回目以降の申請については提出を不要といたしましたので、対象月の売上台帳、これだけでよいと、などよいというものにするなどの措置を講じることを検討しております。

一時支援金の書類提出期限の延長ですとか今後給付していく月次支援金の制度につきまして、広く事業者の皆様にご案内いただくことが大事だと

思っております。登録確認機関を含めた全国各地の団体にチラシを設置したり、新聞広告などのマスメディアを通じて周知するなど、引き続き事業者の立場に立った分かりやすい広報に努めてまいりたいと思っております。

○ながえ孝子君 いかにも広く知ってもらおうかというのには本当に大事なことだと思います。ましてや、支援策は国がやっているのもあれば自治体もやっているのもあつて、大体似たような名前が付いているんですね。なので、勘違いも起こりやすいので、その辺り、是非工夫をお願いをいたします。

先ほど、新陳代謝という話をいたしました。私、いろいろ考えたんですけど、今は中小企業全体として新陳代謝というよりも事業承継の支援をしますよということを出した方がいいのではないかと思つてますね。経営者の新陳代謝なんです。

中小企業の課題には、経営者の高齢化の問題があります。やっぱり高齢化すると、私もそうなんですけど、意欲が減退したり、あるいは業態変更するとか新たな局面展開をと言われても、ちょっとなかなか難しいところありますし、IT化を進めることなどの取組もなかなか進みづらいものがあると思つてます。

でも、経営者が交代すると、次世代にバトンタッチされますと、これまでの経営手法へのこだわりとか思い込みから解放もされます。そして、業態変更や新規の投資なども進んでいくと思つてますし、もうデジタル化は必須になると思つてます。ですから、結果、生産性はアップいたします。

私自身そうなんですけれども、事業再編だ、新陳代謝だと言われるとちょっと痛いところがありますけれども、事業承継は大事だから、支援するんだから今計画しておこうよと言われると、何か解決すべき問題として取り組みやすくなるかなというところがございます。

先日、テレビで第三者承継のリポートをやつておりました。地域で唯一の食堂がコロナで経営が

立ち行かなくなつて、経営者が御高齢だったもので、もう潮どきだと決断して、地域で継いでくれる人を探しているというリポートだったんですが、全国でこういう例は多いと思つてます。第三者承継というのが地域のテーマにもなつてまいりました。

今、中小企業がMアンドAに取り組むというのが増えてきてまして、だんだん身近といひましようか、関心も高まつてきております。ですから、今回、株式対価のMアンドAの株式譲渡益の課税繰延べの事前認定を不必要とするなどの改善は、非常にMアンドAによる第三者承継に資すると評価をいたします。

だつたらば、加えて、第三者が後継者として手を挙げやすいというか挙げたくなるようなインセンティブが重要かと思つておまして、そういった意味での第三者承継促進税制、これは私、以前にも申し上げたと思つてますけれども、親族であれば相続税一〇〇%納税猶予というのを実現しているんですけども、これを第三者にも拡大をとるのは、大臣からも御答弁いただきました。いろんな課題、ハードルが高いという話もありましたが、これは大きな力になると思つてますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(飯田健太君) お答え申し上げます。

済みません、その前に、先ほど私、答弁で、先週十八日水曜日に書類の提出期限の延長と申し上げたのですが、十八日火曜日の間違いでございます。訂正させていただきます。

その上で、第三者承継でございます。今委員御指摘ございましたけれども、事業承継、非常に大事な課題でございます。一旦地域に経営資源が散逸しますと、これなかなかもう大変ということでございますので、これまでも様々に進めてまいつたわけでございます。

第三者とつた場合には、親族以外の従業員が株を継ぐというケースもあります。それから、会社の経営自体がMアンドAで変わつていくという

ケースもある。順に御説明したいと思えます。

まず、従業員などへの承継についてでございます。すけれども、事業承継、元々親族内が主流だったわけでございますけれども、なかなか、核家族化などございまして、お子様が継ぐというケースが少なくなつてまいりまして、第三者である従業員などへの承継も増えていったわけでございます。

こうした中で、事業承継でございますけれども、先ほど御説明ありましたような事業承継税制、措置してございますが、これは経営者の親族だけでなくて、一応第三者、従業員なども含めて、これは役員就任して三年以上経過するなどの要件もあるんですが、こういった方々であれば事業承継税制の対象となっております。

それから、M&Aでございますけれども、近年、会社の経営自体をほかの企業が引き継ぐという形で、事業引継ぎとっておりますけれども、M&Aも増加しているところでございまして、この、商圏が拡大をしたり、あるいは生産性が高つたりということで、そういう意義もございまして、国としても二〇一一年から事業引継ぎ支援センター設置してございまして、企業のマッチングを推進してきてございまして、

こうした動きを更に進めるために、令和三年度の税制改正におきまして、経営資源の集約化によって生産性向上などを目指す計画の認定を受けた中小企業が計画に基づいてM&Aを実施しますと、設備投資減税、あるいは雇用確保を促す税制、準備金の積立て、こういったものを認める措置を創設することといたしております。

第三者承継を含まして、あらゆる施策を総動員して事業承継を推進してまいりたいと思っております。

○ながえ孝子君 引き続き頑張っていたきたいと思えます。

そして、継いでくれる人をいかに探すかという大きな問題がありますけれども、これ、経営者の努力も必要なんですけど、限られた時間と人脈の中では大変難しいことだと思つて、外部支援が重

要でもあります。

日本政策金融公庫が二〇一九年に行った中小企業の事業承継のアンケートでも、外部支援について、承継先決まっていけないよという企業のおよそ二割が受けたと言つています。受けたと思わないと答えているところも、実際どんな支援があつて、受けるかどうかのメリットがあつて、実際に受けたところの実例などを知れば変わつてくる例も、進むのではないかと思つておりまして、広く知つてもらふことが大事だなと思ひますし、やっぱり後継者人材リストを拡充していくことが大事なので、支援機関同士の情報交換体制づくりも重要と思ひます。

だから、言つてみれば、支援機関の人材ですね、マンパワー。これは元々人材が不足みで大変なところがコロナが、コロナ対応が加わつておりますので、去年、このマンパワーをフォローするための予算措置もいたしました。

○政府参考人(飯田健太郎) お答え申し上げます。

御指摘いただきました事業承継引継ぎ支援センターでございますけれども、中小企業の事業承継を支援するために、後継者の不在企業と受け手の企業のマッチングを支援するというこの役割を担つているところでございます。

経営者の高齢化、あるいは新型コロナウイルス感染症の影響などを背景にいたしまして第三者承継の重要性が高まっているところでございまして、今御指摘ありましたように、令和二年の予算で、当初予算と一次補正予算の合計で、前年度と比べて約二倍となる四十一億円を計上してございます。

この予算を有効活用いたしまして、具体的な取組といたしましては、令和二年度におきまして、弁護士、それから税理士、中小企業診断士といった士業の専門家の方々、あるいは地域金融機関の現役、OB職員などの専門性を有する人材を新た

に六十名程度採用させていただきまして、合計三百名近い体制で支援に臨んだところでございまして。この結果、本センターのこれまでの実績といつたしましては、設立以来十年なんですけれども、累計で成約件数が約五千件でございます。年間の成約件数もここ三年で約倍増しているところでございます。

これに加えまして、本センターの支援を補完するという観点から、今もありません地域金融機関を始めとする民間の支援機関との連携を進めていくという必要があると思つておりまして、令和二年度からは、インターネット上で全国的にマッチングを行うプラットフォームとの連携も新たに開始したところでございます。

先月、中小M&A推進計画というのを取りまておりますけれども、この中でも人材育成などによって底上げを図ることにしておりますので、引き続き強力に取り組んでまいりたいと思つております。

○ながえ孝子君 やっぱりこの事業承継だけじゃなくて、中小企業の支援には、ノウハウの部分といたしまして、伴走型でずつと相談に乗つてくれりアドバイスをくれる専門家の外部支援というのとはとても重要で、その派遣事業というのとはとても人気があるんですね。ですので、伺いましたら、もう待つていないと駄目だよみたいなことなので、更なる充実、更なる支援をお願いしたいと思ひます。

さて、今回の法改正でも、〇〇計画のように、計画の策定を要件にする計画認定制度が多いですよ。これをきっかけに経営者の意識改革を促すという意図はよく分かるんですけども、余り多くて、先ほどその整理統合については質問、説明もありましたので省きますけれども、私は

やっぱり、中小企業がこの計画書作るというのはやっぱりそれなりに大変なところがあつて、何度何度も同じようなものを作る負担は大きいと思ひます。

カルベンチマークというのを、通称ロカベンですね、進めておりまして、これを使うと非常に、経営者の中でも、自分の企業の健康診断といつたようなか、把握ができるし、それから金融機関と同じ目線で話ができるので評価も高いですよ。だったら、これを広めて、これを一遍しつかりと、自分のロカベンチマークを作つて自身をしつかりと練り上げたら補助金申請もこれで簡単にできるよと、それから〇〇計画にも流し込めるというように、広く活用できるように標準化ができないかなというふうなことも思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(飯田健太郎) お答えいたします。

計画の整理統合のお話は、先ほどということでございますので、割愛させていただきます。

その上で、個別の計画を作成する際の手続負担の軽減ということで、今、ロカベンチマークの活用について御指摘をいただきました。私どももそれ考えておりまして、例えば、中小企業関係の計画の中でも最も利用実績が多いのは経営力向上計画でございますけれども、この中において自社の経営状況分析を求めているわけでございまして。この分析に係る記載欄に、ロカベンチマークを用いた財務分析をこれを転記するという形でいいというふうなことも考えてございます。

中小企業にとって利便性の高い支援体系何かということを引き続き考えてまいりたいと思つております。中小企業支援策は不断に見直してまいりたいと思つております。

○ながえ孝子君 是非、せつかく補助金申請もJグランツで簡単にいくようになったんですから、そこにやっぱりすばんとデータが流せるようにするとより便利かなと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

付をとうことだったのですが、それよりもネットワークづくりの支援が欲しいんだということでした。

やっぱり一つ一つのベンチャーは、まだまだいろいろな技術にしても資金面の体力にしても足りないところがあるから、ベンチャー同士の連携戦略が取れるようなマッチング支援、あるいは国が関与して大企業とのマッチング支援があればうれしいと、これまさにオープンイノベーションですね。それを進めようということで今回金融面での支援というのが打ち出されていますが、実際、企業というのは、金融も、資本面での応援も欲しいでしょうけれども、中身のところでですね、国の人脈を貸してくれと言っているようなので、その辺りの支援の今後の見通しなどはいかががでしょうか。

○政府参考人(新原浩朗君) これ、委員御指摘の点は大変重要だと思っております。非常に重要だと思っております。日本の場合、やっぱり大企業からベンチャー企業に対する資金とか人材面の提供というのはまだまだ弱いというふうな思っております。そのマッチングとかオープンイノベーションを加速させていきたいと思っております。

それで、一つの試みとして、委員会で有望なスタートアップを選びまして、そしてそこに集中支援するという、Just Start Upプログラムというのを二〇一八年から行っております。今、百三十八社が選定されております。この間での意見交換、あるいは大企業であれば、経済同友会とか経済団体連合会の経営層とこの人たちの、経営者とのマッチングみたいなことはやってきております。ただ、何分選定をしてやっていっているもので、全てというわけにはいかないところがあります。

そこで、ほかに二つぐらいちょっと試みをしておりまして、一つは、大企業からベンチャー企業へ支援を行う場合、出資を行う場合に、二五%の所得控除という、かなり大きな税制、オープンイ

ノベーション税制というのを措置をいたしました。これは是非大企業の皆さんに使っていただきたいと思っております。それから、大企業とベンチャー、スタートアップと一緒に仕事をしたい場合、どうしても知的所有権を取られてしまつたとかいろんなことがございますので、公正取引委員会と一緒に経産省で作業いたしまして、スタートアップとの事業提携に関する指針というのを公表して取引適正化を図っております。ちょっとどんなことができるか、経産省としてもしっかりとトライしていきたいと思っております。

○委員長(有田芳生君) ながえさん、おまとめください。
○ながえ孝子君 はい。
引き続きのフォロー、お願いいたします。以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○安達澄君 無所属の安達澄です。本日もどうぞよろしく願います。
今回の法案審議での質問なんですけれども、かつて民間で仕事をしていた私が率直に感じる疑問とか、あとやっぱり、普通はこうでしようと思うことにポイントを絞って、シンプルにストレートにお聞きしたいと思えます。

問題意識は、その数字に根拠があるのかということと、仮説と検証がちゃんと繰り返されているのか、PDCAをちゃんと回しているのかということとあります。私がよくサラリーマン時代に上司からこっぴどく言われていたことでもありません。昨日の本会議でも、ここにいらつしやる多くの議員の方々がエビデンス、検証について御指摘をされておりました。
まず、先週、五月二十日の経済産業委員会での梶山大臣の答弁について一点お聞きします。
森本議員とのやり取りの中でおっしゃった二〇三〇年の二酸化炭素排出量の削減、これが一三年度比で四六%という数字についてであります。おぼろげながら四六%という数字がと言ってしまった

小泉環境大臣に対して、梶山大臣は、総理の気持ちだけで言ったものではありませんとおっしゃる。先日の委員会では答弁されました。つまり、根拠があるということだと思えます。

日本が排出する二酸化炭素の量は年間約十一億トンあります。部門別で見ると、最も多く排出しているのが製造業などの産業界、これで約三三%、そして運輸部門ですね、車で一九%、家庭部門は一四%となつておりますけれども、最も多く排出しているのが、業界が鉄鋼業界ということになります。今の技術ではやっぱり安価で大量に品質のいい鉄を造ろうとするとどうしても石炭を使う必要があつて、これはもう世界各国どこも同じなんですけれども、その結果、二酸化炭素を大量に排出してしまいます。日本が排出する二酸化炭素の一四%を占めるわけですが、先ほど一四%と申した家庭部門と同じ量です。つまり、日本中の家庭がエアコンなどで使用している全ての電気を通して排出される二酸化炭素の量と同じなわけなんですけれども、たった一つの業界が一四%を出しています。

その鉄鋼業界なんですけれども、二〇一三年度に対する三〇年度のCO₂削減計画は、現時点で公表されているもので、最大手の日本製鉄が三〇%減、そして二番手のJFEが二〇%以上削減というふうになっております。日本製鉄の橋本社長は、今月行われた記者会見の中で、我々はこれから技術開発をしていく、四六%減にしますと無責任に言えないというふうな述べています。

政府が掲げる四六%という数字は評価できる数字ではありませんけれども、元々の計画が二六%だったことを考えると、相当にチャレンジングな数字だと思えます。新聞報道などによると、経産省は三九%とか四〇%が限界だと何か訴えていたようなんですけれども、一気に四六%まで菅総理は引き上げました。

そこで、梶山大臣にお聞きします。
一気に最後引き上げられた四六%削減という数字の中で、一四%という日本で最も多くの二酸化炭素を排出する鉄鋼業の数値について、どのような設定、前提になっているのか。業界リーダーが無責任には四六%とは言えないという真つ当な意見を表明している一方で、先方とかとちゃんとすり合わせができた上での四六%なのか、教えてください。

○国務大臣(梶山弘志君) 先ほど別の委員の質問に対しまして、四六%、私どもの取組についてお話をさせていただきました。これ、重複しますが、言わせていただければよろしいでしょうか。
総合資源エネルギー調査会において、例えば二〇三〇年の省エネの見直しについて見直しを行つて、従来の石油換算で五千三百万キロワットから五千八百万、さらには六千二百万キロワット程度に深掘りをしたところ、そして、この六千二百万キロワットというのは、二〇一三年度のエネルギー消費量の約二割を占める百貨店、スーパー、小売、オフィス、事務所等の業務部門のエネルギーの全ての削減に相当するということ、そしてさらに、再エネの拡大に向けて、環境アセスの要件緩和などの政策強化の結果、二千九百億キロワットアワー程度を示し、更なる政策対応ということ、今回成立した温対法の改正法の中で、ポジティブゾーニング等ということで、自治体の支援を得ながらそういうポジティブゾーニングをしていくということ、さらには、石炭火力などについては、安定供給を確保を大前提にできる限り電源構成での比率を下げていくということといった論点について、また、原子力についても、国民の信頼回復に努め、安全最優先の再稼働を進めるということを前提として官邸に申し上げたということでもあります。

それに加えて、省エネは、今言いましたけど、ガスですね、温暖化ガス、四つのガスについてはどう削減していくか、あと吸収源については農林水産省ということで、どう吸収源を増やしていくか、そういった数値も組み合わせた上で総理が判

断をしたものだと思っております。

私どもは産業に責任を持つ立場ですから、当然、CO₂を多量に排出をする鉄鋼、製紙、そしてセメント、化学と、こういったところとはまずは対話の窓口を持って頻繁にやり取りをさせていただいていることでもあります。先ほど委員がおっしゃったのは多分企業側が発表している削減目標ということだと思いますけれども、私どもはそれに対して、こういった形でお願いをしたいという依頼をしながら今調整をしているところでありまして、これはまたちょっと表には出せない数値ですので、対話を重ねているということをお理解をいただきたいと思えます。

○安達澄君 今の発言での確認ですが、その四六を出すというときにその鉄鋼業界ともすり合わせ等を行っているということでしょうか。

○国務大臣(梶山弘志君) 私どもは、最終的な数値は、その本部での数値というのは総理の判断でありましたので、私どもがその調整を事前にしたということはありません。ですから、この四六という数値を受けて、私どもがもう一度掘りをしていくという中でどういったことができるのか、業界との連携を今模索しているところでありまして。

○安達澄君 ありがとうございます。

これから、じゃ、各業界とか企業にブレークダウンをしていくことになるかと思えますけれども、先ほど浜野議員がおっしゃっていた、もう本当、本質をついている話だと思つたんですけれども、例えば私、ちょっと自分が鉄鋼業にいたのでつい熱くなつてしまふんですけれど、やはり今、もう世界最高レベルの鉄を今造る技術がある、日本は持っているわけですね。それをもう、一度ぶち壊してしまつて、もう二酸化炭素を出さないというためだけに、例えば今、水素製鉄とかなくなつていきますけど、それで鉄を造つて、透明の鉄ができれば付加価値が付いていいんですけど、今造っているものと同じものを全然違うやり方で造らなきゃいけないという、相当にハードル

が高いと思うんですね。

業界も非常にやはり悩みながらどうか苦しみながらやっていますし、国からの全面的なやっぱ支援、国民の理解も必要と言っていますので、是非そういうことを念頭に置いていただいて、かんかんがくがくの議論でいろいろすり合わせをしていただきたいと思えます。

○国務大臣(梶山弘志君) 鉄の業界とも、それぞ

れの会社と話し合いをしております。水素還元という手法、大変難しい手法だということでありまして。ただ、世界中の鉄鋼会社が、やはり我先にいうことでこの技術を成功させようということを取り組んでいるということ、ただ、全てがそうなるわけではないけれども、やはり技術力という点で、これ水素還元、臨むだけのもの、技術だと、それに挑戦する技術だということもおっしゃられています。

それらも含めて、あとクレジットの手法なども含めて、いかにそういった排出削減ができるかということも含めて考えてまいりたいと思えます。

○安達澄君 是非よろしくお願いします。ありがとうございます。

同じく数字の根拠という観点からで、次は、今回の法案についてお聞きしたいと思います。

全ての道はローマに通ずるというもう言い尽くされたことわざがありますけれども、今はもう全ての政策がグリーンに通ずると言っても過言ではない状況かと思えます。当面、そのグリーンの目標に関しては、繰り返しになりますけれども、まずは二〇三〇年の四六％削減だと思えます。

今回の産業競争力強化法の改正案の目玉の一つに、先ほどからも出ていますけれども、グリーン社会への転換を促すカーボンニュートラル投資促進税制があります。税額控除最大一〇％若しくは特別償却五〇％の措置が盛り込まれていますけれども、そう言われたら、これはもう誰も反対できない政策だなと思うんですけども、ただ、正直な話、よく分からない、イメージが湧かないと

いうので教えてほしいんですけども、今回のその税額控除最大一〇％とか特別償却五〇％という数字が、その四六％削減という日本の大きな目標に対してどの程度寄与するののか。

例えばですけど、四六％のうちの何％であるとか、いや、何千トン、何百万トンの削減であるとか、そういった定量的な数字があれば非常に政策効果のイメージが湧くわけですけども、その辺っていかがでしょうか。

○政府参考人(矢作友良君) お答え申し上げます。

今御指摘のございましたカーボンニュートラル投資促進税制でございますけれども、これは、対象といたしましては、例えば化合物パワー半導体あるいは高性能のリチウムイオン蓄電池など、大変大きな脱炭素効果を持つ製品、こういった生産設備を対象としたものでございます。これらの製品の普及が一定程度実現いたしました、既存の製品からの転換が進んだと、こういうふうな仮定いたしますと、二〇三〇年時点では年間で、これちよつとトン数で申し上げますけれども、年間で約三千六百万トンのCO₂の排出量を押し下げることが得られると、このように考えてございます。

また、この税制、事業所や工場などにおきまして、よりCO₂を排出せずに収益を伸ばす、そういったことを指し示す指標であります炭素生産性の向上につながる設備投資の促進と、こういった項目もございまして、こちらによつても、これ数字はございませぬけれども、更なる今の三千六百万トンに乗せして効果も期待できると、このように考えてございます。

○安達澄君 ありがとうございます。

今おっしゃつた三千六百万トンというと、先ほど言ったとおり、日本全体が十一億トンの今排出している中ですから、ざつくりですけど四〇％ぐらいの効果が見込めるという一つの仮説なのかなと。その数字が大きい小さいというのは今私には

もう判断できませんけれども、今後一つ、いろいろ検証を進めていく上でのデータにはなるのかなというふうな思っています。ありがとうございます。

次は、その仮説と検証という観点から質問をいたします。

昨日の本会議で、梶山大臣は宮沢議員への答弁の中で、今の日本の大きな問題点を二つ挙げられました。一つが、付加価値の高い製品やサービスを十分に生み出せていないこと、二つ目が、労働生産性が十分伸びていないことなんだというふうにおっしゃっていましたけれども、今回の法改正で廃止となります三年前に施行された生産性向上特別措置法ですけども、その法案審議がこの参議院経済産業委員会では二〇一八年四月に行われていました。

そのときの議事録を読むと、当時の世耕経産大臣が、今回廃止となる生産性向上特別措置法を提案する理由の中で次のようにおっしゃっていました。グローバル競争の中で技術革新の果実を取り入れ、そしてここからなんですけど、新たな付加価値を生み出し、そして生産性を飛躍的に向上させるんだというふうな提案理由でおっしゃっていたんですけれども、昨日の梶山大臣の課題認識と同じだと思えました。

三年たつても、政府や経済産業分野をつかさどる大臣の問題意識、日本の直面する課題は変わっていないなと感じています。僭越ながら踏み込んだ言い方をすれば、進歩がない、少なくともこの生産性向上特別措置法を始めとする数々の政策がせっかくあるにもかかわらず、必ずしも生かされていないんだなというふうな思っています。

その生産性向上特別措置法の中のサンドボックス制度ですね、先ほどからも出ていますけれども、これはもうやってみなはれという制度で、今後も引き続き、別の法律、別の箱の中で存続させようというふうなしています。

当時の議事録を読むと鳴り物入りでスタートしたように見受けられる生産性向上特別措置法、特

にその中のサンドボックス制度ですけれども、私
が率直に感じるのは、当時、世耕大臣がおつ
しゃつていた、先ほどの表現そのまま使わせてい
ただくと、この三年間で生み出された付加価値は
何だろかな、そして生産性は飛躍的にどの程度ま
で向上したんだろかなということなんですから、
も、梶山大臣にお聞きしますけれども、梶山大臣
は、当時の世耕大臣の御発言、課題認識などを踏
まえながら、このサンドボックス制度について、
その意義とか成果とか、どのように評価をされて
いらつしやいますか。

○国務大臣(梶山弘志君) 規制のサンドボックス
制度は、新たな技術やビジネスモデルの実用化に
向けた社会実証を広く制度の対象としており、世
界の各国でも取り入れられている制度でもありま
す。

これまでに、IoT、ヘルスケア、モビリ
ティーなどの多様な分野にわたって二十件の認定
を行ったところであります。百三十九の事業者
が実際に実証に参加しております。現在実証中
の案件もありますけど、限られた期間の中で、実
証後に電気用品安全法の通達改正が行われたこと
で、現在、企業においていわゆるインターネット
家電の新製品の開発が行われているほか、臨床
データを薬機法の承認申請の書類に転記する際
に、人が確認してデータ転記の信頼性を確保して
いたところ、データ改ざんが困難な新技術、例え
ばこれはブロックチェーンとかそういうものだと
思いますけれども、を活用して人が介在しない新
たなデータ転記の手法が実証が行われて、その
後、世界に先駆けてその新技術が実用化されるな
ど、まさにこれらの制度を契機とした社会実証が
進んでいくというところであります。

新たな技術ができるということは、それに関し
て規制が必要なのかどうなのか、実装していく中
で何が必要なのかということを試験をするための
サンドボックス制度であつたと思つております。
ただ、このほかに規制改革という枠組みがあつ
て、その中で様々なこれまでに寄せられた規制改

革の案件というものも並行してやつてきたわけ
でありまして、当時、私、規制改革の担当の大臣で
もありましたので、そういったものが合わさつ
て、また、さらにまた特区であるとかそういう中
で、これ、こういう新しい技術というものを実証
されていくのかなと思つております。

ただ、なかなかやつぱり、今までの例からい
うと、こういったものが実証されない、宝の持ち腐
れになってしまう可能性がある、そのうちに海外
で実用化されるという例がありましたので、こう
いったものを活用してまいりたいと思ひますし、
今回のコロナ禍で脆弱性があらわになつたとい
うのは、やつぱりデジタル化ということだと思ひま
す。デジタルというのはやつぱり産業基盤ですか
ら、産業基盤を利用したサービスであるとか技術
であるとか、さらにまた相乗効果を生むといふこ
とも含めて、新たな技術や社会に向けて対応する
ためには必要であつたと思つております。

○安達澄君 ありがとうございます。

今大臣からも、二十件、それに伴ういろんな事
例もありましたけれども、経済産業省としては、
このサンドボックス制度に関して認定した件数が
二十件というのは、二十件もという認識なのか、
それとも、私の感覚からいくと二十件しかとい
う認識なんですか。

ただ、これはもうあくまでも件数というの
う手段でもありますし、別にそこじゃないと思
うんですね。目的、ゴールというのは、当時の世
耕大臣や梶山大臣も課題認識としてお持ちの
新たな付加価値を生み出すとか生産性を上げるとい
うことがゴールだと思ひますので、その観点から
すると、まあちよつと達成はできていないのかな
と思ひます。ゆえに、三年たつても経済産業分
野をつかさどる大臣が同じことを言及せざるを得
ないんだなというふうに思ひます。

本来、もう一つちよつと参考人の方にお聞きし
たかつたんですけれども、これはちよつと次回、
時間来ましたので、回させていただきたいと思
ひます。引き続き、ちよつとこの仮説と検証の観点

から質問をさせていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(有田芳生君) 本日の質疑はこの程度に
とどめます。

○委員長(有田芳生君) 参考人の出席要求に関す
る件についてお諮りいたします。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律
案の審査のため、来る六月一日午前十時に参考人
の出席を求め、その意見を聴取することに御異議
ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有田芳生君) 御異議ないと認めます。

なお、その人選等につきましては、これを委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有田芳生君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十二分散会

五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。
一、ウイグル人強制労働に関わる日本企業等を
把握・公表し、関与の停止を求めることに関
する請願(第一一五四号)

第一一五四号 令和三年五月十日受理

ウイグル人強制労働に関わる日本企業等を把握・
公表し、関与の停止を求めることに関する請願

請願者 北九州市 今橋留美 外五万四千
三百九名

紹介議員 山田 宏君

中国共産党政権による周辺諸国への侵略はとど
まるところを知らず、殊更一九四九年から支配を
受けている東トルキスタン(ウイグル)への弾圧
は、特に数年前から熾烈を極め、民族浄化に達す
る勢いである。その規模は、ナチスによるホロ

コーストをはるかにしのぐと言つても過言ではな
い。隣国に位置する我が国においても決して対岸
の火事ではなく、中国共産党政権に対する日本の
立場を明確にする必要がある。アメリカでは二〇
二〇年六月にウイグル人権法が成立し、ベルギー
でも同月に同趣旨の決議が上院議会で可決され
た。また、イギリスでも同年七月、人権侵害に関
わつた関係者への制裁もあり得るとの表明がある
など、世界情勢は中国共産党政権による人権侵害
を許さない方向にある。我が国は、第一次世界大
戦後のパリ講和会議の国際連盟委員会において、
人種差別撤廃を世界で初めて主張した国である。

第二次世界大戦下では、ナチス・ドイツからの度
重なるユダヤ人排斥要求を受け入れず、ユダヤ人
の保護を決定し、結果的に多くの命を救うこと
になつた。このように日本は人道主義を貫いてきた
経緯があり、中国共産党政権による人権侵害も当
然看過することなどできない。中国共産党政権に
強く抗議するとともに、日本でもウイグル人権法
を成立させ、世界の民主主義国家と足並みをそろ
えることを求める。

ついでには、次の事項について実現を図られた
い。

一、日本政府は、ウイグル人強制労働に直接的・
間接的に関わる日本企業を把握・公表し、強制
労働への関与を直ちに停止するように求め、改
善が見られない場合は何らかの制裁措置を採る
こと。

二、日本政府は、ウイグル人強制労働に直接的・
間接的に関わる中国企業、その他の海外企業を
把握・公表し、強制労働への関与を直ちに停止
するように求め、改善が見られない場合は日本
との取引を停止するよう働きかけること。

五月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、産業競争力強化法等の一部を改正する等の
法律案

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律

(産業競争力強化法の一部改正)

第一条 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進(第六条―第十四

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

条)一を 第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進(第五条の二―第十四条)

第二節 新技術等効果評価委員会(第十四条の二―第十四条の六)

に、「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める。

第二条第二項中「であつて、」の下に「第八条の四第二項に規定する認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は」を加え、同条中第三十項を第三十一項とし、第十二項から第二十九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第十一項第一号中「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条中第十項を第十一項とし、第六項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第

二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「新技術等実証」とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- 一 新技術等(我が国において産業競争力を特に強化すべき事業分野に属する事業活動において用いようとする革新的な技術又は手法であつて、当該事業分野において著しい新規性を有するとともに、当該事業活動で用いられることにより、高い付加価値を創出する可能性があるものをいう。以下同じ。)の実用化の可能性について行う実証であつて、その実施期間及び当該実証に参加する者(当該実証により権利利益を害されるおそれがある者があるときは、その者を含む。以下この号、第八条の二第三項第四号及び第八条の三第三項において「参加者等」という。)の範囲を特定し、当該参加者等の同意を得ることその他当該実証を適切に実施するために必要となる措置を講じて行うものであること。

二 新技術等の実用化に当たつて当該新技術等に関する規制について分析する場合にあつては、当該新技術等を実用化するための規制の在り方を含めた課題についての分析及びその結果の検討を行うものであること。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進

第二章中第六条の前に次の節名及び一条を加える。

第一節 新技術等実証及び新事業活動の促進

(基本方針)

第五条の二 政府は、新技術等実証及び新事業活動の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針(以下この条、第八条の二第四項第一号及び第九条第四項第一号において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 新技術等実証及び新事業活動の意義に関する事項
- 二 新技術等実証及び新事業活動の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 三 第八条の二第一項に規定する新技術等実証計画及び第九条第一項に規定する新事業活動計画の認定に関する基本的な事項

- 四 その他新技術等実証及び新事業活動に関する重要事項
- 三 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるものとする。
- 四 政府は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
い。
- 五 政府は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 六 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
- 六 第六条第一項中「受けて」の下に「新技術等実証又は」を加え、同条第二項中「当該求めに係る新たな規制の特例措置がその所管する法律、政令又は主務省令により規定された規制についての特例に関する措置を求めるものである場合において」を削り、「必要が」を「ことが必要かつ適当で」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。
 - 三 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置を講ずることが必要でないとき、又は適当でないとき、遅滞なく、その旨及びその理由を当該求めをした者に通知するものとする。
 - 四 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たっては、新技術等効果評価委員会（第十四条の二の新技術等効果評価委員会をいう。以下この節において同じ。）の意見を聴くものとする。
 - 五 第一項の規定による求めを受けた主務大臣は、当該求めを踏まえた新たな規制の特例措置（新事業活動に係るものに限る。）を講ずるか否かを判断するに当たつて必要があるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。
- 六 第六条第六項及び第七項を削る。
- 七 第七条第一項中「新事業活動を」を「新技術等実証又は新事業活動を」に改め、「その実施しようとする」の下に「新技術等実証又は」を加え、「に関する」を「（以下この項及び第十四条において「新事業活動等」という。）に関する」に、「この条及び第十四条」を「この節及び第四百七条第一項」に、「新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該」を「新技術等実証又は新事業活動等に対するこれらの」に改め、同条第二項中「当該求めに係る解釈及び適用の有無の確認がその所管する法律及び法

律に基づく命令に関するものであるときは」を削り、同条第三項及び第四項を削る。
第八条の次に次の三条を加える。

- （新技術等実証計画の認定）
- 第八条の二 新技術等実証を実施しようとする者は、その実施しようとする新技術等実証に関する計画（以下「新技術等実証計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 二 以上の者が新技術等実証を共同して実施しようとする場合にあつては、当該二以上の者は共同して新技術等実証計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 三 新技術等実証計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 新技術等実証の目標
 - 二 次に掲げる新技術等実証の内容
 - イ 新技術等及び当該新技術等を用いて実施しようとする事業活動の内容
 - ロ 第二条第三項第一号に規定する実証の内容及びその実施方法
 - ハ 第二条第三項第二号に規定する分析の内容及びその実施方法
 - 三 新技術等実証の実施期間及び実施場所
 - 四 参加者等の具体的な範囲及び当該参加者等の同意の取得方法
 - 五 新技術等実証の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 六 第二条第三項第二号に規定する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
 - 七 第十二条の規定による政令又は主務省令で規定された規制の特例措置（新技術等実証に係るものに限る。）の適用を受けようとする場合にあつては、当該規制の特例措置の内容
- 八 その他新技術等実証の実施に関し必要な事項
- 四 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その新技術等実証計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。
 - 一 基本方針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該新技術等実証計画に係る新技術等実証（前項第四号に規定する同意の取得を含む。）が円滑か

つ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該新技術等実証計画の内容がこの法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令に違反するものでないこと。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る新技術等実証計画の内容を公表するものとする。

(認定証の交付等)

第八条の三 主務大臣は、前条第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、速やかに、同項の認定を受けた者（以下「認定新技術等実証実施者」という。）に対し、認定証を交付するものとする。

2 前項の認定証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 認定の年月日

二 認定新技術等実証実施者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 当該認定に係る新技術等実証計画の内容及び実施期間

四 当該認定に係る新技術等実証計画が前条第四項各号のいずれにも適合する旨

3 認定新技術等実証実施者は、参加者等の同意を求める場合には、第一項の認定証を提示しなければならない。

4 認定新技術等実証実施者は、前条第三項第四号に規定する同意を取得したときは、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(新技術等実証計画の変更等)

第八条の四 認定新技術等実証実施者は、当該認定に係る新技術等実証計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る認定証を提出して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が当該認定に係る新技術等実証計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定新技術等実証計画」という。）に従つて新技術等実証を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定新技術等実証計画が第八条の二第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと

認めるときは、認定新技術等実証実施者に対して、当該認定新技術等実証計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。この場合において、主務大臣は、新技術等効果評価委員会の意見を聴くものとする。

4 主務大臣は、前二項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新技術等実証実施者に通知するとともに、公表するものとする。

5 認定新技術等実証実施者は、第二項又は第三項の規定により第八条の二第一項の認定を取り消されたときは、速やかに、認定証を主務大臣に返納しなければならない。

6 第八条の二第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の認定について準用する。

第九条第一項中「この条、次条及び第四百四十九条において」を削り、同条第三項第四号中「第十一条」を「第十二条」に、「の適用」を「(新事業活動に係るものに限る。)の適用」に改め、同条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

第九条第四項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 基本方針に照らし適切なものであること。

第九条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、主務大臣は、必要があると認めるときは、新技術等効果評価委員会の意見を聴くことができる。

第十条第四項中「前条第四項から第六項まで」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を、当該認定新事業活動実施者に通知するとともに、公表するものとする。

第十二条を削る。

第十一条中「認定新事業活動実施者」を「認定新技術等実証実施者が認定新技術等実証計画に従つて実施する新技術等実証又は認定新事業活動実施者」に改め、同条を第十二条とし、第十条の次に次の一条を

加える。

(情報の提供等)

第十一条 主務大臣は、認定新技術等実証実施者が新技術等実証を実施している間又は認定新事業活動実施者が新事業活動を実施している間、必要に応じ、当該認定新技術等実証実施者又は当該認定新事業活動実施者に対し必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

第十三条中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長」を「主務大臣（第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）」に改め、「及び第二項」を削る。

第十四条第一項中「第六条第二項の主務大臣及び同条第三項の関係行政機関の長は、新事業活動及びこれに関連する事業活動」を「主務大臣（第六条第一項の規定による求めに係る新たな規制の特例措置若しくは第七条第一項の規定による求めに係る法律及び法律に基づく命令又は第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する大臣に限る。）は、新技術等又は新事業活動等」に改め、同条第二項を削る。

第二章に次の一節を加える。

第二節 新技術等効果評価委員会

(新技術等効果評価委員会)

第十四条の二 次に掲げるものを行うため、内閣府に、新技術等効果評価委員会（以下この節において「委員会」という。）を置く。

- 一 新技術等実証及び新事業活動に係る新たな規制の特例措置が及ぼす経済全般への効果に関する評価
 - 二 新技術等実証計画及び新事業活動計画が及ぼす経済全般への効果に関する評価
 - 三 前二号に掲げる評価を行うために必要な調査その他の政令で定める事項
- (所掌事務)

第十四条の三 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣を通じて主務大臣に対し、必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 主務大臣は、第二項の勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。

(委員)

第十四条の四 委員会の委員は、内外の経済社会情勢及び新技術等を用いて行う事業活動の動向に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

(報告の徴収等)

第十四条の五 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、主務大臣又は新技術等実証計画若しくは新事業活動計画を提出した者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第十四条の六 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第四項中「関係行政機関の長」の下に「(当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。)」を加える。

第十九条第一項中「第四百四十七条第一項第二号」を「第四百四十七条第一項第五号」に改める。

第三十二条第五項中「社債、株式等の振替に関する法律」の下に「(平成十三年法律第七十五号)」を加える。

第三十六条中「社債」を「社債(社債、株式等の振替に関する法律第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第百一条第六号において同じ。)」に改める。

第三章第四節を次のように改める。

第四節 場所の定めない株主総会等の活用

第六十六条 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社（以下この条において「上場会社」という。）は、株主総会(種類株主総会を含む。以下この項及び次項において同じ。)を場所の定めない株主総会(種類株主総会にあつては、場所の定めない種類株主総会。以下この項及び次項において同じ。)とすることが株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、株主総会を場所の定めない株主総会とすることができる。

2 前項の規定による定款の定めがある上場会社の取締役(会社法第二百九十七条第四項(同法第三百二

十五条において準用する場合を含む。)の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主)が場所の定めのない株主総会を招集する場合(その招集の決定の時に前項の経済産業省令・法務省令で定める要件に該当しない場合を除く。)における同法第二百九十八条第一項及び第四項、第二百九十九条第四項、第三百十七條並びに第三百十八條第一項(これらの規定を同法第三百二十五条において準用する場合を含む。)並びに同法第三百四十二條の二第三項及び第三百四十五條第三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百九十八条第一項各号列記以外の部分	次に掲げる事項	次に掲げる事項及び株主の利益の確保に資するものとして経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十八条第一項第一号	場所	株主総会を場所の定めのない株主総会とする旨
第二百九十八条第四項	第一項各号に掲げる事項	産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六條第二項の規定により読み替えて適用する第一項各号に掲げる事項及び同項の経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百九十九条第四項	前条第一項各号に掲げる事項	産業競争力強化法第六十六條第二項の規定により読み替えて適用する前条第一項各号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項
第二百十七條	決議があつた場合には	決議があつた場合(場所の定めのない株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法に係る障害により当該議事に著しい支障が生じる場合には当該場所の定めのない株

第三百十八條第一項	法務省令	株主総会の議長が当該場所の定めのない株主総会の延期又は続行を決定することができる旨の決議があるときに、当該決議に基づく議長の決定があつた場合を含む。)には
第三百四十二條の二第三項及び第三百四十五條第三項	第二百九十八條第一項第一号に掲げる事項	経済産業省令・法務省令 産業競争力強化法第六十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八條第一項第一号に掲げる事項その他経済産業省令・法務省令で定める事項

3 第一項の規定による定款の定めがある上場会社についての会社法第二十九條、第三百四十八條第三項、第三百九十九條の十三第五項、第四百十六條第四項、第四百八十二條第三項及び第四百九十一條の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十九條	違反しないもの	違反しないもの並びに産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第六十六條第一項に規定する事項
第三百四十八條第三項第三号及び第四百八十二條第三項第三号	含む。)に掲げる	含む。)に掲げる事項及び産業競争力強化法第六十六條第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八條第一項(第三百二十五條において準用する場合を含む。)の経済産業省令・法務省令で定める事項及び産業競争力強化法第六十六
第三百九十九條の十三第五項	事項	事項

<p>第四百九十一条</p>	<p>規定中</p>	<p>第四号及び第四百十六号第四号 項第四号</p>	<p>条第二項の規定により読み替えて適用する第二百九十八条第一項の経済産業省令・法務省令で定める事項</p> <p>規定並びに産業競争力強化法第六十六条の規定並びに同条第二項及び第三項の規定により読み替えて適用するこの法律の規定中</p>
----------------	------------	--------------------------------	---

第七十六条中「第二条第十九項」を「第二条第二十項」に改める。
 第七十八条中「第二条第十九項第二号」を「第二条第二十項第一号」に改める。
 第一百零条第二項及び第三項中「平成四十六年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改める。
 第一百十二条第一項中「第二条第二十二項」を「第二条第二十三項」に改める。
 第一百二十七条第三項第三号中「第二条第二十五項第二号」を「第二条第二十六項第二号」に改める。
 第一百二十九条第一項、第二項及び第三項第一号イ中「第二条第二十四項第一号」を「第二条第二十五項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十四項第四号」を「第二条第二十五項第四号」に改める。
 第一百三十二条第一項及び同条第二項の表第三条第三項の項中「第二条第二十八項」を「第二条第二十九項」に、「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。
 第一百四十一条第一項中「又は」の下に「認定新技術等実証実施者、」を、「認定連携創業支援等事業者が」の下に「認定新技術等実証計画、」を加え、「新事業活動、」を「新技術等実証、新事業活動、」に改める。
 第一百四十四条第一項中「主務大臣は」の下に、「認定新技術等実証実施者」を、「対し」の下に、「認定新技術等実証計画」を加え、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第六項までを一貫して繰り上げる。
 第四百四十七条第一項第一号を次のように改める。
 一 第六条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る新たな規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長

第四百四十七条第一項中第八号を第十一号とし、第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。
 二 第七条第一項の規定による求めに関する事項 当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに当該求めに係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 三 新技術等実証計画に関する事項 新技術等実証計画に記載された新技術等に係る事業を所管する大臣並びに新技術等実証計画に記載された第八条の二第三項第六号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 四 新事業活動計画に関する事項 新事業活動計画に記載された新事業活動に係る事業を所管する大臣並びに新事業活動計画に記載された第九条第三項第四号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長
 第四百四十七条第三項中「第六条第二項及び第三項」を「第八条の二第三項」に、「第五項並びに第十一条」を「第十二条」に改める。
 第一百四十九条中「対し」の下に、「第八条の二第一項の新技術等実証計画の認定」を加える。
 第一百五十六条第三号中「第二項又は第四項から第六項まで」を「又は第三項から第五項まで」に改める。
 第二条 産業競争力強化法の一部を次のように改正する。
 目次中「第一節 特定新事業開拓投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進（第十五条―第二十一条）」
 「第一節 新たな事業の開拓」
 第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業」を
 第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進（第二十一条の二―第二十一条の十一）
 第三款 研究開発施設等の活用（第二十一条の十二）
 第一節の二 事業適応の円滑化（第二十一条の十三―第二十一条の二十八）
 援事業の促進（第十五条―第二十一条）
 に、「第四十八条」を「第四十六条」に、「第四十九条―第六

十五條)を「第四十七條(第六十五條の六)」に改める。

第二條第二項中「別に法律で定める」を「この法律又は他の法律に規定する」に改め、同條第五項中「開拓」の下に「事業適応」を加え、同條第六項中「第九項」を「第十五項」に改め、同條第三十一項を第三十五項とし、第十八項から第三十項までを四項ずつ繰り下げ、同條第十七項中「第四十九條第一項第二号」を「第四十七條第一項第二号」に改め、同項を同條第二十一項とし、同條第十六項中「第四十九條」を「第四十七條」に改め、同項を同條第二十項とし、同條第十五項を第十九項とし、第十四項を第十八項とし、第十三項を削り、同條第十二項第一号中「第二十二項」を「第二十六項」に改め、同項を同條第十七項とし、同條中第十一項を削り、第十項を第十六項とし、第九項を第十五項とし、第八項を第十項とし、同項の次に次の四項を加える。

11 この法律において「革新的技術研究成果活用事業活動」とは、新事業開拓事業者が自ら行った革新的な技術の研究の成果を活用して行う事業活動であつて、その実施のために外部からの資金の借入れを受けることが特に必要なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

12 この法律において「事業適応」とは、事業者が、産業構造又は国際的な競争条件の変化その他の経済社会情勢の変化に対応して、その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを目指して行うその事業の全部又は一部の変更(取締役会その他これに準ずる機関による経営の方針に係る決議又は決定を伴うものに限る。)であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 予見し難い経済社会情勢の変化によりその事業の遂行に重大な影響を受けた事業者がその事業の成長発展を図るために行うもの

二 情報技術の進展による事業環境の変化に対応して行うもの

三 エネルギーの消費量の削減、非化石エネルギー源の活用その他のエネルギーの利用による環境への負荷の低減に関する国際的な競争条件の変化に対応して行うもの

13 この法律において「生産工程効率化等設備」とは、生産工程の効率化によりエネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する設備その他の事業適応(前項第三号に該当するものに限る。)に資する設備として主務省令で定めるものをいう。

14 この法律において「需要開拓商品生産設備」とは、エネルギーの利用による環境への負荷の低減に特に資する商品その他の事業適応(第十二項第三号に該当するものに限る。)を行う事業者による新たな需要の開拓が見込まれる商品として主務省令で定める商品の生産に専ら使用される設備をいう。

第二條第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「経営資源」とは、知識及び技能並びに技術、設備、情報システムその他の事業活動に活用される資源をいう。

9 この法律において「外部経営資源活用促進投資事業」とは、投資事業有限責任組合が行う事業者に対する投資事業であつて、当該事業者がその事業の生産性を向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を開拓することを目指して自らの経営資源以外の経営資源を活用して行う事業活動の促進に資するものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第二條から第五条までの規定中「開拓」の下に「事業適応」を加える。

第九條第三項第四号中「第十二條」を「この法律若しくは他の法律に規定する規制の特例措置又は第十二條」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第十一條の次に次の見出し及び二條を加える。

(債権譲渡の通知等に関する特例)

第十一條の二 債権の譲渡(現に発生していない債権の譲渡を含む。)の通知又は承諾(以下この項において「債権譲渡通知等」という。)が認定新事業活動実施者が認定新事業活動計画(次條第一項又は第三項の規定による公示に係るものに限る。)に従つて提供する情報システム(次の各号のいずれにも該当するものに限る。)を利用してされたときは、当該債権譲渡通知等は、民法第四百六十七條第二項に規定する確定日付のある証書による通知又は承諾とみなす。この場合においては、当該債権譲渡通知等がされた日付をもって確定日付とする。

一 債権譲渡通知等をした者及びこれを受けた者が当該債権譲渡通知等がされた日時及びその内容を容易に確認することができること。

二 債権譲渡通知等がされた日時及びその内容の記録を保存し、及びその改変を防止するために必要な措置として主務省令で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、債権を目的とする質権の設定(現に発生していない債権を目的とするものを含む。)

の通知又は承諾について準用する。

3 第一項の規定は、民法第五百条において準用する同法第四百六十七条第一項の弁済による代位の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「第四百六十七条第二項」とあるのは、「第五百条において準用する同法第四百六十七条第二項」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定は、信託法（平成十八年法律第百八号）第二条第七項に規定する受益権の譲渡の通知又は承諾について準用する。この場合において、第一項中「民法第四百六十七条第二項」とあるのは、「信託法（平成十八年法律第百八号）第九十四条第二項」と読み替えるものとする。

第十一條の三 主務大臣は、第九条第三項第四号に掲げる事項として前条に規定する規制の特例措置を記載した新事業活動計画について第九条第一項の認定をしたときは、当該認定を受けた者の氏名、商号又は名称及び住所を公示するものとする。

2 前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その氏名、商号若しくは名称又は住所を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

4 第一項又は前項の規定による公示に係る認定新事業活動実施者は、その公示に係る認定新事業活動計画に従つて実施する新事業活動を廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

5 主務大臣は、第十条第二項若しくは第三項の規定により第一項若しくは第三項の規定による公示に係る認定新事業活動計画の認定を取り消したとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 新たな事業の開拓

第三章第一節第十五条の前に次の款名を付する。

第一款 特定新事業開拓投資事業、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業の促進

第十五条の見出し中「及び」を「、外部経営資源活用促進投資事業及び」に改め、同条第一項中「次項

第二号」を「次項第三号」に、「及び特定研究成果活用支援事業」を「、外部経営資源活用促進投資事業及び特定研究成果活用支援事業」に、「この条、次条第三項第一号及び第十九条第三項第一号」を「この条」に改め、同条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 外部経営資源活用促進投資事業の実施方法に関する事項その他外部経営資源活用促進投資事業に関する重要事項

第十六条第三項第一号中「当該特定新事業開拓投資事業計画が」を削る。

第十七条の次に次の三条を加える。

（外部経営資源活用促進投資事業計画の認定）

第十七条の二 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者（投資事業有限責任組合を含む。）は、当該外部経営資源活用促進投資事業に関する計画（以下この条、次条及び第百四十九条において

「外部経営資源活用促進投資事業計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 外部経営資源活用促進投資事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 外部経営資源活用促進投資事業を実施しようとする者が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項の投資事業有限責任組合契約（以下「組合契約」という。）によって成立させようとする投資事業有限責任組合（当該者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有限責任組合）に関する事項

二 外部経営資源活用促進投資事業の内容及び実施時期

三 外部経営資源活用促進投資事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その外部経営資源活用促進投資事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針に照らし適切なものであること。

二 当該外部経営資源活用促進投資事業計画に係る外部経営資源活用促進投資事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画の内容を公表するものとする。

(外部経営資源活用促進投資事業計画の変更等)

第十七条の三 前条第一項の認定を受けた者(当該者が組合契約によって投資事業有限責任組合(当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画に記載されたものに限り。)を成立させた場合)であつては、当該投資事業有限責任組合。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業者」という。)は、当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業者が当該認定に係る外部経営資源活用促進投資事業計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」という。)に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定外部経営資源活用促進投資事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定外部経営資源活用促進投資事業者に対して、当該認定外部経営資源活用促進投資事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例)

第十七条の四 認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合)にあつては、その組合員は、組合契約において、投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業のほか、各当事者が共同で、外国法人(新たに設立されるものを含む。以下この項において同じ。)の発行する株式、新株予約権若しくは指定有価証券(同条第一項第三号に規定する指定有価証券をいう。第三十三条第一項において同じ。)若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有(認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて行われることについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。)の事業を営むことを約することができる。

2 前項に規定する事業を営むことを約して成立した投資事業有限責任組合の組合員(認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合)にあつては、同項に規定する事業を営むことを

約した投資事業有限責任組合の組合員)に対する投資事業有限責任組合契約に関する法律第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第三条第一項に掲げる事業及び産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」と、「同項に掲げる事業以外の行為」とあるのは「第二条第一項に掲げる事業及び同法第十七条の四第一項に規定する事業以外の行為」とする。

第十八条の見出し中「特定新事業開拓投資事業円滑化業務」を「特定新事業開拓投資事業及び外部経営資源活用促進投資事業円滑化業務」に改め、同条中「特定新事業開拓投資事業」の下に「及び外部経営資源活用促進投資事業」を、「資金」の下に「及び認定外部経営資源活用促進投資事業者が認定外部経営資源活用促進投資事業計画に従つて外部経営資源活用促進投資事業を実施するために必要な資金」を加える。

第十九条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約」を「組合契約」に改め、同条第三項第一号中「当該特定研究成果活用支援事業計画」を削る。

第三章第一節第二十一条の次に次の二款を加える。

第二款 革新的技術研究成果活用事業活動の促進

(革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針)

第二十一条の二 経済産業大臣は、革新的技術研究成果活用事業活動の実施に関する指針(以下この款において「実施指針」という。)を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 革新的技術研究成果活用事業活動の実施方法に関する事項

二 革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金の調達(円滑化)に関して、独立行政

法人中小企業基盤整備機構及び指定金融機関等(第二十一条の六第一項の規定により指定された指定

金融機関等をいう。次条第二項第二号及び第二十一条の五において同じ。)が果たすべき役割に関する

事項

三 その他革新的技術研究成果活用事業活動に関する重要事項

3 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定)

第二十一条の三 革新的技術研究成果活用事業活動を実施しようとする新事業開拓事業者は、当該革新的技術研究成果活用事業活動に関する計画(以下この条、次条及び第百四十九条において「革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより、これを経済産業大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 革新的技術研究成果活用事業活動計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 革新的技術研究成果活用事業活動の内容及び実施時期
- 二 革新的技術研究成果活用事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法(当該資金の調達に係る指定金融機関等の名称を含む。)

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その革新的技術研究成果活用事業活動計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 実施指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該革新的技術研究成果活用事業活動計画に係る革新的技術研究成果活用事業活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更等)

第二十一条の四 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者」という。)は、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が、当該認定に係る革新的技術研究成果活用事業活動計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画」という。)に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者に対して、当該認定革新的技術研究成果活用事業活動計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う革新的技術研究成果活用事業活動円滑化業務)

第二十一条の五 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、革新的技術研究成果活用事業活動を円滑化するため、認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者が認定革新的技術研究成果活用事業活動計画に従つて革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を調達するために発行する社債(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第六十六条第一号に規定する短期社債を除き、指定金融機関等が引き受けるものに限る。)及び当該資金の借入れ(指定金融機関等が貸し付けるものに限る。)に係る債務の保証の業務を行う。

(指定金融機関等の指定)

第二十一条の六 経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、革新的技術研究成果活用事業活動を実施するために必要な資金を貸し付ける業務(以下「革新的技術研究成果活用事業活動支援業務」という。)に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者(投資事業有限責任組合を含む。)を、その申請により、指定金融機関等として指定することができる。

- 一 金銭の貸付けその他金融に関する業務を行う者が政令で定めるものであること。
- 二 次項に規定する業務規程が、法令及び実施指針に適合し、かつ、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、実施指針に即して革新的技術研究成果活用事業活動支援業務に関する規程(次項及び第二十一条の八において「業務規程」という。)を定め、これを申請書に添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の経済産業省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 役員等（法人にあつては法人の業務を行う役員を、投資事業有限責任組合にあつては投資事業有限責任組合の業務の決定及び執行を行う者をいう。ロにおいて同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として経済産業省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関等が第二十一条の十第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る職員の期日及び場所の公示の前六十日以内にその指定金融機関等の役員等であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの（指定の公示等）

第二十一条の七 経済産業大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関等の商号又は名称、住所及び革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関等は、その商号若しくは名称、住所又は革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

3 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。（業務規程の変更の認可等）

第二十一条の八 指定金融機関等は、業務規程を変更しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等の業務規程が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の適正かつ

確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（業務の休廃止）

第二十一条の九 指定金融機関等は、革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

2 経済産業大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関等が革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関等の指定は、その効力を失う。（指定の取消し等）

第二十一条の十 経済産業大臣は、指定金融機関等が第二十一条の六第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 経済産業大臣は、指定金融機関等が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 革新的技術研究成果活用事業活動支援業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 経済産業大臣は、前二項の規定によりその指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。（指定の取消し等に伴う業務の結了）

第二十一条の十一 指定金融機関等について、第二十一条の九第三項の規定により指定が効力を失つたとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関等であつた者又はその一般承継人は、当該指定金融機関等が行つた革新的技術研究成果活用事業活動支援業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関等とみなす。

第三款 研究開発施設等の活用

第二十一条の十二 国立研究開発法人産業技術総合研究所は、その保有する研究開発に係る施設（土地を含む。）及び設備のうち、事業者による新たな事業の開拓に資するものとして経済産業省令で定めるも

のを、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行う者の利用（鉱工業の科学技術に関する研究開発であるもの又はその成果を活用するものに限る。）に供する業務を行うことができる。

第三章第一節の次に次の一節を加える。

第一節の二 事業適応の円滑化

（実施指針）

第二十一条の十三 経済産業大臣及び財務大臣（財務大臣にあつては、次項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。以下この条において同じ。）は、事業適応の実施に関する指針（以下この節において「実施指針」という。）を定めるものとする。

2 実施指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 成長発展事業適応（第二条第十二項第一号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第一項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 成長発展事業適応の促進の意義及び目標その他の成長発展事業適応に関する基本的事項

ロ 成長発展事業適応の実施に必要な研究開発、設備投資その他の成長発展事業適応の内容に関する事項

ハ 成長発展事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の方法について株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十一条の十九第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下この項並びに第二十一条の十七第一項第一号及び第二号において同じ。）が果たすべき役割に関する事項

二 その他成長発展事業適応に関する重要事項

二 情報技術事業適応（第二条第十二項第二号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の二十八第二項において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ 情報技術事業適応の促進の意義及び目標その他の情報技術事業適応に関する基本的事項

ロ 情報技術事業適応の実施に必要な情報処理技術、情報通信技術その他の情報技術を活用するために必要な投資その他の情報技術事業適応の内容に関する事項

ハ 情報技術事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融

機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他情報技術事業適応に関する重要事項

三 エネルギー利用環境負荷低減事業適応（第二条第十二項第三号に該当する事業適応をいう。以下この号及び第二十一条の十七第一項第二号において同じ。）にあつては、次に掲げる事項

イ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の促進の意義及び目標その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する基本的事項

ロ エネルギー利用環境負荷低減事業適応の実施に必要な生産工程効率化等設備及び需要開拓商品生産設備の導入その他のエネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容に関する事項

ハ エネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

二 その他エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関する重要事項

3 経済産業大臣及び財務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

5 経済産業大臣及び財務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

（事業分野別実施指針）

第二十一条の十四 主務大臣は、実施指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、当該事業分野の特性に応じた事業適応を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る事業適応の実施に関する指針（以下この条及び次条第四項第一号において「事業分野別実施指針」という。）を定めることができる。

2 事業分野別実施指針においては、前項の規定により指定した事業分野に係る事業適応の実施方法に関し必要な事項を定めるものとする。

3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別実施指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他関係行政機関の長に協議するものとする。

5 主務大臣は、事業分野別実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(事業適応計画の認定)

第二十一条の十五 事業者は、その実施しようとする事業適応(当該事業者が法人を設立し、その法人が実施しようとするものを含む。以下同じ。)に関する計画(以下「事業適応計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 以上の事業者が事業適応を共同して行おうとする場合にあつては、当該二以上の事業者は共同して事業適応計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 事業適応計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業適応の目標

二 事業適応の内容及び実施時期

三 事業適応に係る経営の方針の決議又は決定の過程

4 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業適応計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 実施指針(当該事業適応計画に係る事業が属する分野について前条第一項の規定により事業分野別実施指針が定められている場合にあつては、実施指針及び当該事業分野別実施指針)に照らし適切なものであること。

二 当該事業適応計画に係る事業適応が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該事業適応計画に係る事業適応による生産性の向上又は需要の開拓が、当該事業分野における市場構造に照らして、持続的なものと見込まれるものであること。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業適応計画の内容を公表するものとする。

(事業適応計画の変更等)

第二十一条の十六 前条第一項の認定を受けた者(当該認定に係る事業適応計画に従つて設立された法人

を含む。以下「認定事業適応事業者」という。)は、当該認定に係る事業適応計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定事業適応事業者が当該認定に係る事業適応計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業適応計画」という。)に従つて事業適応のための措置を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定事業適応計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定事業適応事業者に対して、当該認定事業適応計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。
(公庫の行う事業適応促進円滑化業務)

第二十一条の十七 公庫は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項及び第三十条において「公庫法」という。)第一条及び第十二条の規定にかかわらず、次に掲げる業務(以下「事業適応促進円滑化業務」という。)を行うことができる。

一 指定金融機関に対し、認定事業適応事業者が認定事業適応計画に従つて行う事業適応のための措置のうち研究開発、情報技術を活用するために必要な投資、生産工程効率化等設備又は需要開拓商品生産設備の導入その他政令で定めるもの(次号及び第二十一条の十九第一項において「認定事業適応関連措置」という。)を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する業務

二 認定事業適応事業者(エネルギー利用環境負荷低減事業適応を実施するものに限る。)が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金の指定金融機関による貸付けについて、予算の範囲内において当該指定金融機関に対し利子補給金を支給する業務及びこれに附帯する業務

2 事業適応促進円滑化業務が行われる場合には、事業適応促進円滑化業務をエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律(平成二十二年法律第三十八号)第六条に規定する特定事業促進円滑化業務とみなし、かつ、同法第十七条の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句(次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句を除く。)は、それぞれ同条の

表の下欄に掲げる字句とし、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十八条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）
第五十八条第二項及び第五十九条第一項	この法律	この法律、産業競争力強化法
第七十一条	第五十九条第一項	産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する第五十九条第一項
第七十三条第一号	この法律	この法律（産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び産業競争力強化法第二十一条の十七第一項
第七十三条第七号	第五十八条第二項	第五十八条第二項（産業競争力強化法第二十一条の十七第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
附則第四十七条第一項	公庫の業務	公庫の業務（産業競争力強化法第二十一条の十七第一項に規定する事業適応促進円滑化業務を除く。）

（事業適応促進円滑化業務実施方針）

第二十一条の十八 公庫は、実施指針（第二十一条の十三第二項第一号ハ、第二号ハ及び第三号ハに掲げる事項に限る。次条第一項第二号及び第二項において同じ。）に即して、主務省令で定めるところにより、事業適応促進円滑化業務の方法及び条件その他事業適応促進円滑化業務を実施するための方針（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項において「事業適応促進円滑化業務実施方針」という。）

を定めなければならない。

2 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針を定めようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 公庫は、前項の主務大臣の認可を受けたときは、遅滞なく、事業適応促進円滑化業務実施方針を公表しなければならない。

4 公庫は、事業適応促進円滑化業務実施方針に従って事業適応促進円滑化業務を行わなければならない。

（指定金融機関の指定）

第二十一条の十九 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、認定事業適応事業者が認定事業適応関連措置を行うのに必要な資金を貸し付ける業務のうち、当該貸付けに必要な資金について公庫から貸付けを受け、又は利子補給金の支給を受けて行おうとするもの（以下「事業適応促進業務」という。）に関し、次の各号のいずれにも適合すると認められる者を、その申請により、指定金融機関として指定することができる。

一 銀行その他の政令で定める金融機関であること。

二 次項に規定する業務規程が、法令並びに実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に適合し、かつ、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであること。

三 人的構成に照らして、事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができる知識及び経験を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、主務省令で定める手続に従い、実施指針及び事業適応促進円滑化業務実施方針に則して事業適応促進業務に関する規程（次項及び第二十一条の二十一において「業務規程」という。）を定め、これを申請書に添えて、主務大臣に提出しなければならない。

3 業務規程には、事業適応促進業務の実施体制及び実施方法に関する事項その他の主務省令で定める事項を定めなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 この法律、銀行法その他の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった

日から起算して五年を経過しない者

二 第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として主務省令で定める者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ロ 指定金融機関が第二十一条の二十六第一項又は第二項の規定により指定を取り消された場合において、当該指定の取消しに係る聴聞の期日及び場所の公示の日前六十日以内にその指定金融機関の役員であつた者で当該指定の取消しの日から起算して五年を経過しないもの
(指定の公示等)

第二十一条の二十 主務大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、指定金融機関の商号又は名称、住所及び事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を公示するものとする。

2 指定金融機関は、その商号若しくは名称、住所又は事業適応促進業務を行う営業所若しくは事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。
(業務規程の変更の認可等)

第二十一条の二十一 指定金融機関は、業務規程を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 主務大臣は、指定金融機関の業務規程が事業適応促進業務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(協定)

第二十一条の二十二 公庫は、事業適応促進円滑化業務については、指定金融機関と次に掲げる事項をその内容を含む協定を締結し、これに従いその業務を行うものとする。

一 指定金融機関が行う事業適応促進業務（公庫から貸付けを受けて行おうとするものに限る。）に係る貸付けの条件の基準に関する事項

二 指定金融機関は、その財務状況及び事業適応促進業務の実施状況に関する報告書を作成し、公庫に

提出すること。

三 前二号に掲げるもののほか、指定金融機関が行う事業適応促進業務及び公庫が行う事業適応促進円滑化業務の内容及び方法その他の主務省令で定める事項

2 公庫は、前項の協定を締結しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(帳簿の記載)

第二十一条の二十三 指定金融機関は、事業適応促進業務について、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十一条の二十四 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関に対し、事業適応促進業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(業務の休廃止)

第二十一条の二十五 指定金融機関は、事業適応促進業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示するものとする。

3 指定金融機関が事業適応促進業務の全部を廃止したときは、当該指定金融機関の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第二十一条の二十六 主務大臣は、指定金融機関が第二十一条の十九第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消すものとする。

2 主務大臣は、指定金融機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 事業適応促進業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 その指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

3 主務大臣は、前二項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(指定の取消し等に伴う業務の結了)

第二十一条の二十七 指定金融機関について、第二十一条の二十五第三項の規定により指定が効力を失ったとき、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定が取り消されたときは、当該指定金融機関であった者又はその一般承継人は、当該指定金融機関が行った事業適応促進業務の契約に基づく取引を結了する目的の範囲内においては、なお指定金融機関とみなす。

(課税の特例)

第二十一条の二十八 認定事業適応計画に従って実施される成長発展事業適応(経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限り。)を行う認定事業適応事業者について欠損金を生じたときは、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずるものとする。

2 認定事業適応計画に従って実施される情報技術事業適応(生産性の向上又は需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものに限り。)を行う認定事業適応事業者が、当該情報技術事業適応の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品並びにソフトウェア並びに当該情報技術事業適応を実施するために利用したソフトウェアについては、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第二十二條第一項中「次項第七号」を「次項第三号」に、「限る」を「限る。以下この条において同じ」に改め、同条第二項第一号中「(第三号に掲げる事項を除く。)」を削り、同項第二号中「(第四号に掲げる事項を除く。)」を削り、同項第三号から第六号までを削り、同項第七号中「(のうち)の下に」、合併、保有する施設の撤去若しくは保有する設備の廃棄又は「を加え、」を行い、又は特別事業再編のための措置、「株式会社日本政策金融公庫(以下「」及び「という。)」を削り、「第三十九條第一項」を「第三十七條第一項」に、「第三十七條第一項第一号及び第二号」を「第三十五條第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第八号を同項第四号とする。

第二十三條第五項第一号中「当該事業再編計画」を削り、同項第四号中「第二十五條第五項第四号及び第四十八條第一号」を「第四十六條第一号」に改め、同項第五号中「当該事業再編計画」を削る。

第二十五條及び第二十六條を削る。

第二十七條第一項中「第二十四條第一項」を「前条第一項」に改め、「又は特別事業再編計画について第二十五條第一項の認定(前条第一項の変更の認定を含む。第三項において同じ。))をしようとする場合」及び「又は当該特別事業再編計画に従って行おうとする特別事業再編のための措置」を削り、同条第三項中「又は特別事業再編計画」及び「又は第二十五條第一項の認定」を削り、同条を第二十五條とする。

第二十八條第一項中「又は認定特別事業再編計画(以下この節において「認定計画」という。))」を削り、「第二十八條第一項」を「第二十六條第一項」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十六條とする。

第二十九條第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十七條とする。

第三十條第一項中「又は認定特別事業再編事業者(以下この節において「認定事業者」という。))」を削り、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「他の認定事業者」を「他の認定事業再編事業者」に、「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「(同法第三十條第一項)を」を「(同法第二十八條第一項)に、「係る同法第三十條第一項に規定する認定事業者」を「係る同法第二十四條第一項に規定する認定事業再編事業者」に改め、同条第二項中「認定事業者の特定関係事業者で」を「認定事業再編事業者の特定関係事業者で」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同項第一号中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第三項中「第三十條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条第四項の表第八十條の項中「又は第二十五條第一項」及び「又は第二十六條第一項」を削り、同表第八十一條第六号の項及び第八十六條第六号の項中「第三十條第二項」を「第二十八條第二項」に改め、同条第五項中「認定事業者が認定計画」を「認定事業再編事業者が認定事業再編計画」に、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者」に、「又は当該認定計画に係る他の認定事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者」を「又は当該認定事業再編計画に係る他の認定事業再編事業者若しくは当該他の認定事業再編事業者」に改め、同項の表第一百五十一條第二項の項中「第二十八條第一項」を「第二十四條第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「(同法第三十條第一項)を」を「(同法第二十八條第一項)に、「係

る同法第三十条第一項」を「係る同法第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七十九条第一項の項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第二十八条とする。

第三十一条第一項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第二十八条第一項」を「第二十四条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第二十九条とする。

第三十二条第一項中「認定事業者である株式会社」が「認定事業再編事業者である株式会社」が認定事業再編計画」に、「当該認定計画」を「当該認定事業再編計画」に、「当該認定事業者」を「当該認定事業再編事業者に係る」を「当該認定事業再編事業者に係る」に改め、同項の表第七十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「同法第二十八条第一項」を「同条第二項」に、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同表第二百一十一条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改め、同条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第三項の表第二百三十四条第一項の項中「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第二項各号列記以外の部分の項、第七百九十六条第二項第一号の項及び第七百九十六条第二項第二号の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十六条第三項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第七百九十七条第一項の項を次のように改める。

第七百九十七条第一項	吸収合併等	特定株式発行等
	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社
	除く。）	除く。）又は当該認定事業再編事業者が金融商品取引所（金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもの

として外国の法令に基づき設立されたものを含む。第三項において同じ。）に上場されている株式を発行している株式会社である場合

第三十二条第三項の表第七百九十七条第二項第一号イの項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第七百九十七条第三項の項を次のように改める。

第七百九十七条第三項	存続株式会社等	当該認定事業再編事業者である株式会社
	効力発生日	特定期日等
	吸収合併等をする旨並びに消滅会社等の商号及び住所（第七百九十五条第三項に規定する場合にあつては、吸収合併等をする旨、消滅会社等の商号及び住所並びに同項の株式に関する事項）	特定株式発行等をする旨並びに当該の株式会社又は外国法人の商号又は名称及び住所
	ならない。	ならない。ただし、当該認定事業再編事業者が金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社である場合は、この限りでない。

第三十二条第三項の表第七百九十七条第四項第一号の項、第七百九十七条第四項第二号の項、第七百九十七条第六項及び第七項の項、第七百九十八条第一項及び第二項の項、第七百九十八条第四項の項及び第七百九十八条第五項の項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条第四項中「又は第二十五条第一項」及び「又は第二十六条第一項」を削り、同条第五項中「平成十三年法律第七十五号」を削り、「第三十二条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条を第三十条とする。

第三十三条第一項中「認定事業者である株式会社」が「認定事業再編事業者である株式会社」

が認定事業再編計画」に、「認定事業者の」を「認定事業再編事業者の」に、「及び第四百六十条第一項」を、「第四百六十条第一項及び第四百六十五条第一項」に改め、同項の表第三百九条第二項第十号の項中「第三十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第四百五十九条第一項各号列記以外の部分の項中「第三十条第一項」を「第二十四条第一項」に、「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同表第四百六十条第一項の項中「第三十三条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表に次のように加える。

第四百六十五条第一項ただし	注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない	悪意又は重大な過失があつた場合に限る
---------------	-----------------------------	--------------------

第三十三条第二項中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改め、同条を第三十一条とする。
第三十四条第一項中「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条を第三十二条とする。

第三十五条第一項中「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項の」を削り、「同項各号」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号」に改め、「(同項第三号に規定する指定有価証券をいう。)」を削り、「認定計画」を「認定事業再編計画」に改め、同条第二項中「第三十五条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条を第三十三条とする。

第三十六条中「次の各号に掲げる者が当該各号に定める」を「認定事業再編事業者又はその関係事業者(以下「認定事業再編事業者等」という。)が認定事業再編計画に従つて事業再編のための措置を行うために必要な」に改め、同条各号を削り、同条を第三十四条とする。

第三十七条第一項中「株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。次項において「及び」という。)」を削り、「次に掲げる」を「指定金融機関に対し、認定事業再編事業者等が認定事業再編計画に従つて行う事業再編のための措置のうち、合併、保有する施設の撤去又は保有する設備の廃棄、生産性向上設備等の導入その他政令で定めるもの(第三十七条第一項において「認定事業再編関連措置」という。))を行うのに必要な資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける業務及びこれに附帯する」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「(平成二十二年法律第三十八号)」を削り、同項の表第七十一条の項及び第七十三条第一号の項中「第三十七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表第七十三条第三号の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同表第七十三条第七号の項中「第三十

七条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同表附則第四十七条第一項の項中「第三十七条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第三十五条とする。
第三十八条第一項中「第二十二条第二項第七号」を「第二十二条第二項第三号」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十九条第一項中「又は認定特別事業再編事業者等が認定特別事業再編計画に従つて認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金」を削り、同条第二項中「第四十一条」を「第三十九条」に、「指定申請書」を「申請書」に改め、同条第四項第二号及び第三号口中「第四十六条第一項」を「第四十四条第一項」に改め、同条を第三十七条とし、第四十条を第三十八条とし、第四十一条から第四十五条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十六条第一項中「第三十九条第四項各号」を「第三十七条第四項各号」に改め、同条を第四十四条とする。

第四十七条中「第四十五条第三項」を「第四十三条第三項」に改め、同条を第四十五条とし、第四十八条を第四十六条とする。

第四十九条第一項第一号中「いう」の下に、「第四十九条及び第五十条において同じ」を加え、第三章第三節中同条を第四十七条とし、第五十条を第四十八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(再生手続における監督委員に関する特例)

第四十九条 再生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十七条、第六十条から第六十二条まで及び第六十五条の四において同じ。)

は、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第五十四条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

(更生手続における監督委員に関する特例)

第五十条 更生手続開始の申立てがあつた場合において、当該申立て前に当該申立てに係る紛争について特定認証紛争解決手続が実施されていたときは、裁判所(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第五十八条及び第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。)は、会社更生法(平

成十四年法律第五十四号)第三十五条第一項の処分をする場合には、手続実施者が当該特定認証紛争解決手続において和解の仲介を実施していたことを考慮した上で、同条第二項の規定による監督委員の選任をするものとする。

第五十一条第二号中「第五十三条第一項及び第三百三十三条第一項において」を「以下」に、「除く」を「除く。第五十六条第三項及び第五十九条第三項において同じ」に改める。

第五十六条の見出しを「(資金の借入れに関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間」と、同項第二号中「当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である」とあるのは「当該事業再生に係る」と読み替えるものとする。

第五十七条中「(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十条から第六十二条までにおいて同じ。)」及び「(平成十一年法律第二百二十五号)」を削る。

第五十八条中「(更生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。第六十三条から第六十五条までにおいて同じ。)」及び「(平成十四年法律第五十四号)」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(資金の借入れに関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)
第五十八条の二 前二条の規定は、第五十六条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた資金の借入れについて準用する。この場合において、第五十七条中「前条第一項各号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項各号」と、前条中「第五十六条第一項第二号」とあるのは「第五十六条第三項において準用する同条第一項第二号」と読み替えるものとする。
第五十九条の見出しを「(債権に関する特定認証紛争解決事業者等の確認)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関から事業再生の計画の作成についての指導又は助言を受けて事業再生を行うとする中小企業者について準用する。この場合において、第一項中「当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者」とあり、及び前項中「特定認証紛争解決事業者」とあるのは「独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関」と、第一項中「当該特定認証紛争解決手続の終了に至る」とあるのは「第五十一条第二号に定める期間の終了」と読み替えるものとする。

第二章第三節に次の五条を加える。

(債権の弁済に関する特例の独立行政法人中小企業基盤整備機構等による確認への準用)

第六十五条の二 第六十条から前条までの規定は、第五十九条第三項において準用する同条第一項の確認を受けた債権の弁済について準用する。この場合において、第六十条中「前条第一項各号」とあり、及び第六十一条から前条までの規定中「第五十九条第一項各号」とあるのは、「第五十九条第三項において準用する同条第一項各号」と読み替えるものとする。

(事業再生の計画に係る債権の減額に関する特定認証紛争解決事業者の確認)

第六十五条の三 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者は、当該特定認証紛争解決手続における紛争の当事者である債権者の債権の総額の五分の三以上に当たる債権を有する債権者が当該事業者に係る事業再生の計画について同意した場合には、当該特定認証紛争解決手続を行う特定認証紛争解決事業者に対し、当該事業再生の計画に基づき行う債権の金額の減額が、当該事業者の事業再生に欠くことができないものとして経済産業省令で定める基準に適合することの確認を求めることができる。

2 特定認証紛争解決事業者は、前項の確認を行ったときは、直ちに、その旨を、当該確認を求めた事業者に通知するものとする。

(簡易再生の申立てに関する特例)

第六十五条の四 裁判所は、前条第一項の規定により特定認証紛争解決事業者が確認を行った債権の金額の減額に係る事業者について民事再生法第二百十一条第一項の申立てがあつた場合には、当該減額が当該事業者の事業再生に欠くことができないものであることが確認されていることを考慮した上で、同項後段の再生計画案について同法第七十四条第二項第四号に該当する事由があるかどうかを判断するも

のとする。

(金融機関の協力)

第六十五条の五 特定認証紛争解決手続により事業再生を図ろうとする事業者の事業再生の円滑化に資するため、当該事業者に対する債権の全部又は一部を有する金融機関は、当該特定認証紛争解決手続に参加するよう特定認証紛争解決事業者から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う新事業開拓事業者の再生支援業務)

第六十五条の六 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、事業の継続が困難となっている新事業開拓事業者(中小企業者を除く。)の求めに応じ、当該新事業開拓事業者の行う合併、分割、事業の譲渡又は譲受け、資金の調達その他の事業の再生のための措置に関し必要な助言を行う。

第七十六条中「第二条第二十項」を「第二十四条」に改める。

第七十八条中「第二条第二十項第二号」を「第二十四条第二号」に改める。

第一百二十二条第一項中「第二条第二十三項」を「第二十七条」に改める。

第一百二十六条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令・総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第二百二十七条第三項第三号二中「第二条第二十六項第二号」を「第二条第三十項第二号」に改め、同条第四項第一号中「当該創業支援等事業計画が」を削る。

「第二百二十九条第一項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に、「二千万円」を「二千五百万円」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項第一号イ中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同号ロ中「第二条第二十五項第四号に掲げる者」を「第二条第二十九項第四号に掲げる者(第二項の規定により当該者とみなされる会社を含む。)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二条第二十五項第一号」を「第二条第二十九項第一号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二条第二十九項第二号に掲げる創業者であつて新たに会社(中小企業者に限る。以下この項において同じ。)を設立したもの(以下この項において「会社設立創業者」という。)が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させるときは、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算

して五年を経過するまでの間は、当該会社を、同条第二十九項第四号に掲げる創業者とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「三千五百万円及び八千万円」と、「とあるのは「三千五百万円(当該中小企業者を設立した会社設立創業者(同条第二項に規定する会社設立創業者をいい、当該会社設立創業者が新たに他の会社(中小企業者に限る。)を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該他の会社に承継させるときは、当該他の会社も含む。第三項において同じ。))」について既に創業関連保証に係る保険関係が成立している場合にあつては、三千五百万円から当該保険関係における保険価額の合計額を控除した残額)及び八千万円」と、「及びその他の保証」ことに、当該債務者」とあるのは「については当該債務者たる中小企業者及び会社設立創業者について、その他の保証については当該債務者」とする。

第一百三十二条第一項及び同条第二項の表第三項第三項の項中「第二条第二十九項」を「第二条第三十三項」に、「第二条第十項」を「第二十六条」に改める。

第一百三十三条第四項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第一百三十四条第三項中「第四十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改める。

第一百四十一条第一項中「若しくは認定特別事業再編事業者等」、「若しくは認定特別事業再編計画」及び「若しくは特別事業再編」を削り、「認定特定研究成果活用支援事業者」を、「認定外部経営資源活用促進投資事業者、認定特定研究成果活用支援事業者、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適

定事業適応事業者」に、「認定特定研究成果活用支援事業計画」を、「認定外部経営資源活用促進投資事業計画、認定特定研究成果活用支援事業計画、認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画」に、「特定研究成果活用支援事業」を、「外部経営資源活用促進投資事業、特定研究成果活用支援事業、革新的技術研究成果活用事業活動、事業適応」に改める。

第一百四十二条第一項中「又は認定特別事業再編事業者(以下この条及び第四百六条において「認定事業者」という。))」、「又は認定特別事業再編計画」及び「又は特別事業再編」を削り、同条第二項から第五項までの規定中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。

第四百四十四条第一項中「認定新事業活動実施者」の下に、「認定外部経営資源活用促進投資事業者(当該認定外部経営資源活用促進投資事業者が投資事業有限責任組合である場合にあつては、当該投資事業有

限責任組合の無限責任組合員」を加え、「認定事業再編事業者又は認定特別事業再編事業者」を「認定革新的技術研究成果活用事業活動実施者、認定事業適応事業者又は認定事業再編事業者」に改め、「認定新事業活動計画」の下に、「認定外部経営資源活用促進投資事業計画」を加え、「認定事業再編計画又は認定特別事業再編計画」を「認定革新的技術研究成果活用事業活動計画、認定事業適応計画又は認定事業再編計画」に改め、同条第五項中「又は第五十九条第一項」を、「第五十九条第一項」に改め、「規定する債権」の下に「に係る確認の業務又は第六十五条の三に規定する債権の減額」を加える。

「認定金融機関等」という。から第三十七条第一項の規定による指定を受けた者（以下この項において「指定金融機関等」という。）から革新的技術研究成果活用事業活動支援業務、事業適応促進業務若しくは「指定金融機関等」を「指定金融機関等」に改める。

「第四百四十六条中「認定事業者」を「認定事業再編事業者」に改める。

「第四百四十七条第一項第四号中「事項」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 新事業活動計画（第十一条の二に規定する規制の特例措置に係るものに限る。）に関する事項
経済産業大臣及び法務大臣
「第四百四十七条第一項第六号中「事業再編計画」を「事業適応計画」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 事業適応促進円滑化業務及び事業適応促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

「第四百四十七条第一項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 事業再編計画に関する事項 事業再編計画に係る事業を所管する大臣
「第四百四十九条中「第二十三条第一項」を「第十七条の二第一項の外部経営資源活用促進投資事業計画の認定、第二十一条の三第一項の革新的技術研究成果活用事業活動計画の認定、第二十一条の十五第一項の事業適応計画の認定又は第二十三条第一項」に改め、「又は第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

「第五百五十六条第一号中「第四十三条」を「第二十一条の二十三又は第四十一条」に改め、同条第二号中

「第四十五条第一項」を「第二十一条の二十五第一項又は第四十三条第一項」に、「せず」を「しないで事業適応促進業務若しくは事業再編促進業務の全部若しくは一部を休止し、若しくは廃止」に改める。

「第五百五十八条中「第三十二条第三項」を「第三十条第三項」に改める。
「第五百五十九条中「第三十八条第二項又は第四十二条第二項」を「第二十一条の十八第二項、第二十一条の二十二第二項、第三十六条第二項又は第四十条第二項」に改める。

「第六十二条中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
一 第十一条の三第二項の規定による届出をしないで同項に規定する事項を変更し、又は虚偽の届出をした者
二 第十一条の三第四項の規定による届出をしないで同項に規定する新事業活動を廃止し、又は虚偽の届出をした者

（中小企業等経営強化法の一部改正）

第三条 中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

「第四章 中小企業の先端設備等導入（第四十九条―第五十三条）
目次中「第四章 中小企業の事業継続力強化」を
第一節 先端設備等導入（第四十九条―第五十三条）
第二節 支援措置（第五十四条）
第五章 中小企業の事業継続力強化

条

に、「第四十九条―第五十三条」を「第五十五条―第五十九条」に、「第五十四条―第五十八条」

を「第六十条―第六十四条」に、「第五十九条・第六十条」を「第六十五条・第六十六条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十一条―第六十九条」を「第六十七条―第七十五条」に、「第六章」を「第七章」に、「第七十条」を「第七十六条」に改める。

「第二条中「並びに」を、「中小企業の先端設備等導入の支援並びに」に改める。

「第二条第五項第四号中「プログラムをいう。」の下に「第十四項及び」を加え、「以下」を「第四十三条第一項及び第二項において」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「取得した又は」を「取得し

た若しくは」に改め、同項第九号中「(中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三条第一号に掲げる事業協同組合をいう。)」を削り、「(同条第四号に掲げる企業組合をいう。)」を「又は」に改め、「(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第三条第一号第七号に掲げる協業組合をいう。)」を削り、同項を同条第十項とし、同条第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、第十四項を第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 この法律において「先端設備等」とは、従来の処理に比して大量の情報の処理を可能とする技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムであつて、それを迅速に導入することが中小企業者の生産性の向上に不可欠なものとして経済産業省令で定めるものをいう。

第三条第二項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 中小企業の先端設備等の導入の促進に関する次に掲げる事項

イ 先端設備等の導入の促進の目標の設定に関する事項

ロ 先端設備等の導入の促進に関する基本的な事項

ハ 先端設備等の導入の促進に当たつて配慮すべき事項

第十四条第一項中「(の全部)」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。))であつて、中小企業者及び組合等がその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この章において同じ。)(の全部)」に改める。

第二十四条第一項第三号中「第五十七条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第二十八条中「第二条第十一項第九号」を「第二条第十項第九号」に改め、「中小企業等協同組合法の下に」(昭和二十四年法律第八十一号)を、「中小企業団体の組織に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第八十五号)」を加える。

第二十九条第一項中「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める。

第七十条第一項中「第六十五条」を「第七十一条(第五項を除く。)」に改め、同条を第七十六条とする。

第六章を第七章とする。

第六十九条第一項中「及び」を「、経済産業大臣及び」に改め、同条第二項中「第六十七条第十一項」

を「第七十三条第十一項」に改め、第五章中同条を第七十五条とし、第六十八条を第七十四条とする。

第六十七条第二項中「第六十四条第一項並びに第六十五条第一項」を「第七十条第一項並びに第七十一条第一項」に改め、同条第四項中「第六十四条第三項並びに第六十五条第二項」を「第七十条第三項並びに第七十一条第二項」に改め、同条第五項及び第六項中「第六十五条第四項」を「第七十一条第四項」に改め、同条第八項中「第二条第十一項第八号」を「第二条第十項第八号」に改め、同条を第七十三条とし、第六十六条を第七十二条とする。

第六十五条中第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 経済産業大臣は、特定市町村に対し、同意導入促進基本計画の実施状況について報告を求めることができる。

6 特定市町村の長は、認定先端設備等導入事業者に対し、認定先端設備等導入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第六十五条を第七十一条とする。

第六十四条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者について、その先端設備等導入の状況を把握するための調査を行うものとする。

第六十四条に次の一項を加える。

9 特定市町村は、認定先端設備等導入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第六十四条を第七十条とする。

4 国は、認定先端設備等導入に必要な資金の確保に努めるものとする。

第六十三条を第六十九条とし、第六十二条を第六十八条とし、第六十一条を第六十七条とする。

第五章を第六章とする。

第四章第三節中第六十条を第六十六条とし、第五十九条を第六十五条とする。

第五十八条中「第五十条第一項又は第五十二条第一項」を「第五十六条第一項又は第五十八条第一項」に改め、第四章第二節中同条を第六十四条とする。

第五十七条を第六十三条とし、第五十六条を第六十二条とする。

第五十五条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十五条第一項」を「第六十一条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第五十四条の前の見出しを削り、同条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第五十四条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同条を第六十条とし、同条の前に見出しとして「(中小企業信用保険法の特例)」を付する。

第五十三条第二項中「第五十五条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十一条第一項及び第七十一条第七項」に改め、第四章第一節中同条を第五十九条とする。

第五十二条第二項第二号中「の全部」を「(外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体(新たに設立されるものを含む。))であつて、中小企業者とその経営を実質的に支配していると認められるものとして経済産業省令で定める関係を持つものをいう。以下この条及び第六十三条第一項第二号において同じ。)」の全部」に改め、同条を第五十八条とする。

第五十一条第二項中「第五十四条第一項及び第六十五条第五項」を「第六十条第一項及び第七十一条第七項」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十条第二項第二号口中「第五十二条第二項第三号ロ」を「第五十八条第二項第三号ロ」に改め、同条を第五十六条とする。

第四十九条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同条を第五十五条とする。第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 中小企業の先端設備等導入

第一節 先端設備等導入 (導入促進基本計画)

第四十九条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に基づき、先端設備等の導入の促進に関する基本的な計画(以下「導入促進基本計画」という。)を作成し、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を求めることができる。

2 導入促進基本計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 1 先端設備等の導入の促進の目標

二 先端設備等の種類

三 先端設備等の導入の内容に関する事項

四 計画期間

五 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

3 経済産業大臣は、導入促進基本計画が次の各号のいずれにも該当するものであると認めるときは、その同意をするものとする。

一 基本方針に適合するものであること。

二 当該導入促進基本計画に係る先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該導入促進基本計画の実施が当該市町村に所在する企業の生産性の向上に資するものであること。

4 市町村は、導入促進基本計画が前項の同意を得たときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(導入促進基本計画の変更等)

第五十条 市町村は、前条第三項の同意を得た導入促進基本計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 経済産業大臣は、市町村が前条第三項の同意を得た導入促進基本計画(前項の規定による変更の同意があつたときは、その変更後のもの。以下「同意導入促進基本計画」という。)に従つて先端設備等の導入の促進を実施していないと認めるときは、その同意を取り消すことができる。

3 経済産業大臣は、同意導入促進基本計画が前条第三項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、同意導入促進基本計画を作成した市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の変更を指示し、又はその同意を取り消すことができる。

4 経済産業大臣は、前二項の規定により前条第三項の同意を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による導入促進基本計画の変更について準用する。
(市町村に対する情報の提供等)

第五十一条 国は、市町村による導入促進基本計画の作成及び同意導入促進基本計画の達成に資するため、地域の経済動向に関する情報及び当該市町村による先端設備等の導入の促進を図るために必要な情報の収集、整理、分析及び提供並びにこれらの情報の収集、整理及び分析を可能とする手段の提供を行うよう努めるものとする。

2 国は、同意導入促進基本計画に係る市町村に対し、当該同意導入促進基本計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言を行うものとする。

(先端設備等導入計画の認定)

第五十二条 同意導入促進基本計画に基づく先端設備等の導入（以下「先端設備等導入」という。）をしようとする中小企業者は、その実施しようとする先端設備等導入に関する計画（以下この条及び次条において「先端設備等導入計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、その導入する先端設備等の所在地を管轄する特定市町村（同意導入促進基本計画を作成した市町村をいう。以下同じ。）に提出して、その認定を受けることができる。

2 二以上の中小企業者が先端設備等導入を共同で行おうとする場合にあっては、当該二以上の中小企業者は共同して先端設備等導入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。

3 先端設備等導入計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 先端設備等の種類及び導入時期
- 二 先端設備等導入の内容
- 三 先端設備等導入に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 特定市町村は、第一項の認定の申請があった場合において、その先端設備等導入計画が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 基本方針及び当該特定市町村の同意導入促進基本計画に適合することであること。
- 二 当該先端設備等導入計画に係る先端設備等導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 特定市町村は、第一項の認定をしたときは、経済産業大臣に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(先端設備等導入計画の変更等)

第五十三条 前条第一項の認定を受けた中小企業者（以下「認定先端設備等導入事業者」という。）は、当該認定に係る先端設備等導入計画を変更しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該認定をした特定市町村の認定を受けなければならない。

2 特定市町村は、認定先端設備等導入事業者が当該認定に係る先端設備等導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定先端設備等導入計画」という。）に従って先端設備等導入を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 特定市町村は、認定先端設備等導入計画が前条第四項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 特定市町村は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を経済産業大臣に通知するものとする。

5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の認定について準用する。

第二節 支援措置

(中小企業信用保険法の特例)

第五十四条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定先端設備等導入計画に従つて行われる先端設備等導入（第六十九条第四項及び第七十条第九項において「認定先端設備等導入」という。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法（平成十二年法律第十八号）第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証（以下「先端設備等導入関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の合計額が	保険価額の合計額が	先端設備等導入関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
三第一項		

第三項及び第三項の	当該借入金 の額のうち	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借
第三項	当該債務者	先端設備等導入関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

2 普通保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三項及び第五項の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十）」とあるのは、「百分の八十」とする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、先端設備等導入関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四項の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 第四項 中小企業等経営強化法の一部を次のように改正する。
目次中「創業及び」を削り、「中小企業の経営革新及び中小企業等の」を「中小企業等の経営革新及び」に、「第六十四条」を「第六十四条の二」に改める。

第一条中「創業及び」を削り、「の支援、中小企業の経営革新及び中小企業等の経営力向上の支援、中小企業の」を「並びに中小企業等の経営革新、経営力向上、」に、「の支援並びに中小企業の」を「及び」に改める。

第二条第二項第二号を次のように改める。
二 一般社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）

第二条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、同項の次に次の一項を加える。
5 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第四号の政令で定める業

種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
五 企業組合

六 協業組合
七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 一般社団法人であつて前各号に掲げるものを直接又は間接の構成員とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）
第二条第六項を次のように改める。

6 この法律において「特定事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定事業者
二 常時使用する従業員の数が政令で定める数以下の会社その他政令で定める法人及び個人（前号に掲げる者を除く。）

第二条第十項第一号から第八号までの規定中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第十項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に、「中小企業者等が」を「特定事業者等が」に、「第十七条第四項」を「第十七条第四項第一号」に、「中小企業者等を」を「特定事業者等を」に改め、同条第十二項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「の中小企業者等」を「の特定事業者等」に改め、同条第十三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第三条第二項第一号中「創業及び」を削り、同項第二号中「中小企業等の」を「中小企業等の」に、「の促進及び中小企業等の」を「及び」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
第二章の章名及び同章第一節の節名中「創業及び」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第五条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第十条第一項中「中小企業信用保険法」の下に「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を加え、「無担保保険」を「同法第三条の第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）」に改める。

第十一条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 中小企業等の経営革新及び経営力向上

第十四条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号まで」に改め、同条第二項第五号中「組合等」を「特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）」に、「構成員」を「直接又は間接の構成員」に改める。

第十五条第一項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改める。

第十六条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十七条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二条第一項第六号から第八号まで」を「第二条第五項第五号から第七号まで」に、「同条第二項第三号若しくは第四号」を「同条第六項第二

号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 経営力向上計画には、第二項第三号に掲げる事項として、次に掲げる事項を記載することができる。

一 特定許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等であつて、それに基づく地位が被承継等特定事業者等が有する場合において当該地位が承継等特定事業者等に承継されることが経営力向上の円滑化に特に資するものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）に基づく被承継等特定事業者等の地位であつて、当該経営力向上のために事業承継等により当該承継等特定事業者等が承継しようとするものに関する事項

二 特定事業者等が事業承継等により取得し、又は提供を受けようとする経営資源が他の経営資源と一体的に用いるために必要な機能その他の要素を備えていないことにより損害が生ずるおそれがあるかどうかについて、法務、財務、税務その他の観点から行う調査（次条第二項及び第二十二條第一項において「事業承継等事前調査」という。）に関する事項

第十七条第五項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第七項中「第四項」を「第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第十八条第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同条第二項中「事業」の下に「（認定経営力向上計画に前条第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。）」を加え、同条第三項各号中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十二条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「規定」を「規定（第一項の規定により適用される場合を含む。）」に、「同項」を「同法第三条第二項」に、「同条」を「同法第五条」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二条第四項」を「第二十二條第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十條」を「第三十條第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項の表第三十條第一項の項中「第二十二條第四項」を「第二十二條第一項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。以下同じ。）に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定める

ものに係るものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「同法」を「中小企業信用保険法」に改め、同項の表第三条第一項の項中「第二十二條第四項」を「第十二條第一項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「の規定」を「の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。第八項において同じ。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「中小企業者」を「特定事業者」に、「の規定」を「の規定（第一項の規定により適用される場合を含む。第七項において同じ。）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「同法の規定」を「中小企業信用保険法の規定（前項の規定により適用される場合を含む。第五項及び第六項において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

承認経営革新事業（承認経営革新計画に従つて行われる経営革新のための事業をいう。以下同じ。）又は認定経営力向上事業（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業（当該認定経営力向上計画に第十七條第四項第二号に掲げる事項の記載がある場合にあつては、事業承継等事前調査を含む。）をいう。以下この項、第二十五條第一項及び第六章において同じ。）を行う特定事業者（第二條第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、中小企業信用保険法第二條第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、経営革新関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認経営革新事業に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）又は経営力向上関連保証（同法第三條第一項、第三條の二第一項又は第三條の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定経営力向上事業に必要な資金のうち経営力向上に特に資するものとして経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けたものについては、当該特定事業者を同法第二條第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三條から第三條の三まで、第三條の七、第三條の八及び第四條から第八條までの規定を適用する。この場合において、同法第三條から第三條の三まで、第三條の七及び第三條の八中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第二十二條第一項に規定する承

認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。
第二十三條第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に、「を行う」を「（認定経営力向上計画に従つて行われる経営力向上に係る事業をいう。第二十五條第一項を除き、以下この節において同じ。）を行う」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十四條の見出し中「の特例」を「及び沖繩振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同項各号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同条に次の二項を加える。

4 株式会社日本政策金融公庫又は沖繩振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九條に規定する業務のほか、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（第二條第五項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二條第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該特定事業者が承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

5 前項の規定により特定事業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖繩振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖繩振興開発金融公庫法第十九條第一項第五号の業務とみなす。

第二十五條第一項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に、「第二條第二項第三号又は第四号」を「第二條第六項第二号」に改める。

第二十七條第一項中「第十七條第四項」を「第十七條第四項第一号」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に、「承継等中小企業者等は」を「承継等特定事業者等は」に改め、同条第二

項中「承継等中小企業者等」を「承継等特定事業者等」に改め、同条第三項中「承継等中小企業者等が」を「承継等特定事業者等が」に、「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

第二十九条第一項中「被承継等中小企業者等」を「被承継等特定事業者等」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

中小企業基盤整備機構は、承認経営革新事業又は認定経営力向上事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認経営革新事業又は認定経営力向上事業の実施に関し必要な助言を行う。

第三十一条第二項第一号中「を行おうとする中小企業又は」を「又は」に改める。

第四十一条中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第四十三条第二項中「中小企業者等」を「中小企業等」に改める。

第四十八条中「中小企業者」を「中小企業等」に改める。

第五十五条第三項に次のただし書を加える。

ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第五十六条第二項第三号中「実施期間」を「実施期間」に改める。

第五十七条第二項中「第六十条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第五十八条第二項第二号中「この号において」を削り、同項第四号中「実施期間」を「実施期間」に改める。

第五十九条第二項中「第六十一条第一項及び第七十一条第七項において」を「以下」に改める。

第六十一条に次の一項を加える。

6 認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものであって、認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（経済産業省令で定めるものに限る。）に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該大企業者を同法第二条第一項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及

び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第六十一条第一項に規定する認定連携事業継続力強化の実施に必要な資金（同条第六項の経済産業省令で定めるものに限る。）の借入れ」とする。

第六十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第六十三条の見出し中「の特例」を「及び沖縄振興開発金融公庫法の特例」に改め、同条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同条に次の二項を加える。

3 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、認定連携事業継続力強化を行う大企業者のうち第二条第二項第三号又は第四号に掲げる者に該当するものに対し、認定連携事業継続力強化を行うために必要とする長期の資金（経済産業省令で定めるものに限る。）を貸し付ける業務を行うことができる。

4 前項の規定により大企業者に対して資金を貸し付ける業務は、株式会社日本政策金融公庫法又は沖縄振興開発金融公庫法の適用については、それぞれ株式会社日本政策金融公庫法第十一条第一項第一号の規定による同法別表第一第十四号の中欄に掲げる者に対する同号の下欄に掲げる資金を貸し付ける業務又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の業務とみなす。

第五章第二節に次の一条を加える。

（中小企業倒産防止共済法の特例）
第六十四条の二 第五十六条第一項又は第五十八条第一項の認定を受けた中小企業者であつて当該認定の申請（認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の開始前に第五十七条第一項又は第五十九条第一項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請の時に）において中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつた者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の

実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなった場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては、引き続き同項に規定する中小企業者とみなして、同法第九条及び第十条の規定を適用する。

第六十六条に次の一項を加える。

2 国は、中小企業者がある所在する地域において発生が想定される自然災害についての情報の提供を円滑に受けられるよう、地方公共団体、政府関係金融機関、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第七十条第二項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項中「中小企業者等」を「特定事業者等」に改める。

第七十二条第一項第一号中「第二項第一号から第七号まで」を「第二項第五項第一号から第六号まで」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同項第二号中「第二項第一項第八号」を「第二項第五項第七号」に改め、同項第三号中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に、「個別中小企業者」を「個別特定事業者」に改め、同号口中「第二項第六号」を「第二項第五項第八号」に改める。

第七十三条第一項中「同条第二項第一号イに掲げる事項のうち第二項第三項第一号及び第二号に掲げる創業者に係る部分については経済産業大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣、第三項第二項第二号ロ(1)」を「同条第二項第二号ロ(1)」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第八項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、第七項を第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第十六条第四項ただし書における主務省令は、第三項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十三条第六項の次に次の一項を加える。

7 第三条第三項ただし書における主務省令は、第一項に規定する主務大臣が共同で発する命令とする。

第七十五条第二項中「第七十三条第十一項」を「第七十三条第十三項」に改める。

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第五条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二項第三項第九号中「いう」の下に「。次項第八号において同じ」を加え、同条第七項中「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に、「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「他の中小企業者」を「他の特定事業者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「承継等中小企業者」を「承継等特定事業者」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「中小企業者等」を「特定事業者等」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第一号から第九号までの規定中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この法律において「特定事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 常時使用する従業員の数が五百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号及び第三号に掲げる業種並びに第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 常時使用する従業員の数が四百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第四号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

五 企業組合

六 協業組合

七 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

八 特定非営利活動法人であつて、常時使用する従業員の数が五百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三百人、卸売業を主たる事業とする事業者については四百人)以下のもの

第十三条第三項第三号中「中小企業者が第十九条第二項」を「特定事業者が第十九条第三項」に改め、同号イ中「承継等中小企業者及び被承継等中小企業者」を「承継等特定事業者及び被承継等特定事業者」

に改め、同号八中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改める。

第十五条の見出し中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条中「を含む。」を「があったときは、当該変更の承認の申請」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「が当該」を「が当該承認の申請の時から当該」に、「の実施期間内」を「の実施期間の終了までの間」に、「当該実施期間内」を「当該承認地域経済牽引事業計画の実施期間内」に改める。

第十九条中第五項を削り、第四項を第五項とし、同条第三項中「規定」を「規定（第一項の規定により適用される場合を含む。）」に、「同項」を「同法第三条第二項」に、「同条」を「同法第五条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第二項」に、「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項の表第三条第一項の項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和二十五年法律第二百六十四号）」を削り、「第四項」を「第五項」に改め、「（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「中小企業者」を「特定事業者」に、「の規定の」を「の規定（前項の規定により適用される場合を含む。次項において同じ。）」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

承認地域経済牽引事業者（第二条第四項第一号から第四号まで及び第八号に掲げる者に限り、第十五条の規定により特定事業者とみなされたものを含む。）のうち中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第一号に規定する特定事業を行うものであつて、地域経済牽引事業関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認地域経済牽引事業を行うために必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けたもの（同法第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）については、当該承認地域経済牽引事業者を同項に規定する中小企業者とみなして、同法第三条から第三条の三まで及び第四条から第八条までの規定を適用する。

第二十条第一項第一号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同項第二号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、「及び次項」を削り、同条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付された

ものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第二十二条第一項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に改め、同項各号中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条第四項中「の規定にかかわらず」を「に規定する業務のほか」に、「中小企業者」を「特定事業者」に、「対し、」を「対し、当該承認地域経済牽引事業者が」に改め、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第十一条又は沖縄振興開発金融公庫法第十九条に規定する業務のほか、承認地域経済牽引事業者（第二条第四項第一号から第四号までに掲げる者に限り、株式会社日本政策金融公庫法第二条第三号に規定する中小企業者に該当するものを除く。）のうち同号イに規定する中小企業特定事業を営むものに対し、当該承認地域経済牽引事業者が承認地域経済牽引事業を行うために必要な長期の資金を貸し付ける業務を行うことができる。

第二十八条中「中小企業者」を「特定事業者」に、「第二条第五項第十号」を「第二条第六項第十号」に改める。

第二十九条第一項中「第二条第五項第八号」を「第二条第六項第八号」に、「被承継等中小企業者」を「被承継等特定事業者」に改める。

第三十条の見出し中「協力業務」を「助言業務等」に改め、同条中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

独立行政法人中小企業基盤整備機構は、承認地域経済牽引事業を行う特定事業者（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する中小企業者に該当するものを除く。）の依頼に応じて、当該承認地域経済牽引事業の実施に関し必要な助言を行う。

第四十三条第五項中「第二条第五項第九号」を「第二条第六項第九号」に改める。

第六条 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の一部を次のよ

うに改正する。

目次中「第十五条」を「第十六条」に、「第十六条・第十七条」を「第十七条・第十八条」に改める。
第十二条第一項第一号二中「第十五条第三項」を「第十六条第三項」に改め、同号に次のように加える。

ホ 当該中小企業者（株式会社に限る。）の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、当該中小企業者の事業活動の継続に支障が生じている場合であつて、当該中小企業者の一部の株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者（第十六条第二項において「株式会社事業後継者」という。）に円滑に承継させることが困難であると認められること。

第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とする。

第十五条第二項中「その他」を、「株式会社事業後継者その他」に改め、同条に次の一項を加える。

5 機構は、中小企業者の経営の承継の円滑化を図るため、特例株式会社に対して前条第一項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第二項の規定により売却する株式の全部又は一部を同条第三項の規定により買い取るための資金の貸付けを行おうとする金融機関の依頼に応じて、その売却又は買取りの手續に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

第三章第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（所在不明株主の株式の競売及び売却に関する特例）

第十五条 第十二条第一項第一号ホに該当する者として同項の認定を受けた者（次項及び次条第五項において「特例株式会社」という。）についての会社法（平成十七年法律第八十六号）第九十七条の規定の適用については、同条第一項第一号中「前条第一項又は第二百九十四条第二項の規定により通知及び催告をすることを要しない」とあるのは「する通知又は催告が一年以上継続して到達しない」と、同条第二号中「五年間」とあるのは「二年間」と、同条第五項第一号中「前条第三項において準用する同条第一項の規定により」とあるのは「当該登録株式質権者に対してする」と、「をすることを要しない」とあるのは「が一年以上継続して到達しない」と、同項第二号中「五年間」とあるのは「二年間」とす

2 前項の規定により読み替えて適用する会社法第九十七条第一項の規定による競売又は同条第二項の

規定による売却をする場合には、特例株式会社は、同法第九十八条第一項に定める手續に先立ち、前項の規定により読み替えて適用する同法第九十七条第一項の株式の株主その他の利害関係人が一定の期間内に異議を述べることができる旨その他経済産業省令で定める事項を公告し、かつ、当該株式の株主及びその登録株式質権者（同法第四十九条第一項に規定する登録株式質権者をいう。次項第三号において同じ。）には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、三月を下ることができない。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の規定は適用しない。

一 前項の期間が満了していない場合

二 前項の期間内に利害関係人が異議を述べた場合

三 前項の規定による催告が同項に規定する株式の株主又はその登録株式質権者に到達した場合

4 会社法第九十八条第二項から第四項までの規定は、第二項の規定による催告について準用する。

（下請中小企業振興法の一部改正）

第七条 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「がその」を「が業として」に改め、「物品の製造を業として行う場合におけるその」を削り、同項第四号中「その使用する情報成果物の作成を」を削り、「行う場合におけるその」を「使用する」に改め、同項第五号中「の提供の」を「を構成する」に改める。

第二条第二項第二号中「親事業者」を「発注書面の交付その他の方法による親事業者」に、「及び」を

「及び親事業者の」に改め、同項第八号中「その他」を「下請取引の機会の創出の促進その他」に改め、

同条第四項中「その要旨」を「これ」に改める。

第五条第一項中「特定下請組合等（事業協同組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）であつて）を」その一若しくは二以上の下請事業者又は一に、「営む事業者が当該特定下請組合等の構成員である場合を除き」を「下請事業者である事業協同組合その他の団体（以下「下請事業者等」という。）は」に、「当該特定下請組合等の構成員である」を「当該一若しくは二以上の下請事業者又は当該団体の構成員である当該親事業者の」に改め、同条第三項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第六条第一号中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改め、同条第三号を次のように改める。
 三 当該下請事業者等が前条第一項に規定する団体である場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと。

- イ 当該団体の構成員が当該振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。
- ロ 当該団体の構成員である下請事業者の大部分が当該振興事業に参加するものであること。

第六条第四号を削る。

第七条第一項及び第二項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十一条第一項を次のように改める。

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）、又は同法第三条の四第一項に規定する流動資産担保保険（以下「流動資産担保保険」という。）、の保険関係であつて、下請振興関連保証（同法第三条第一項、第三条の二第一項、第三条の三第一項又は第四条の四第一項に規定する債務の保証（同項に規定する債務の保証にあつては、承認計画に従つて振興事業を実施する親事業者（当該承認計画に従つて振興事業を実施する下請事業者であつて当該承認計画に従つて振興事業を実施する他の下請事業者の親事業者であるもの及び第五条第一項の承認を受けた同項に規定する団体の構成員である下請事業者であつて当該団体の構成員である他の下請事業者の親事業者であるものを含む。）に対する同法第三条の四第一項に規定する債権を担保として提供させるものに限る。）であつて、当該承認計画に従つて行われる振興事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証（以下「下請振興関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一	保険価額の合計額が	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の三	合計額が	下請振興関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ

第一項及び第三条の四第一項		
第三条の二第三項及び第三条の三第二項	当該借入金 の額のうち 当該債務者	下請振興関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち 額のうち

第十一条第二項中「中小企業信用保険法第三条第一項に規定する普通保険（以下「普通保険」という。）、同法第三条の二第二項に規定する無担保保険（以下「無担保保険」という。）、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険（以下「特別小口保険」という。）」を「普通保険、無担保保険又は特別小口保険」に、「（同法）を」（中小企業信用保険法）に改め、同条第三項中「新事業開拓保険」の下に「（以下「新事業開拓保険」という。）」を加え、同条第四項中「あつて、」の下に「下請振興関連保証又は」を加え、「第三条第三項中」を「同項中」に、「第五条中」を「同条中」に改める。

第十二条第二項中「前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）、又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）、又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有」を「前項各号に掲げる事業」に改め、「それぞれ」を削る。

第十四条第一項中「特定下請組合等」を「下請事業者等」に改める。

第十九条の見出しを削り、同条第一項中「者」を「場合」に改め、同条第二項を削り、同条を第二十九条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十八条を第二十八条とし、第十七条を第二十七条とし、第十六条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う下請企業振興協会協力業務）
 第二十五条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、下請企業振興協会の依頼に応じて、下請中小企業の振興を図るために必要な情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（調査）

第二十六条 国は、下請中小企業の振興を図るために必要があるときは、振興基準に定める事項

に関する調査を行い、その結果を公表するものとする。

第十五条の前の見出しを削り、同条を第二十三条とし、同条の前に見出しとして「(下請企業振興協会)」を付し、第十四条の次に次の八条を加える。

(下請中小企業取引機会創出事業者の認定)

第十五条 次に掲げる事業(以下「下請中小企業取引機会創出事業」という。)を行う者は、申請により、第三項各号に規定する基準のいずれにも適合することについて、経済産業大臣の認定を受けることができる。

一 法人又は個人から第二条第二項各号のいずれかに掲げる行為の委託を受け、かつ、当該行為の全部又は一部をあらかじめ定めた方法により決定した中小企業者に再委託すること。

二 前号の委託を受けた行為についての再委託に係る工程管理又は品質管理を行うこと。

三 第一号に掲げる事業において再委託をする見込みのある相当数の中小企業者に対し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主たる事務所の所在地

三 下請中小企業取引機会創出事業に関する次に掲げる事項

イ 下請中小企業取引機会創出事業の内容

ロ 下請中小企業取引機会創出事業の実施体制

ハ イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

3 経済産業大臣は、第一項の認定の申請をした者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 その行う下請中小企業取引機会創出事業の内容が下請中小企業の取引の機会の創出に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

二 その行う下請中小企業取引機会創出事業を実施する体制が下請中小企業取引機会創出事業を適切に実施するために必要なものとして経済産業省令で定める基準に適合すること。

4 第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、第二項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更(経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(認定の更新)

第十六条 前条第一項の認定は、二年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の更新について準用する。

(報告の徴収)

第十七条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の実施の状況について報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第十八条 経済産業大臣は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第十五条第三項各号の経済産業省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

二 第十五条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 不正の手段により第十五条第一項の認定又は第十六条第一項の更新を受けたとき。

2 経済産業大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

(指導及び助言)

第十九条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、下請中小企業取引機会創出事業に関する取組の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第二十条 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証(中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務

の保証であつて、認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業（以下「認定下請中小企業取引機会創出事業」という。）に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものに係るものをいう。以下同じ。）を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証（以下「下請中小企業取引機会創出事業関連保証」という。）に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第二項及び第三条の三第二項	当該借入金額のうち	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金額ののうち
第三第二項	当該債務者	下請中小企業取引機会創出事業関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

- 2 新事業開拓保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証を受けた中小企業者に係るものについての中小企業信用保険法第三条の八第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業振興法第二十条第一項に規定する認定下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち同項の経済産業省令で定めるもの（以下「下請中小企業取引機会創出事業資金」という。）以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（下請中小企業取引機会創出事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。
- 3 普通保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同項中「百分の七十」とあり、及び同条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保

険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、百分の八十」とあるのは、「百分の八十」とする。

4 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、下請中小企業取引機会創出事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

（中小企業投資育成株式会社の特例）

第二十一条 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 中小企業者が認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社認定下請中小企業取引機会創出事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項各号に掲げる事業は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う認定事業者協力業務）

第二十二条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定事業者の依頼に応じて、下請中小企業取引機会創出事業に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

本則に次の二条を加える。

第三十条 第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正)

第八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「第五十八条」を「第六十四条」に改め、同項第十四号中「第十二条、」を削り、同項第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十五条第二項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 次に掲げる者に対し、その事業を行うのに必要な助成を行うこと。

イ 経営の革新を行う事業者

ロ 事業者の経営の革新を支援する事業を行う者

第十五条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「第二項第七号」を「第二項第八号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項第三号に掲げる業務は、第十八条第一項第一号に掲げる業務に係る勘定に属する機構の資産を著しく減少させない範囲内で行わなければならない。

第十六条中「前条第一項第六号」の下に「及び第二項第三号」を加える。

第十七条第一項第三号中「及び第十四号から第十六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改め、同項第八号中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

第十八条第一項第一号中「第四号まで及び第六号」を「第五号まで及び第七号」に改め、同項第二号中「同項第十五号に掲げる業務及び同項第十六号」を「及び同項第十五号」に改め、同項第三号中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に改め、同項第四号中「同条第二項第七号」を「同条第二項第八号」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第二十一条第一項中「及び第十四号から第十六号まで」を「第十四号及び第十五号」に改める。
附則第八条の八の次に次の一条を加える。

(産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律による改正前の産業競争力強化法等に係る業務の特例)

第八条の九 機構は、当分の間、第十五条第一項及び第二項並びに附則第五条第一項及び第二項、第六条第一項から第四項まで並びに第七条から前条までの業務のほか、次に掲げる業務を行う。

一 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法第二十条の業務

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十五条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法(平成三十年法律第二十五号。次号において「旧生産性特措法」という。)第十八条の業務

三 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第十七条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧生産性特措法第二十五条の業務

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

附則第十三条の四第一項中「次条」を「附則第十四条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十三条の五 機構は、附則第八条の九各号に掲げる業務ごとに、それぞれの業務を終えた後、経済産業大臣及び財務大臣が、政府から機構に対し出資されている金額(次条の規定により読み替えられた第十八条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定において経理を行っている金額に限る。)のうち、機構の業務に必要な資金に充てるべき金額を勘案して機構が国庫に納付すべき金額を定めたときは、政令で定めるところにより、当該金額を国庫に納付しなければならない。

2 附則第十三条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

附則第十四条の表以外の部分中「第八条の八」を「第八条の九」に改め、同表第十七条第一項第三号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第六号」を「第七号」に改め、同表第十八条第一項第二号の項中「及び第八条の七」を「第八条の七及び第八条の九」に改め、同表第十八条第一項第三号の項中「第十五条第二項第五号」を「第十五条第二項第六号」に、「同条第二項第五号」を「同条第二項第六号」に改め、同表第十九条第一項の項中「第八号の八」を「第八条の九」に改め、同表第三十五条第二号の項中「第八条の八」を「第八条の九」に改める。

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第九号中「並びに同法第三十条、」を、「同法第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項並びに同法」に改め、同項第十四号中「第三十六条」を「第二十一条の五、第三十四条」に、「保証」を「保証、同法第六十五条の六の規定による助言」に改め、同項第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を第十八号とし、第二十号を第十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十 下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二條及び第二十五條の規定による協力を行うこと。

第十五条第一項第二十二号中「第三十条及び」を「第三十条第一項の規定による助言並びに同条第二項及び同法」に改め、同項第二十三号中「第十五条第二項」を「第十六条第二項」に、「並びに同条第三項及び第四項」を「及び同条第三項から第五項まで」に改める。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十七号及び第十八号」を「第十五条第一項第十六号及び第十七号」に改める。

第十八条第一項第一号中「産業競争力強化法」の下に「第六十五条の六に規定する助言、同法」を加え、「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十七号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

第二十二條第一項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

附則第八条の九第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律附則第九条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法第二十五条第一項の業務

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十五条第一項第十九号」を「第十五条第一項第十八号」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十五条第一項第十八号」を「第十五条第一項第十七号」に改める。

（生産性向上特別措置法の廃止）

第十条 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中産業競争力強化法目次の改正規定（「事業活動における知的財産権」を「場所の定めのない株主総会等」に改める部分に限る。）及び同法第三章第四節の改正規定並びに附則第三条、第十九条及び第二十條の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条の規定、第八条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十条の規定並びに附則第四条から第六条まで、第十二条から第十八条まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條、第二十八條、第三十條、第三十二條、第三十三條及び第三十五條の規定 令和三年六月五日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第八条中独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の改正規定、同条第五項を同条第六項とする改正規定、同条第四項の改正規定、同項を同条第五項とする改正規定、同条第三項の次に一項を加える改正規定、同法第十六条の改正規定、同法第十七条第一項第八号の改正規定、同法第十八条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の改正規定並びに同法附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項及び第十八条第一項第三号の項の改正規定並びに附則第二十一条の規定及び附則第二十二条の規定（印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）別表第三の文書名の欄の改正規定（「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に改める部分を除く。）に限る。） 公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第四条中中小企業等経営強化法第二十四条の見出しの改正規定、同条に二項を加える改正規定、第六十三條の見出しの改正規定及び同条に二項を加える改正規定並びに第五条中地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十二條第五項の改正規定、同項を同条第六項とする改正規定及び同条第四項の次に一項を加える改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律による

改正後の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
(産業競争力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社(以下この条において「上場会社」という。)である株式会社又は同号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という。)から二年を経過する日までの間において上場会社となった株式会社が、第一号施行日から二年を経過する日(当該日までに上場会社でなくなった株式会社にあつては、上場会社でなくなった日)までの間に第一条の規定(同号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の産業競争力強化法(次項において「新産競法」という。)第六十六条第一項に規定する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、当該株式会社は、当該期間においては、その定款の定め(株主総会又は種類株主総会の場所の定めがある定款の当該定めに限る。)にかかわらず、その定款に同項の規定による定めがあるものとみなすことができる。

2 前項の規定によりその定款に新産競法第六十六条第一項の規定による定めがあるものとみなされた株式会社の取締役(会社法(平成十七年法律第八十六号)第二百九十七条第四項の規定により株主が株主総会を招集する場合にあつては、当該株主)が当該定めに基づいて招集する場所の定めのない株主総会においては、新産競法第六十六条第一項の規定による定めを設ける定款の変更の決議をすることはできない。

第四条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。)前にされた第一条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。)による改正前の産業競争力強化法(以下「旧産競法」という。)第六条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置(旧産競法第二条第二項に規定する規制の特例措置をいう。以下この条において同じ。)を講ずる必要があるかどうかの判断がされていないものについての判断の手續(新たな規制の特例措置を講ずることとする場合における当該新たな規制の特例措置の内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第五条 第二号施行日前にされた旧産競法第七条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答(その内容の公表を含む。)及び当該求めをした者に対する通知については、なお従前の例による。

第六条 第二号施行日前にされた旧産競法第九条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をしようとするかどうかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている同項に規定する新事業活動計画(以下この条において「新事業活動計画」という。)及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧産競法第九条第一項の認定を受けた新事業活動計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、政令等で規定された規制の特例措置並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧産競法第九条第一項の認定を受けている新事業活動計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新事業活動計画に従つて実施される旧産競法第二条第三項に規定する新事業活動については、旧産競法第十二条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。
(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。)による改正前の中小企業等経営強化法(次条第一項及び附則第九条第一項において「旧中小強化法」という。)第四条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業等関連保証に係る保険関係については、第二条の規定による改正後の産業競争力強化法第二百二十九条の規定の適用を受けて成立している同条第一項に規定する創業関連保証に係る保険関係とみなす。

第八条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十四条第一項の承認(旧中小強化法第十五条第一項の変更の承認を含む。)を受けている旧中小強化法第十四条第一項に規定する経営革新計画は、第四条の規定による改正後の中小企業等経営強化法(以下この条及び次条において「新中小強化法」という。)第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画とみなす。

2 中小企業等経営強化法第二条第一項に規定する中小企業者(新中小強化法第二条第五項に規定する特定事業者(以下この項において「特定事業者」という。))に該当するものを除く。)については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者とみなして、新中小強化法の経営革新(中小企業等経営強化法第二条第九項に規定する経営革新をいう。)に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者がした新中小強化法第十四条第一項の承認の申請であつて、特定日においてその承認をしようかの処分がされていらないものについての承認の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けている同項に規定する経営革新計画（第二項に規定する中小企業者に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に新中小強化法第十四条第一項の承認を受けた同項に規定する経営革新計画についての計画の変更の承認及び承認の取消し、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第一号）の特例、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）及び沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧中小強化法第十七条第一項の認定（旧中小強化法第十八条第一項の変更の認定を含む。）を受けている旧中小強化法第十七条第一項に規定する経営力向上計画は、新中小強化法第十七条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画とみなす。

2 新中小強化法第二条第二項に規定する中小企業者等（同条第六項に規定する特定事業者等（以下この項において「特定事業者等」という。）に該当するものを除く。）については、令和五年三月三十一日までの間は、特定事業者等とみなして、新中小強化法の経営力向上（同条第十項に規定する経営力向上をいう。第五項において同じ。）に関する規定を適用する。

3 前項に規定する日（以下この条において「特定日」という。）までに同項に規定する中小企業者等がした新中小強化法第十七条第一項の認定の申請であつて、特定日においてその認定をしようかの処分がされていらないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

4 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び前項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、株式会社日本政策金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の特例、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特

例、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十三年法律第八十五号）の特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

5 特定日において現に新中小強化法第十七条第一項の認定を受けている同項に規定する経営力向上計画（第二項に規定する中小企業者等に係るものに限る。）及び第三項の規定によりなお従前の例により特定日の翌日以後に同条第一項の認定を受けた同項に規定する経営力向上計画に従つて行われる経営力向上については、新中小強化法第二十五条第一項の規定は、特定日の翌日以後も、なおその効力を有する。

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
 第十条 令和五年三月三十一日において現に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第四項又は第七項の承認を受けている者（同法第二条第三項に規定する中小企業者（第五条の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下この条において「新地域経済牽引事業促進法」という。）第二条第四項に規定する特定事業者（以下この条において「特定事業者」という。）に該当するものを除く。）に限る。）は、同日の翌日以後も特定事業者とみなして、新地域経済牽引事業促進法第十九条、第二十条、第二十一条、第二十八条及び第二十九条の規定を適用する。

（下請中小企業振興法の一部改正に伴う経過措置）
 第十一条 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の下請中小企業振興法（以下この条において「旧下請中小企業振興法」という。）第五条第一項の承認（旧下請中小企業振興法第七条第一項の変更の承認を含む。）を受けている旧下請中小企業振興法第五条第一項に規定する振興事業計画は、第七条の規定による改正後の下請中小企業振興法第五条第一項の承認を受けた同項に規定する振興事業計画とみなす。

（生産性向上特別措置法の廃止に伴う経過措置）
 第十二条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際に第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（以下「旧生産性特措法」という。）第六条第九項の報告書（令和二年度の重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関するものに限る。）が国会に提出されていない場合における当該報告書の国会への提出については、なお従前の例による。

第十三条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第九条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第

二号に掲げる規定の施行の際、新たな規制の特例措置（旧生産性特措法第二条第三項に規定する規制の特例措置をいう。）を講ずることが必要かつ適切であるかどうかの判断がされていないものについては、第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の産業競争力強化法（第十六条において「新産競法」という。）第六条第一項の規定による求めとみなして、同条の規定を適用する。

第十四条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十条第一項の規定による求めであつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、その回答がされていないものについての回答については、なお従前の例による。

第十五条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第十一条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をしようかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十一条第四項中「革新的事業活動評価委員会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の二に規定する新技術効果評価委員会」とする。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている同項に規定する新技術等実証計画（以下この条において「新技術等実証計画」という。）及び前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けた新技術等実証計画についての計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、主務大臣による情報の提供等、政令等で規定された規制の特例措置、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。この場合において、旧生産性特措法第十三条第三項中「革新的事業活動評価委員会」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正後の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の二に規定する新技術等効果評価委員会」とする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第十一条第一項の認定を受けている新技術等実証計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた新技術等実証計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第二項に規定する新技術等実証については、

旧生産性特措法第十八条の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十六条 新技術等効果評価委員会は、新産競法第十四条の三第一項に規定するもののほか、前条第一項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十一条第四項及び前条第二項の規定により読み替えて適用する旧生産性特措法第十三条第三項の規定によりその権限に属せられた事項を処理する。

第十七条 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をしようかの処分がされていないものについての認定の処分については、なお従前の例による。

2 第二号施行日前にされた旧生産性特措法第二十二条第一項の認定の申請であつて、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際、認定をしようかの処分がされていないものに係る旧生産性特措法第二十二条第五項の調査については、旧生産性特措法第二十八条第二項（旧生産性特措法第二十二条第五項の調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第四項から第六項まで（旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る。）並びに第三十条（旧生産性特措法第二十八条第二項に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている同項に規定する革新的データ産業活用計画（以下この条において「革新的データ産業活用計画」という。）及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画についての計画の変更の認定及び認定の取消し、中小企業信用保険法の特例、国の機関等に対するデータの提供の求め並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

4 第二項の規定は、前項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に行われる旧生産性特措法第二十三条第一項の変更の認定に係る同条第五項において準用する旧生産性特措法第二十三条第五項の調査について準用する。

5 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第二十二条第一項の認定を受けている革新的データ産業活用計画及び第一項の規定によりなお従前の例により第二号施行日以後に同条第一項の認定を受けた革新的データ産業活用計画に従つて実施される旧生産性特措法第二条第四項に規定する革新的データ産業活用については、旧生産性特措法第二十五条、第二十八条第一項、第二項（旧生産性特措法第二十六条第一項の確認をするために必要な調査に係る部分に限る。以下この項において同じ。）、第三項

及び第四項から第六項まで（旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。）並びに第三十条（旧生産性特措法第二十八条第二項及び第三項に係る部分に限る。）の規定は、第二号施行日以後も、なおその効力を有する。

第十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行前に旧生産性特措法第三十七条第三項の同意（旧生産性特措法第三十八条第一項の変更の同意を含む。）を得た旧生産性特措法第三十七条第一項に規定する導入促進基本計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（次項において「新中小強化法」という。）第四十九条第三項の同意を得た同条第一項に規定する導入促進基本計画とみなす。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧生産性特措法第四十条第一項に規定する先端設備等導入計画は、新中小強化法第五十二条第一項の認定を受けた同項に規定する先端設備等導入計画とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律（附則第一条第二号から第四号までに掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（小規模企業共済法の一部改正）

第二十一条 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二及び第十六条の三第一項中「第十五条第二項第七号」を「第十五条第二項第八号」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第二十二条 印紙税法の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十七号並びに第十八号」を「第十六号並びに第十七号」に、「独立行政法

人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第六号）を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第二項の業務（同項第三号及び第七号）」に改める。

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条 情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とする。

附則第四条の次に次の一条を加える。

（業務の特例）

第四条の二 機構は、当分の間、第五十一条に規定する業務のほか、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第 号）附則第十七条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十条の規定による廃止前の生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）第二十八条第一項から第四項までに規定する業務を行う。この場合において、第六十三条第一号中「第二項」とあるのは、「第二項並びに附則第四条の二」とする。

（内閣府設置法の一部改正）

第二十四条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第五十四号の五の次に次の一号を加える。

五十四の六 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第十四条の三第一項に規定する事務

第三十七条第三項の表退職手当審査会の項の次に次のように加える。

新技術等効果評価委員会 産業競争力強化法

附則第二条第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二条の二第二項中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

附則第四条第二項を削る。

（国立研究開発法人産業技術総合研究所法の一部改正）

第二十五条 国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

3 研究所は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の十二に規定する業務を行うことができる。

（沖繩振興特別措置法の一部改正）

第二十六条 沖繩振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第六十三条第二項の項中「第六十三条第二項」を「第六十九條第二項」に改め、同表第六十四条第二項の項中「第六十四條第二項」を「第七十條第二項」に改め、同表第六十四條第七項の項中「第六十四條第七項」を「第七十條第八項」に改め、同表第六十五條第二項の項中「第六十五條第二項」を「第七十一條第二項」に改め、同表第六十六條第二項の項中「第六十六條第二項」を「第七十二條第二項」に改め、同表第七十條第一項の項上欄中「第七十條第一項」を「第七十六條第一項」に改め、同項中欄中「第六十五條」を「第七十一條（第五項を除く。）」に改め、同項下欄中「第六十五條第二項」を「第七十一條第二項」に改める。

第二十七条 沖繩振興特別措置法の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項中「第二条第六項に規定する組合等」を「第二条第一項第八号及び同条第二項第二号に掲げる者」に改め、同条第五項の表第十四条第一項の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第十四条第二項第五号の項中欄中「組合等」を「特定事業者（第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）」に改め、同表第十五条第一項の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第二十二條第一項から第三項まで及び第二十三條第一項各号の項上欄中「第二十二條第一項から第三項まで」を「第二十二條第二項から第四項まで」に改め、同項中欄中「中小企業者」を「特定事業者」に改め、同表第二十四條第一項第一号及び第三号の項中「中小企業者及び組合等」を「特定事業者」に改め、同表第七十條第二項の項中欄中「中小企業者」を「特定事業者」に改める。

（株式会社地域経済活性化支援機構法の一部改正）

第二十八条 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十九条 株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第六十三条中「第二条第十六項」を「第二十条第二十項」に改める。

（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部改正）

第三十条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第六十一条中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第三十一条 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項中「又は同法第二十五条第一項の特別事業再編計画の認定」を削る。

第六十一条中「第二条第十六項」を「第二十条第二十項」に改める。

（復興庁設置法の一部改正）

第三十二条 復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の項を削る。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第三十三条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十四項第二号」を「第二条第二十五項第二号」に改める。

第二十四条 国家戦略特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第二条第二十五項第二号」を「第二十九条第二号」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）の一部を次のように改正する。

附則第五十三条及び第七十條中「において、」の下に「同条第一項中「第二条第六項」とあるのは「第二条第七項」と、「第二条第五項」とあるのは「第二条第六項」と、」を加える。

